

「令和 5 年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。令和 5 年度もこれまでと同様に、継続して実施します。

事業周知のため、令和 5 年度版のリーフレットを 3 月の区連会資料に同封して各自治会町内会長あてにお送りします。よろしくお願いいたします。

1 令和 5 年度横浜市市民活動保険補償内容

令和 4 年度補償内容から変更はありません。

賠償責任保険（限度額）		傷害保険	
身体賠償	1 名 1 億円	死 亡	1 名 500 万円
	1 事故 5 億円	後遺障害	後遺障害の程度に応じた金額 (1 名 上限 500 万円)
財物賠償	1 事故 500 万円	入 院	1 日 3,500 円 (180 日限度)
保管物賠償	1 事故 500 万円	通 院	1 日 2,500 円 (90 日限度)
免責金額 (自己負担額)	5,000 円	手 術	入院の手術 35,000 円 外来の手術 17,500 円

2 添付資料

リーフレット「令和 5 年度横浜市市民活動保険のご案内」

3 主な配布先

各区総務課、各区区政推進課広報相談係、各区市民活動支援センター、地域ケアプラザ 等
本市ホームページにも掲載します。

※ 令和 5 年度横浜市市民活動保険事業は、予算案が横浜市会において議決されることが実施の条件となります。

【担当】市民局地域活動推進課 木村・笹尾

電話：045-671-3624

メール：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

令和5年度 横浜市市民活動保険のご案内

ボランティア活動中のケガや、他人の物を壊した場合などの補償制度です。

令和5年4月1日午後4時～翌年4月1日午後4時に発生した事故が対象です。
補償内容等が年度によって変わる場合がありますので、必ずご確認ください。

特徴

- 保険料は不要です。
- 事前の登録・加入手続きは不要です。
- 事故発生後に手続きをしていただけます。

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。活動者には事故発生後に、日頃の具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。それに基づき横浜市と保険会社が審査を行い、要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

※ 詳しい手続き方法・必要書類については、最後のページをご確認ください。

対象

もっぱら市内で、次の4つの要件を全て満たすボランティア活動を行う方。

- ① **自主的に**構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動
- ② **無報酬**の活動（交通費などの実費の支給を除く）
- ③ **継続的・計画的**に行っている活動
- ④ **公益性**のある(他人や社会に貢献する)活動

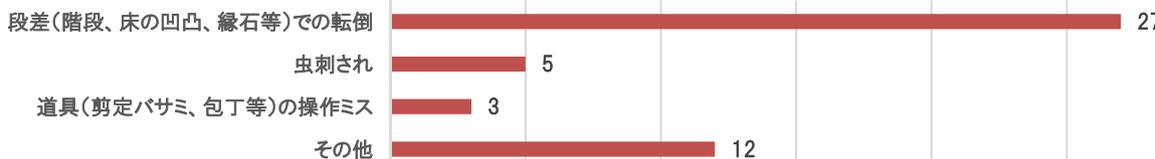
対象となる活動の例は次ページ

※ 対象となるボランティア活動には次の行為も含まれます。

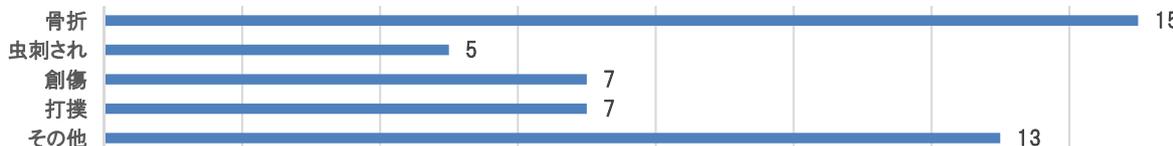
- ・ 集合地又は出発地及び解散地と自宅との通常考えられる経路の往復途上（国内に限る）
- ・ 活動に必要な会議・会場設営の準備活動、後片付け

事故の原因は？

【傷害事故: 令和4年4月～令和4年12月】



負傷内容は？



どうぞ気を付けてご活動ください。

対象となるボランティア活動の例



1	社会福祉施設等への援護活動	行事の手伝い、習い事の指導、慰問 等
2	高齢者、障がい児・者等への援護活動	配食サービス、生活介助、手話通訳・点訳・朗読奉仕 等
3	清掃活動	公園・河川・公道等の不特定多数の方が利用する場所の清掃・美化活動 等
4	資源回収・リサイクル活動	
5	公共的団体が行う募金活動	共同募金、交通遺児募金 等
6	地域防災・防犯活動	地域防災拠点の運営、地域の防災訓練の運営・指導、避難所での配食活動、防犯パトロール 等
7	交通安全活動	通学路での児童の見守り、自転車放置防止 等
8	保健衛生活動	食生活改善指導、健康に関する啓発 等
9	スポーツ活動の指導・運営	各種スポーツの指導、競技会の企画・運営・審判 等
10	文化活動の指導・運営	絵画・音楽・パソコン・各種学習の指導、講座の企画・運営 等
11	地域住民組織の運営	自治会町内会や老人クラブ、子ども会の運営、自治会町内会役員会等の会議への参加、広報物の配付・掲示 等
12	市(区)主催・共催事業の企画・運営	講演会、展示会等の企画・運営 等



次の活動は対象になりません。(主な例)

- (1) 勤務中や職業に従事しているときの活動、委託契約に基づく活動(報酬の有無にかかわらず、対象外)
- (2) 民生委員・児童委員、スポーツ推進委員などの**非常勤特別職の地方公務員としての活動**
(公務災害等の補償があります)
- (3) **学校管理下での活動**(例:市立学校の授業で川の清掃を行う生徒と、それを指導する地域の方)
- (4) **単位取得や学習のために行う活動**(例:学校の宿題として課された活動)
- (5) 金額にかかわらず、謝金・手当など、**労働の対価が支給される活動**(交通費・食費などの実費の支給は可)
- (6) **一時的、突発的な善意の行為**(例:一時的な手伝い、突然倒れた人を助ける行為)
- (7) 親睦が目的の活動、サークル活動(例:団体の親睦会、活動後の慰労会、趣味の活動)
- (8) **互助的な活動**(例:集合住宅の敷地内の清掃、共有財産の管理、ごみ集積場所の清掃)
- (9) **特定の個人や特定の団体の利益のための活動**
- (10) **政治、宗教、営利に関わる活動**(例:祭礼等の宗教行為を含む行事、宗教施設の維持管理等)
- (11) **チェーンソーを使用する森林ボランティア活動**(賠償責任事故のみ対象となります)
 - ㊦ 防災訓練やイベントの**参加者**、講座の**受講者**は対象になりません。(スポーツ活動の運営者であっても競技参加中の事故は対象外となります)
 - ㊧ 本市が執行する他の保険とは併用できません。(個人で加入している民間の保険との併用は可能です)
 - ㊨ 本市が所有する施設への賠償責任事故には適用できません。

補償内容



賠償責任事故	ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりなどした結果、被害者から損害賠償を求められ、 法律上の賠償責任を負った場合に 保険金が支払われます(道義上の責任のみでは支払対象となりません)。 ※免責金額(自己負担額)5,000円を超える部分について支払われます。			
	区分	保険金額(限度額)	自己負担額	内容
	身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	5,000円	他人の身体に損害を与えた場合
	財物賠償	1事故 500万円		他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償	他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合			

傷害事故	ボランティア活動中に発生した 急激かつ偶然な外来事故(※) によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。		
	区分	保険金額	内容
	死亡	1名 500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に死亡した場合
	後遺障害	程度により 1名 20~500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合
	入院	1日 3,500円 (180日限度)	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に入院または通院した場合 ※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算します。 ※ 医師のいる医療機関 で診断・治療を受けてください。
	通院	1日 2,500円 (90日限度)	
手術	入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円	入院保険金が支払われる場合で、事故の日から180日以内に傷害の治療のために手術を受けた場合(1回の手術に限る)	

※急激かつ偶然な外来事故とは

- ・ **急激**・・・原因または結果の発生を**避け得ない**程度に急迫した状態
- ・ **偶然**・・・原因または結果の発生が対象者にとって**予知できない**状態
- ・ **外来**・・・原因の発生が対象者の身体に内在するもの(**持病等**)ではないこと



支払いの対象とならない主な例

■賠償責任事故・傷害事故 共通

・地震、噴火、または津波による事故 ・活動者の故意による事故 ・活動者の心神喪失による事故 等

■賠償責任事故

- ・ 車両の所有、使用、または管理に起因する事故
- ・ 故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売又は提供した物による事故
- ・ 自身(団体)の財物の滅失、き損または汚損
- ・ 活動者の親族に対する事故 等

■傷害事故

- ・ 熱中症
- ・ 対象者の脳疾患や疾病によるもの
- ・ 細菌性食中毒
- ・ むち打ち症や腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないもの
- ・ 自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔運転による事故
- ・ 重大な過失による事故
- ・ 長時間立って作業をしたことでひざを痛めた 等

事故が起こった際の手続き方法



1 (ケガをした場合)すぐ病院へ行く

事故によるケガの状態を把握し、適切な治療を受けるために**医師のいる病院**へ行きます。

2 区役所へ連絡する(原則 30 日以内)

事故が発生した場合は、お近くの**区役所総務課**まで電話等でご連絡ください。手続き方法をご説明いたします。

3 区役所に必要書類を提出する(事故報告書の様式を受け取った日から原則 14 日以内)

■ 区役所から「**事故報告書(様式)**」をお渡しします。必要事項を記入し、**書類(下表参照)**と一緒にご提出ください。

保険の対象要件(確認事項)		提出書類の例
1	自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である	規約、会則、チラシ、ボランティア募集パンフレット 等
2	無報酬の活動である	
3	公益性のある活動である	
4	継続的・計画的に実施されている活動である	事業計画書、案内文、チラシ 等
5	申請者(活動者)が事故日に活動していた	当日の活動者名簿、当番表、ボランティア登録票 等
6	【往復経路での事故の場合のみ】 事故は、適切な経路上で発生している	「自宅～活動場所」の経路と事故発生場所が示された地図

■ 「**事故報告書**」には、**事故や活動を証明できるご家族以外の第三者の氏名・住所等を記載**していただきます。

■ **市が、対象となる活動であると認める場合に、保険会社から保険金の請求に必要な書類をお送りします。**

4 保険会社に保険金の請求書を提出する

■ **賠償責任事故の場合**は、被害者との間で示談が成立した時、または調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後にご提出ください。

■ **傷害事故の場合**は、日常生活に支障がない程度まで回復された時、または事故発生日から 180 日を経過した時にご提出ください。

■ **請求内容について保険会社が確認・調査した結果、対象事故であると認める場合に、保険金が支払われます。**

よくあるご質問

横浜市ホームページに掲載しています。 [トップページ](#) [市民活動保険](#)



Q1: 市民活動保険が利用できるのなら、自分で契約していた保険は解約しても大丈夫ですか？

→市民活動保険は万が一の事故のための最低限の補償を行う制度のため、活動内容を踏まえ、どの範囲の補償が必要か十分に検討してください。なお、任意で契約した民間の保険と併用できる場合もあります。

Q2: 申請書類に名簿等の提出が必要とありますが、個人情報の取扱はどのようになりますか？

→全員の名簿は必要ありません。申請する方や関係する方の記載部分のみご提出ください。また、ご提出の際は団体代表者や該当者の了解を得る等、ご調整ください。

(各区役所総務課) お問い合わせ・申請先	青葉区	Tel 978-2212 Fax 978-2410	港南区	Tel 847-8305 Fax 841-7030	戸塚区	Tel 866-8308 Fax 881-0241
	旭区	Tel 954-6006 Fax 951-3401	港北区	Tel 540-2206 Fax 540-2209	中区	Tel 224-8112 Fax 224-8109
	泉区	Tel 800-2312 Fax 800-2505	栄区	Tel 894-8311 Fax 895-2260	西区	Tel 320-8308 Fax 322-9847
	磯子区	Tel 750-2311 Fax 750-2530	瀬谷区	Tel 367-5611 Fax 366-9657	保土ヶ谷区	Tel 334-6373 Fax 334-6390
	神奈川区	Tel 411-7006 Fax 324-5904	都筑区	Tel 948-2212 Fax 948-2208	緑区	Tel 930-2211 Fax 930-2209
	市外局番 045	金沢区	Tel 788-7705 Fax 786-0934	鶴見区	Tel 510-1653 Fax 510-1889	南区

令和5年度 LED防犯灯整備事業について（依頼）

日頃から、本市のLED防犯灯整備事業に御理解、御協力を賜り、厚くお礼を申しあげます。令和5年度も引き続きLED防犯灯の新規設置、維持管理等を行ってまいりますので御協力をお願いします。

お願い1 LED防犯灯の見守りへの御協力について

横浜市が設置したLED防犯灯については、電気料金の支払及び故障時の修繕などの管理は横浜市が行い、故障の発見及び連絡、繁茂した草木の除去等の日常の見守りは、自治会町内会の皆様をお願いしております。引き続き御協力をお願いします。

***LED防犯灯の故障等を発見された際は、下記の連絡先までご連絡ください。**

鶴見区地域振興課 電話045-510-1687
市民局地域防犯支援課 電話045-671-3709

***お知らせいただきたいこと**

- ① 管理番号(黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号です。)
- ② 電柱番号(電柱に電柱番号が記載されている場合には、併せてご連絡ください)
- ③ 住所及び目標物
- ④ 不具合の内容(「点灯していない」「昼間も点灯している」「点滅している」「鋼管ポールに車が衝突し傾いている」等)
- ⑤ 不具合発生の時期(気づいた日)、及び時間帯

*防犯灯は周囲の状況や他の照明との関係により、防犯灯によっては点灯する時間が遅くなる場合がありますが、故障ではありません。

*鋼管ポールが倒れたり、大きく傾いたりなどして、電線の垂れ下がりや切断しているのを見つけたときは、大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター(電話:0120-995-007、※0120 番号をご利用になれない場合は 03-6375-9803(有料))に御連絡ください。

※横浜市防犯灯の管理番号について

電柱共架タイプ	鋼管ポールタイプ
<p>灯具の横に黄色のプレートが付いています。</p> 	<p>ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています。</p> 
 	<p>プレートタイプ</p>  <p>シールタイプ</p> 

<コラム1 LED 防犯灯事業の現状>

～灯具の耐用年数を超過した防犯灯が増えています～

平成 21～23 年度に設置した LED 防犯灯は、10 年とされている耐用年数を超過して使用しており、維持管理への対応に注力しています。



お願い2 鋼管ポール防犯灯の撤去、建替えへの御協力について

著しく劣化した鋼管ポールは、撤去、建替えを行います。

撤去、建替えの実施には近隣にお住いの方の御理解、御協力が必要となります。近隣にお住いの皆様から御理解、御協力を得るために、自治会町内会のお力をお借りし、御協力をお願いします。具体的な対応については個別にお願いさせていただきます。

- (1) 対象となる鋼管ポールの選定は、市民局地域防犯支援課が行います。
- (2) 付近に電柱がある場合は、ポールを撤去し、灯具を電柱へ移設します。
建替えは付近に電柱がない場合に限られます。
- (3) 建替えの際には、横浜市の仕様に則り、鋼管ポール基礎の直径 50cm のものを設置します。その結果、従前の鋼管ポールと同じ場所に設置することができない場合もあります。このような場合は自治会町内会と協力し、新たな設置場所を検討します。
- (4) 設置可能な場所が見つからなかった場合や、近隣にお住いの皆様の合意が得られなかった場合は、撤去のみとなることもございますので、御了承ください。

<コラム2 LED 防犯灯事業の現状>

～鋼管ポールの中には経時劣化により建て替えが必要なものも増えています～

自治会町内会から移管した鋼管ポール防犯灯は設置の時期や工法が一樣ではなく、中には著しく劣化したものもあります。倒壊による被害を生じさせないように、計画的な建替えを実施しています。



お願い3 LED防犯灯移設の御検討について

地域の安全で安心な環境づくりに重要な役割を担っている防犯灯ですが、周辺の土地利用状況が変わり、防犯灯に頼ることなく十分な明るさを確保できるようになった場合などについては、明かりが必要な場所に移設することを御検討いただくようお願いいたします。

移設の手続の詳細につきましては、市民局地域防犯支援課までお問い合わせください。

- (1) 移設先は横浜市防犯灯設置基準を満たしている電柱に限ります。
(鋼管ポール防犯灯の移設（抜いて刺しなおす）はできません。)
- (2) 移設の費用は、横浜市が負担します。

お願い4 自治会町内会管理の防犯灯のLED化の御検討について

蛍光灯防犯灯を所有管理している自治会町内会様におかれましては、蛍光管の交換が不要で、電気代も節約できるLED防犯灯への交換について、脱温暖化対策とSDGsの観点からも御検討を進めていただきますようお願い申し上げます。

(参考)1灯当たりの年間電気代（令和4年度）

22W蛍光灯：約4,667円 ⇒ 10WLED灯：約1,901円 ※約60%削減

お願い5 LED防犯灯寄附の御検討について

自治会町内会や宅地開発事業者の皆様が、独自に電柱へLED防犯灯を新設する際、事前に横浜市と協議し、その防犯灯を横浜市へ寄附することにより、その後の電気料金の支払及び故障時の修繕対応などを横浜市で対応することが可能な場合があります。

横浜市LED防犯灯仕様及び横浜市防犯灯設置基準を満たしているものが対象となりますので、寄附の手続の詳細につきましては、市民局地域防犯支援課までお問い合わせ、御相談ください。

お知らせ LED 防犯灯新設の申請について

令和5年度の新規設置灯数は、電柱タイプが180灯、鋼管ポールタイプが18灯を予定しています。すべての御要望には添えない状況ですが、防犯灯設置基準に照らし合わせ、より効果的な設置を進めてまいりますので、御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 申請書類及び提出期限について

- (1) 設置を希望する自治会町内会は、申請書を各区役所地域振興課でお受け取りください。
- (2) 申請書は、**令和5年5月31日(水)までに**各区役所地域振興課に御提出ください。

2 申請場所の選定について

- (1) 選定場所は、多くの地域の方が通行する道路を照明する場所とし、周囲に明かりが無く、防犯上不安のあるところとしてください。
- (2) 場所を選定する際には、必ずお住まいの方や近隣の方など関係者の御理解を得たうえで申請を行ってください。

3 令和5年度のLED防犯灯の新設予定数について

電柱へのLED防犯灯の新設・・・・・・・・・・・・・・180灯（昨年度 300灯）
鋼管ポールLED防犯灯の新設・・・・・・・・・・・・・・18灯（昨年度 一時休止）

【 横浜市防犯灯設置基準（抜粋） 】

- ・ 設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・ 灯具は、東電柱又はN T T柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・ 防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね25メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- ・ 灯具の設置の高さは、原則として地上から4.5メートル以上とする。

【注】この事業は、令和5年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

＜お問合せ先＞

市民局地域防犯支援課防犯灯担当

電話：045-671-3709

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.jp

自治会町内会長 様

「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」への ご協力の御礼及び単純集計結果（速報）について

日頃から、市政へのご協力を賜り、ありがとうございます。

自治会町内会ではコロナ禍等を契機に活動スタイルの見直しをされている中で、横浜市としましても、それに対応した方向性を検討するため、11月から1月にかけて標記アンケートのお願いをし、皆様方にご協力いただきました。誠にありがとうございました。

現在も分析を行っているところではありますが、まずは単純集計結果につきましてご報告いたします。

今後の取組については、アンケート結果をもとに、市連会や区連会で御意見を伺いながら、優先順位をつけ見直しを進めていきたいと考えております。引き続きよろしくごお願い申し上げます。

1 アンケート回収状況

電子申請： 606件

郵送等：1,132件

合計：1,738件（回答率：61.0%）

約6割の方にご回答いただきました！

2 アンケート結果について

(1) 横浜市からの情報周知

＜方法＞「資料＋説明」が適切（上位3位）

- ・生命・財産に関するもの（防災関係、コロナ関連情報等）：64%
- ・自治会町内会活動に関連するもの（補助事業の案内、先進的な活動事例等）：57%
- ・市政・区政、施策の周知を目的とするもの（市の計画案内、市民意見募集等）：44%

＜改善すべき点＞（上位3位）

- ・資料の分かりやすさ：52%
- ・情報量の多さ：41%
- ・情報内容の精査（「広報よこはま」掲載情報の区連会議題からの除外）：38%

(2) 委嘱委員の推薦

委嘱委員の候補者探しが「難しい」：56%、「やや難しい」：28%

＜難しい理由＞（上位3位）

- ・活動に充てる時間の余裕のない人や活動時間の合わない人が多かった：67%
- ・地域での役割や活動の認知度が低く、理解を得にくかった：49%
- ・委嘱委員の責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった：49%

(3) 候補者推薦における横浜市の関わり・支援のうち期待する取組(上位3位)

委嘱委員の会議回数の減など業務量の削減：47%

委嘱委員の業務内容説明資料の配付：39%

地域活動人材の紹介など個別に相談できる環境：26%

裏面あり

(4) 民生委員・児童委員の推薦

令和4年12月一斉改選で候補者確保が特に難しかった理由（上位3位）

民生委員の責任が重く、負担が大きいと考えている人が多かった : 46%

活動に充てる時間的余裕のない人や活動時間が合わない人が多かった : 35%

民生委員の業務量が多く、負担が大きいと考えている人が多かった : 34%

3 アンケート調査報告（速報・単純集計）

別紙の通り

〈行政からの情報周知・委嘱委員の推薦について〉

担当 市民局地域活動推進課 小河内、川口

電話 045-671-2317

電子メール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

〈民生委員・児童委員について〉

担当 健康福祉局地域支援課 柿沼、中澤

電話 045-671-4046

電子メール kf-chiikishien@city.yokohama.jp

自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート単純集計結果（速報版）

【調査の目的】

「令和2年度横浜市自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査」の結果において、行政からの依頼事項のうち、「委嘱委員の推薦」及び「行政からの情報周知」に対する負担感が特に大きいことが読み取れた。それらの負担感解消に向けた本市の対応の方向性を検討するため、自治会町内会の状況や地域のニーズを把握することを目的として調査を実施した。

【調査概要】

(1)調査方法

- ・アンケート方法による定量調査
- ・区連会配送ルートにより調査票を配付。回収は郵送および横浜市電子申請届出システムによる回答。

(2)調査の対象

市内の全自治会町内会長：2,849名（令和3年4月1日時点数）

(3)実施時期

令和4年11月11日～令和5年1月31日

(4)回収率(数)

発送数：2,849票／有効回答標本数：1,738票／有効回答標本回答率：61%

(5)調査実施主体

横浜市（市民局地域活動推進課、健康福祉局地域支援課）

【表記について】

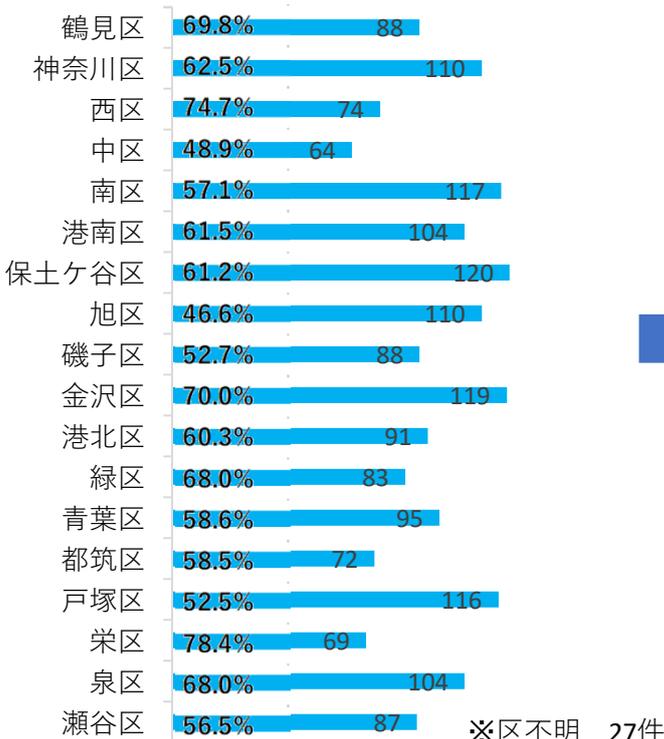
本報告書（速報版）では、アンケート回答の集計結果（割合%）を小数点以下第一位の四捨五入により整数値として、表記しているが、グラフ作成に使用している集計結果は少数点以下を持ったデータとして処理をしている。このため、同じ整数値であってもグラフ面積や長さが異なっていたり、合算値が100とならない箇所がある。また、特記がない限りn=88（鶴見区有効回答標本数）とする。

各設問の「その他」における記述欄及び、自由記述の設問の回答においては、速報版では省略する。

回収状況

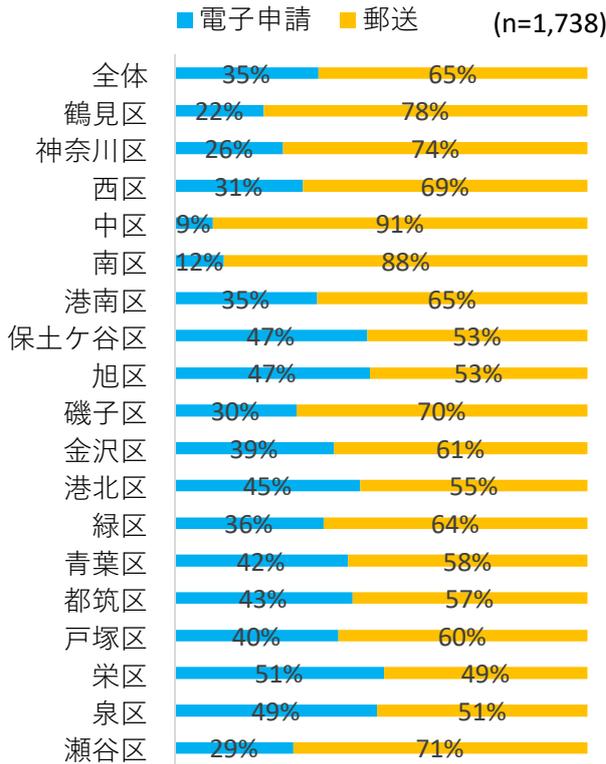
区別回収率、回収数

(n=1,738)

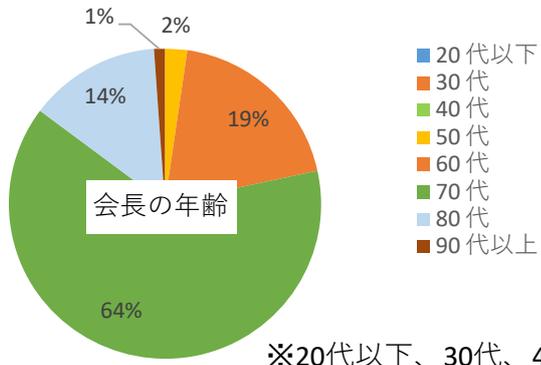
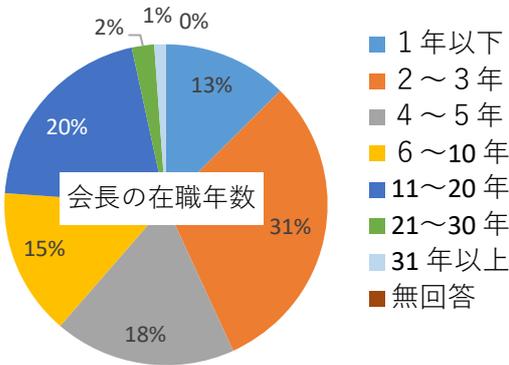
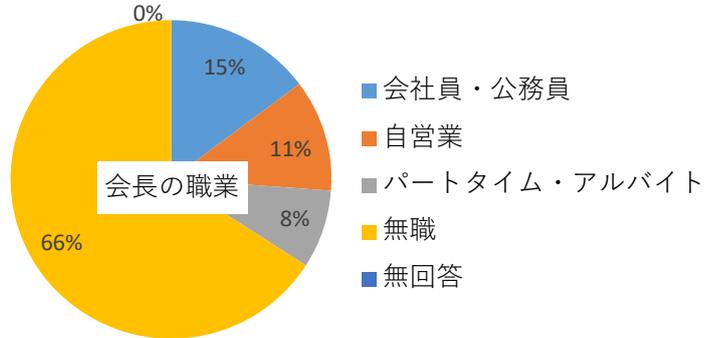
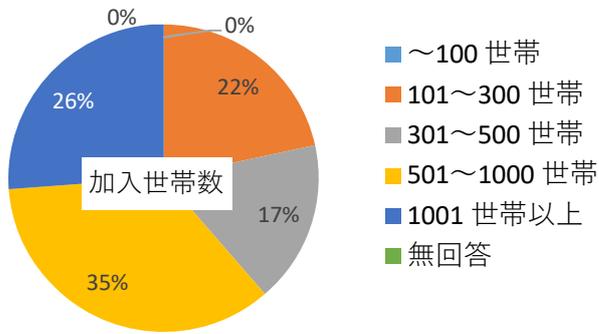


電子申請/郵送等 比率

(n=1,738)



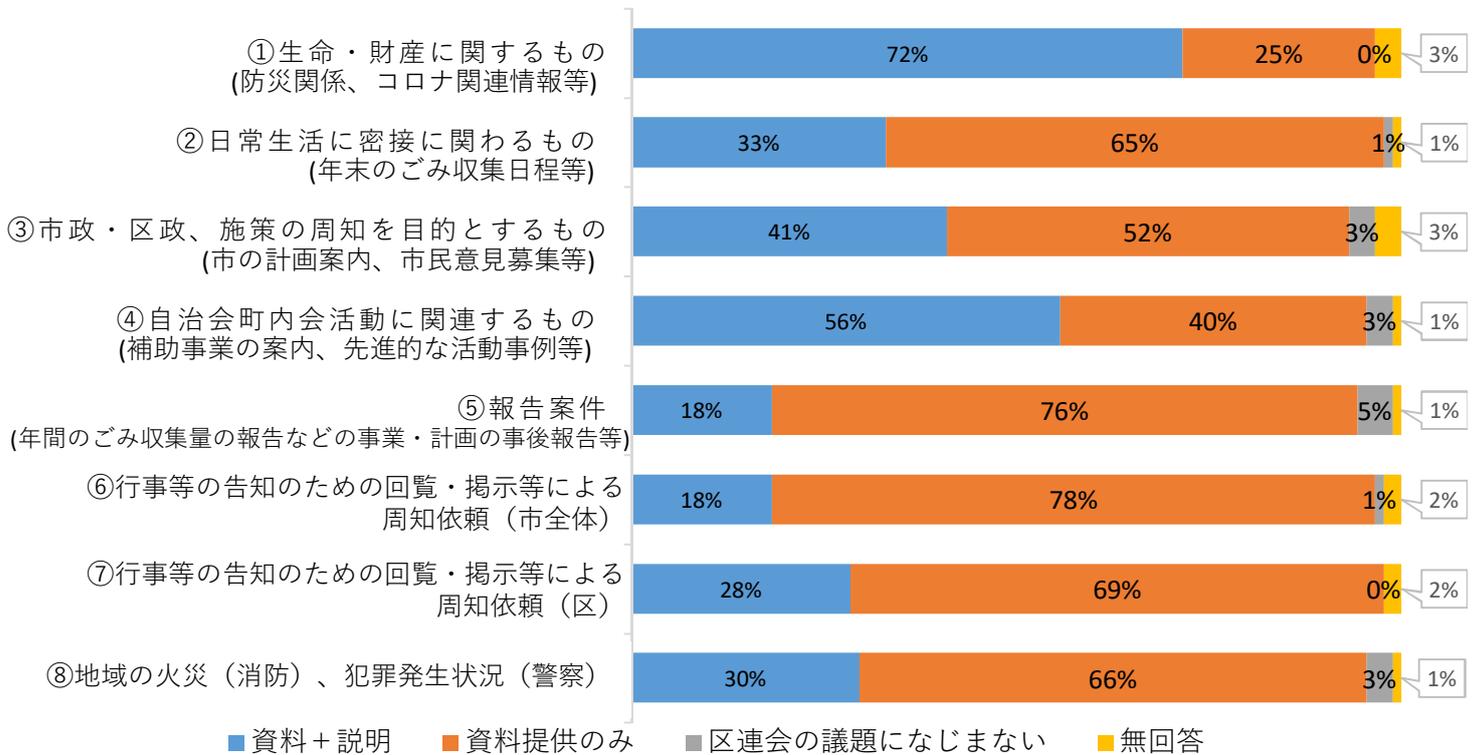
1 会長の情報



※20代以下、30代、40代、無回答は該当なし

2 横浜市からの情報周知について

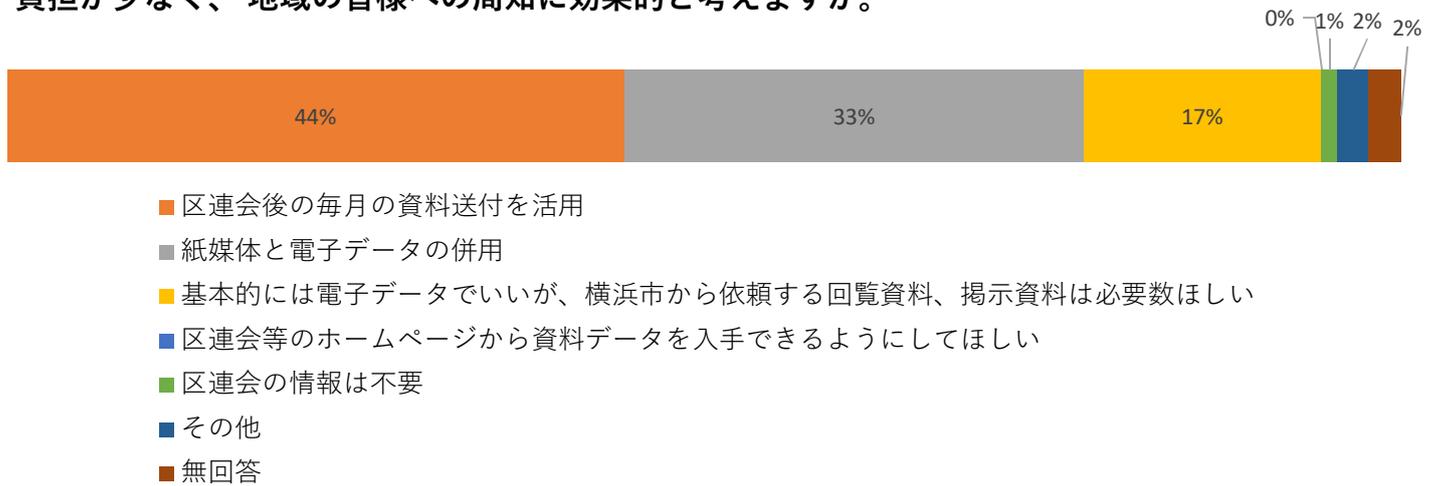
2(1)横浜市からの情報周知について 以下の種別の情報をどのような方法でお伝えするのが適切と思いますか



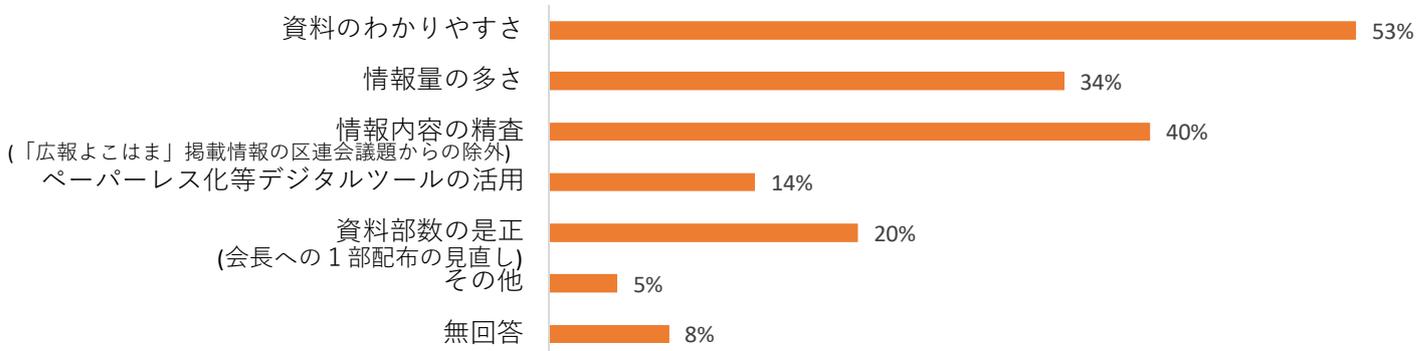
2(2)区連会資料を区連会ホームページ等から入手し、電子データ (ワード、PDF 等) で活用していますか。



2(3)今後、区連会を通じた情報をどのような方法で受け取るのが、会長の皆様に負担が少なく、地域の皆様への周知に効果的と考えますか。

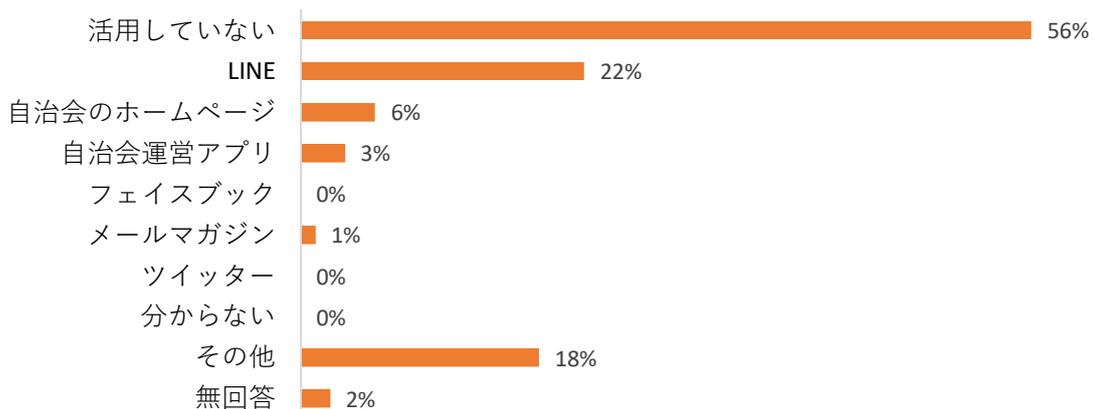


2(4)区連会資料の情報を周知する上で行政が改善すべき点について、あてはまるものすべてを選択してください。



3 自治会町内会のデジタル化の状況

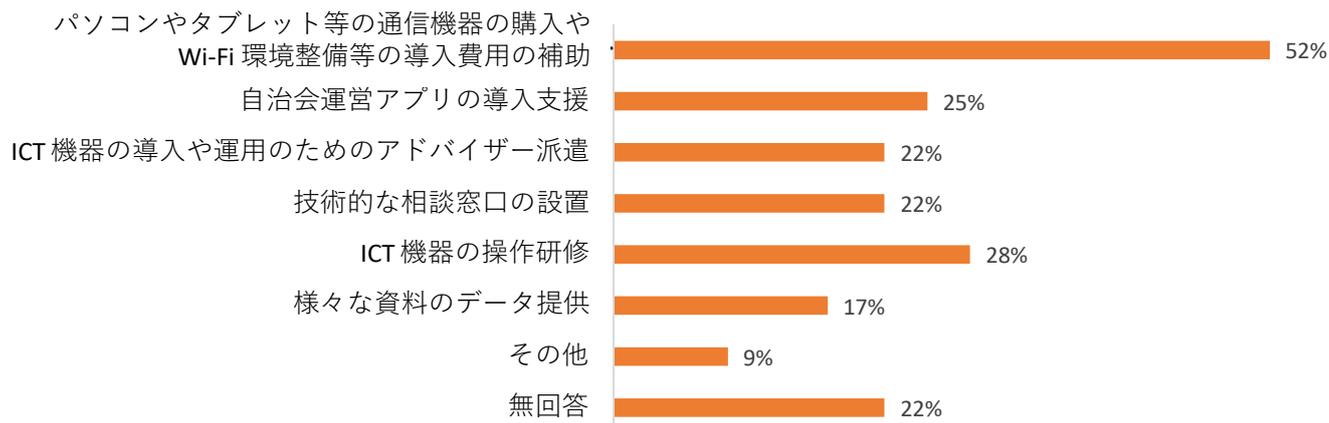
3(1)会員の皆様へ自治会活動等の情報を周知する際に以下の方法を活用していますか。



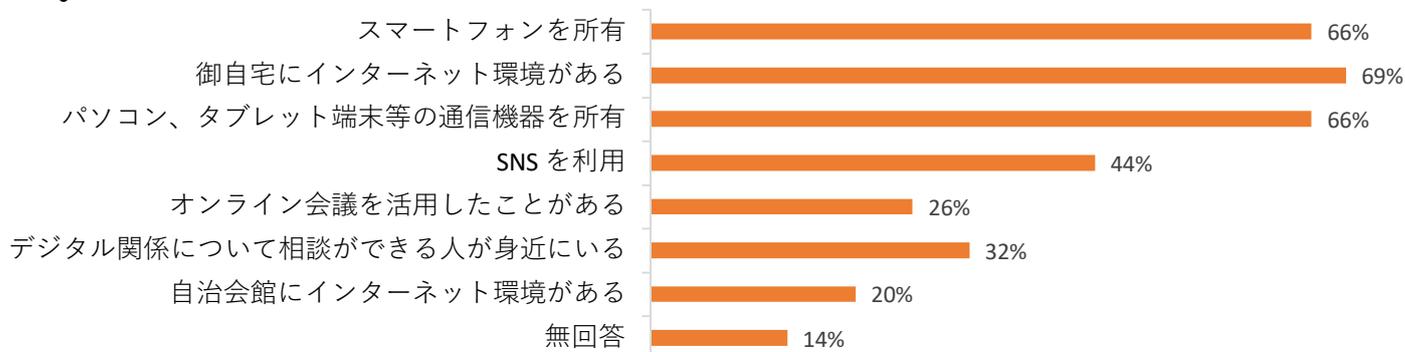
3(2) (1) のデジタルツールの具体的な活用事例 (自由記述)

速報版では省略

3(3) ICTを活用した情報周知をする上での行政からの支援策として有効と思われるものについて、あてはまるものすべてを選択してください。



3(4)会長御自身のデジタル環境について、あてはまるものすべてを選択してください。

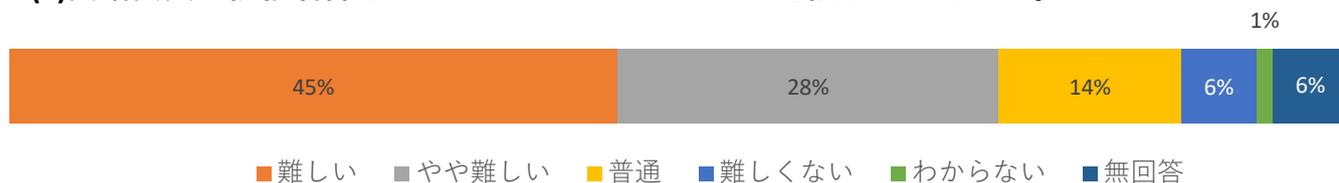


4 横浜市からの情報周知について（自由記述）

速報版では省略

5 委嘱委員推薦事務について

5(1)委嘱委員の候補者探しについてあてはまるものを選択してください。



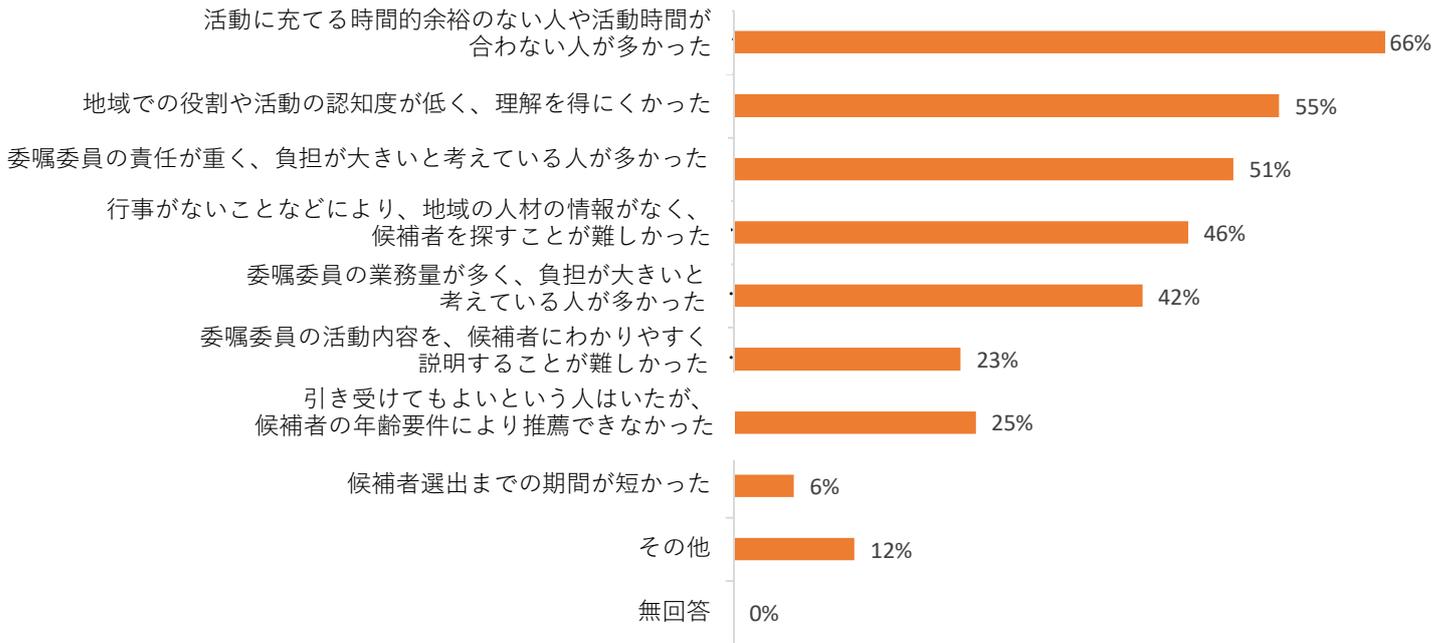
（委嘱委員の例）

スポーツ推進委員、青少年指導員、環境事業推進委員、保健活動推進員、
 明るい選挙推進委員、消費生活推進員（一部区に限る）（※）

※民生委員・児童委員については、設問6以降で伺っています。

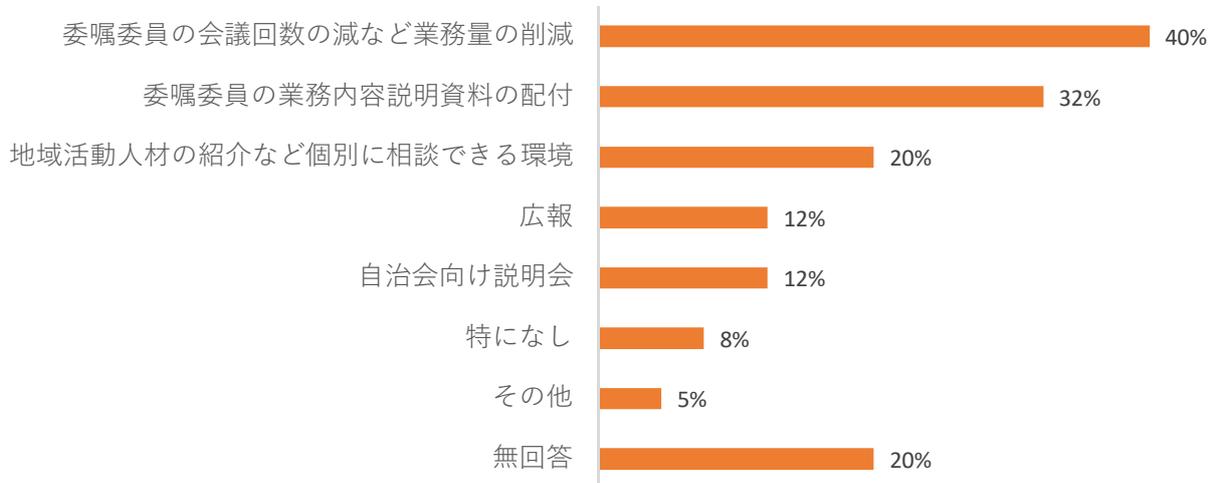
5(2) (1) で「1 難しい」「2 やや難しい」と回答した方に伺います。選んだ理由としてあてはまるものすべてを選択してください。

(n=65)



5(3) (1) で「1 難しい」「2 やや難しい」と回答した方に伺います。候補者推薦における横浜市の関わり・支援のうち、期待する取組について、あてはまるものすべてを選択してください。

(n=65)



5(4) 候補者探しが最も困難と感じた委嘱委員や日頃から感じていること（自由記述）
速報版では省略

6 令和4年一斉改選の民生委員候補者の推薦事務について

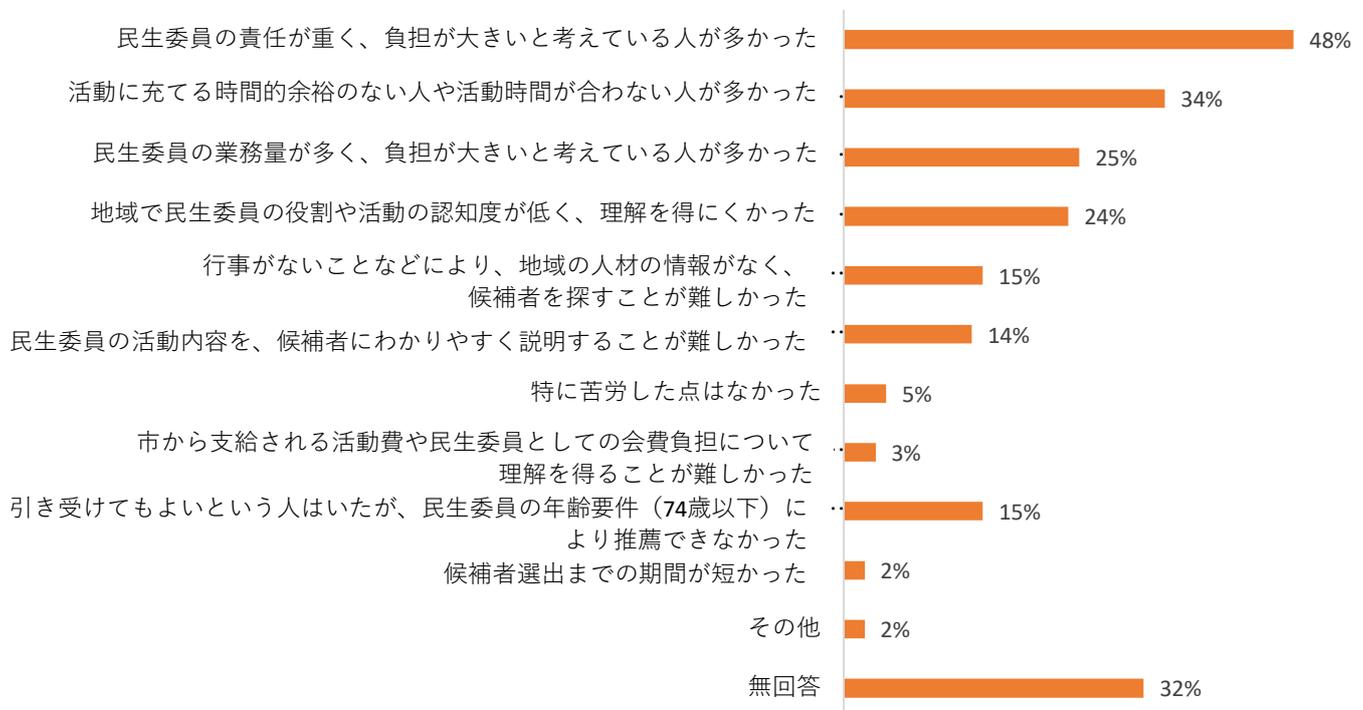
6(1)推薦状況について、あてはまるものを選択してください。



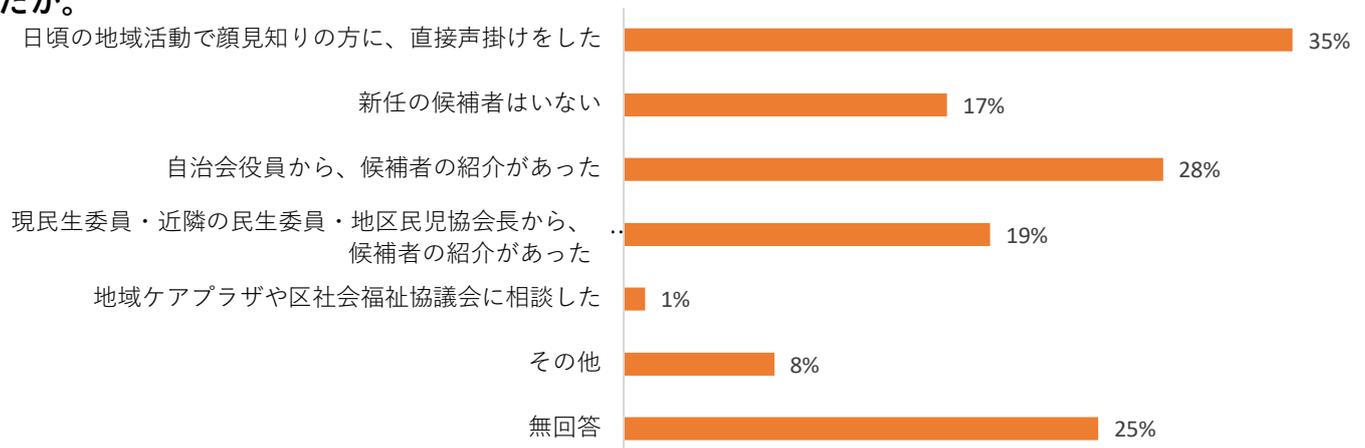
6(2) スムーズに推薦を行うことができたポイントや工夫した点（(1)で「全員推薦できた」と回答した方のみ）

速報版では省略

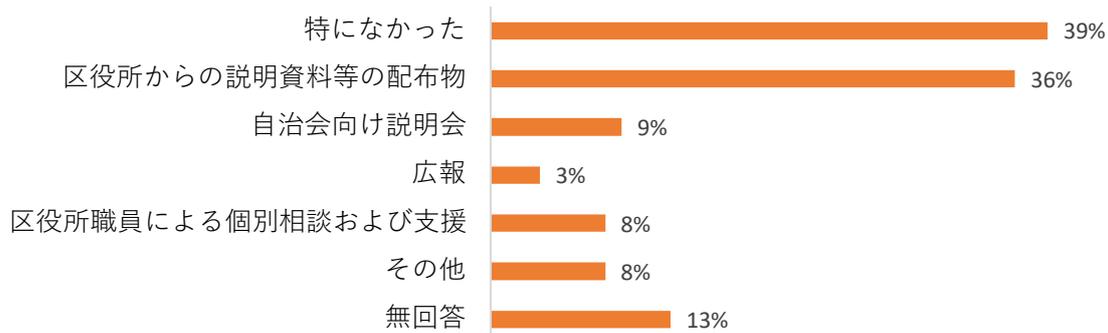
6(3) 「民生委員となる候補者の確保」について、「今回は特に難しかった」との御意見を多く伺いました。具体的にどのような御苦労が大きかったですか。特にあてはまるものを3つまで選択してください。



6(4) 新任の候補者が含まれている場合、その候補者はどのようにお探しになりましたか。

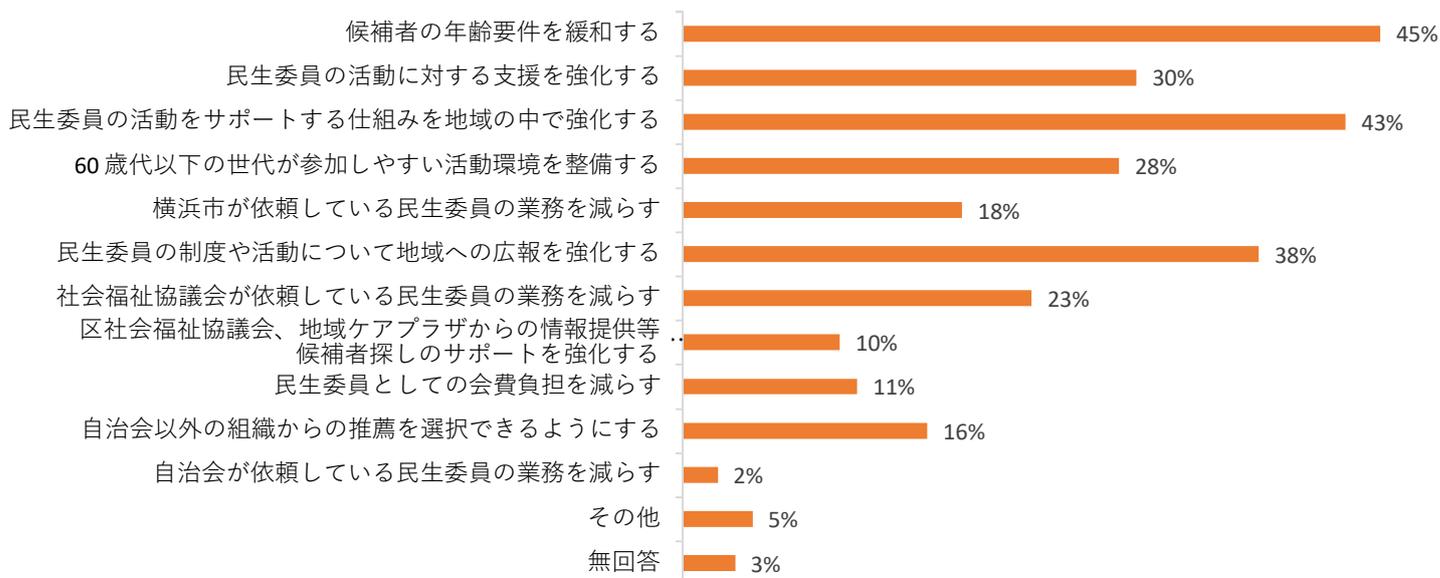


6(5)横浜市の関わり・支援のうち、候補者推薦に役立ったと感じた内容について、あてはまるものすべてを選択してください。

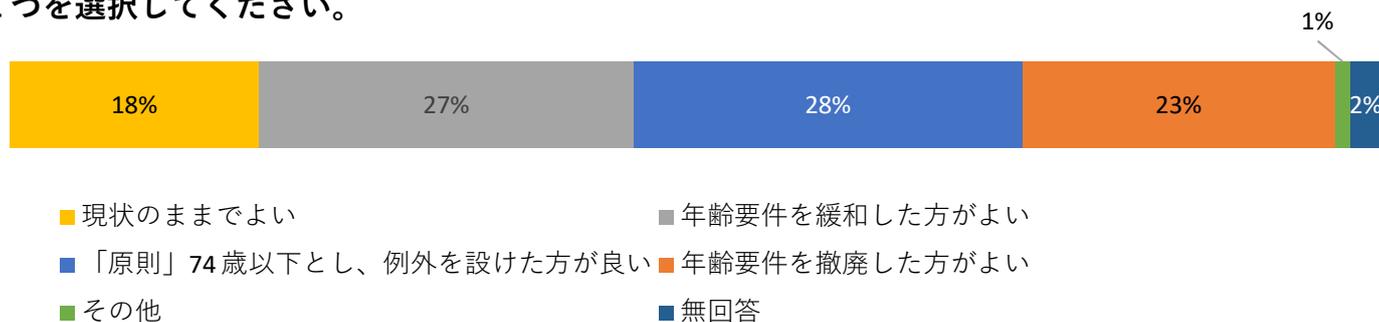


7 今後の推薦に向けた考えについて

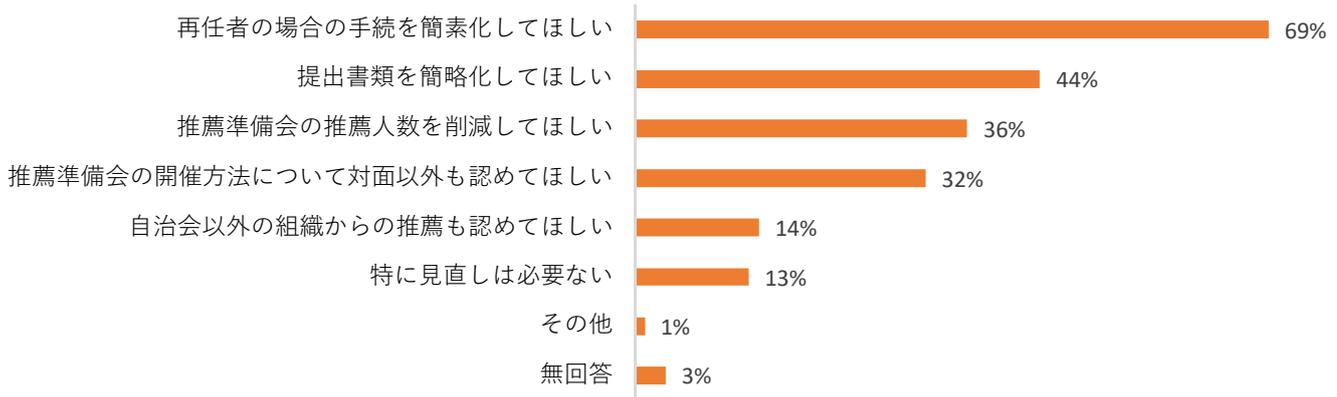
7(1)候補者の確保に有効と考える取組について、特にあてはまるものを3つまで選択してください。



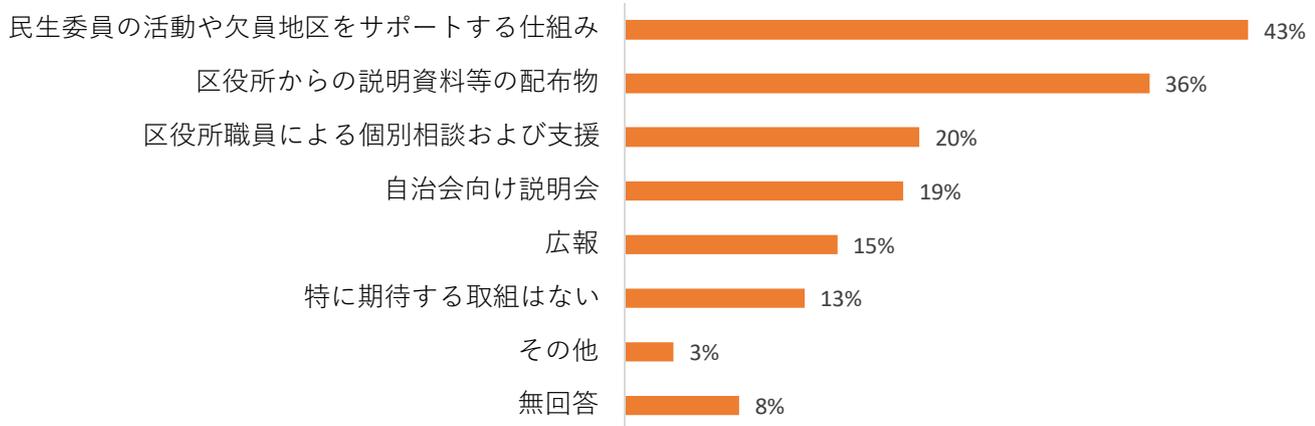
7(2)横浜市では、将来にわたり積極的な活動を行えるよう、候補者の年齢要件を「74歳以下」としていますが、適当と考える年齢要件について、あてはまるもの1つを選択してください。



7(3)推薦手続に関し、改善してほしいと考える内容について、あてはまるものすべてを選択してください。

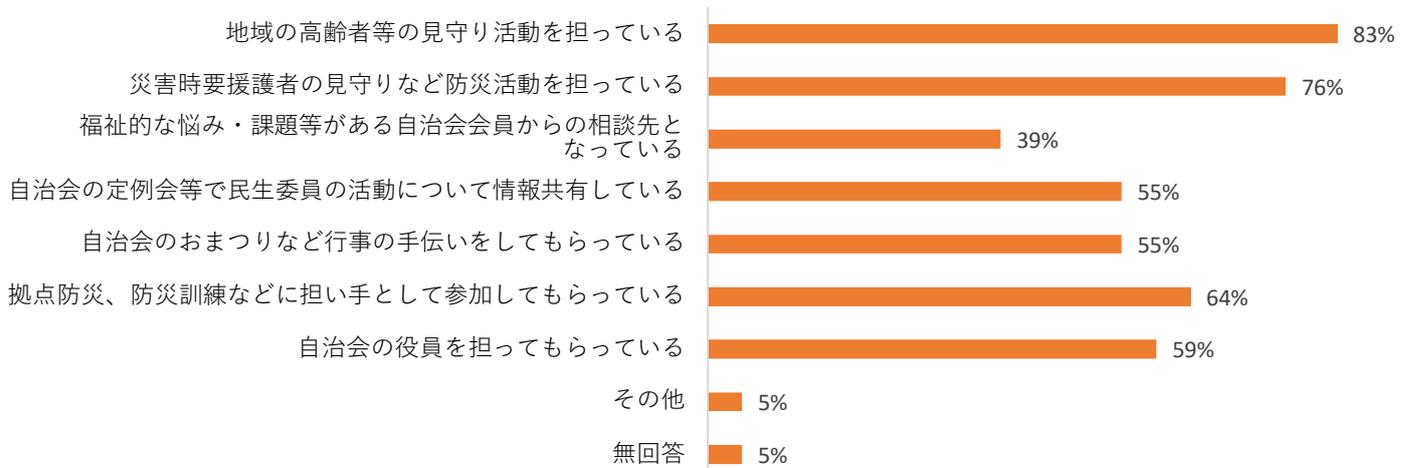


7(4)候補者推薦における横浜市の関わり・支援のうち、期待する取組について、あてはまるものすべてを選択してください。



8 自治会と民生委員との関わりについて

8(1)自治会と民生委員の日ごろの関わりについて、あてはまるものすべてを選択してください。



8(2) 自治会が民生委員の活動をサポートするために実施している取組

速報版では省略

9 その他、民生委員・児童委員の推薦・活動・制度について（自由記述）

速報版では省略

自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート単純集計結果（速報版）

【調査の目的】

「令和2年度横浜市自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査」の結果において、行政からの依頼事項のうち、「委嘱委員の推薦」及び「行政からの情報周知」に対する負担感が特に大きいことが読み取れた。それらの負担感解消に向けた本市の対応の方向性を検討するため、自治会町内会の状況や地域のニーズを把握することを目的として調査を実施した。

【調査概要】

(1)調査方法

- ・アンケート方法による定量調査
- ・区連会配送ルートにより調査票を配付。回収は郵送および横浜市電子申請届出システムによる回答。

(2)調査の対象

市内の全自治会町内会長：2,849名（令和3年4月1日時点数）

(3)実施時期

令和4年11月11日～令和5年1月31日

(4)回収率(数)

発送数：2,849票／有効回答標本数：1,738票／有効回答標本回答率：61%

(5)調査実施主体

横浜市（市民局地域活動推進課、健康福祉局地域支援課）

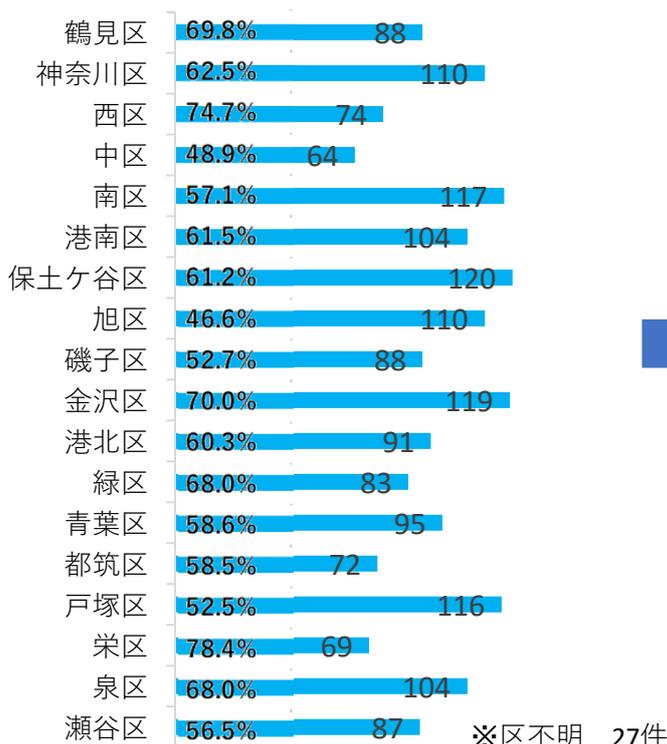
【表記について】

本報告書（速報版）では、アンケート回答の集計結果（割合%）を小数点以下第一位の四捨五入により整数値として、表記しているが、グラフ作成に使用している集計結果は少数点以下を持ったデータとして処理をしている。このため、同じ整数値であってもグラフ面積や長さが異なっていたり、合算値が100とならない箇所がある。また、特記がない限りn=1,738とする。

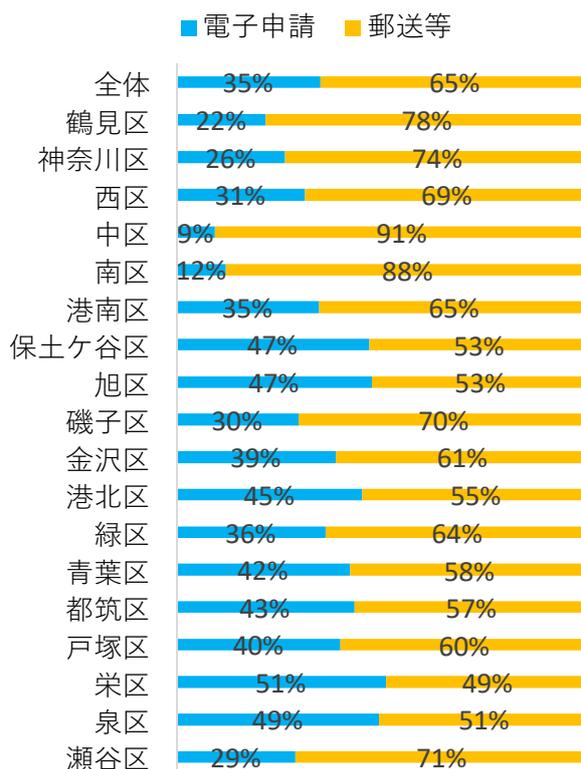
各設問の「その他」における記述欄及び、自由記述の設問の回答においては、速報版では省略する。

回収状況

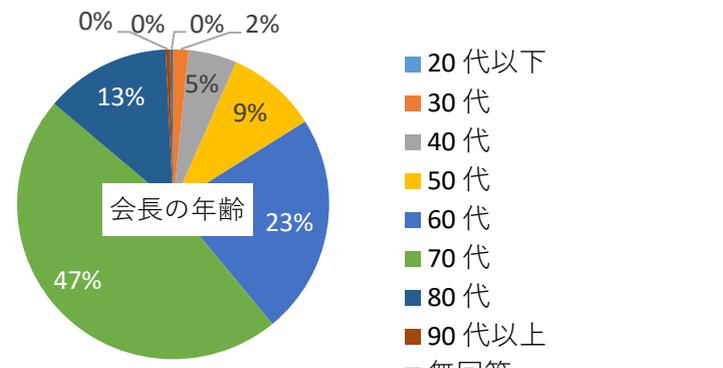
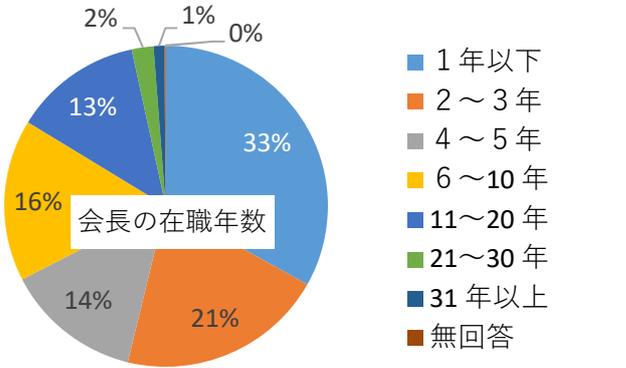
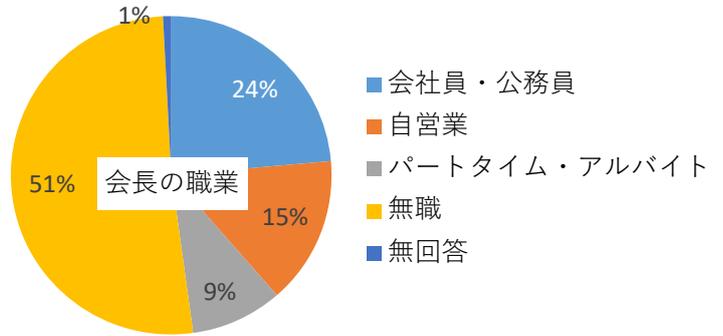
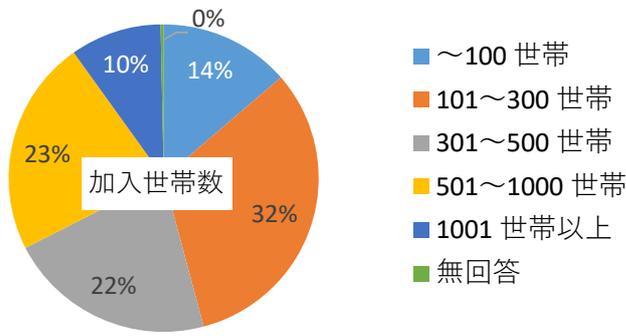
区別回収率、回収数



電子申請/郵送等 比率

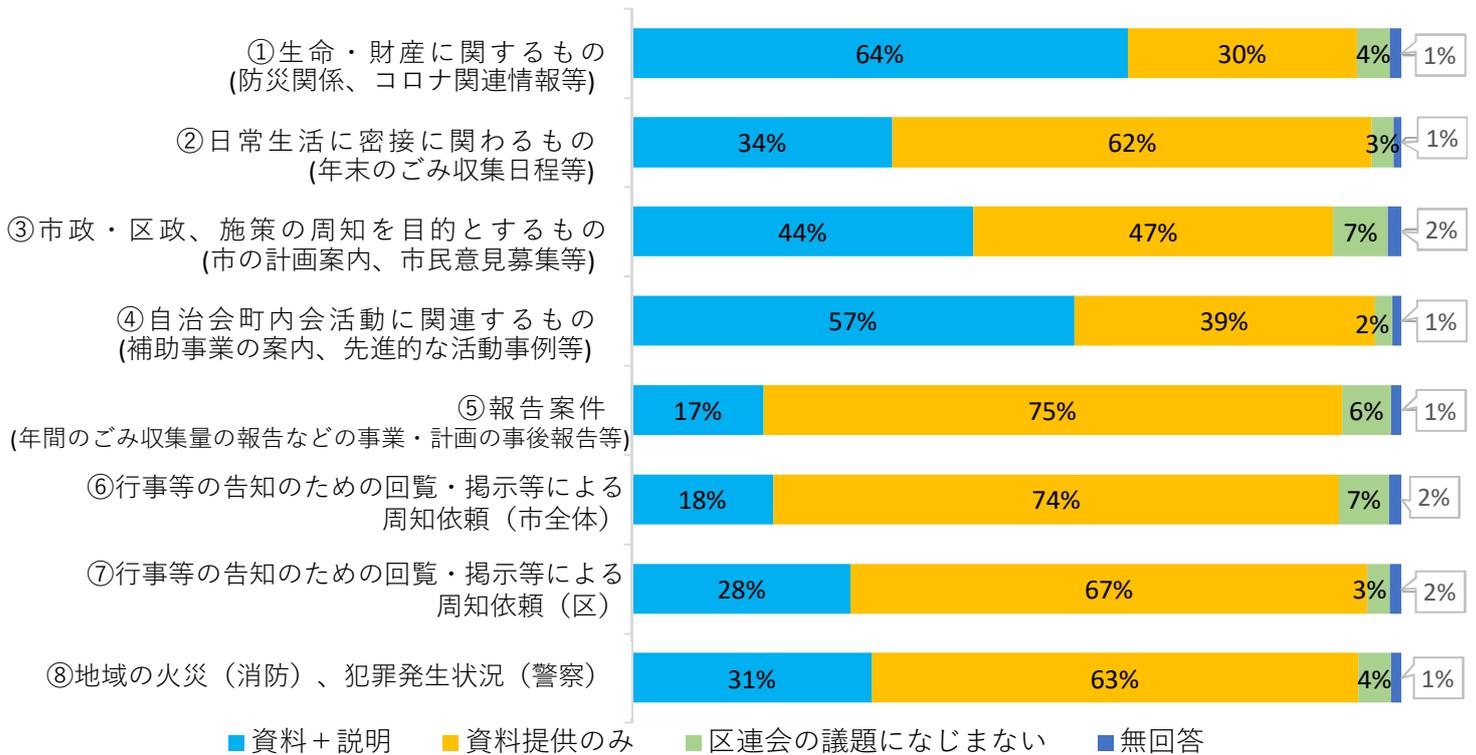


1 会長の情報



2 横浜市からの情報周知について

2(1)横浜市からの情報周知について 以下の種別の情報をどのような方法でお伝えするのが適切と思いますか



2(2)区連会資料を区連会ホームページ等から入手し、電子データ (ワード、PDF 等) で活用していますか。

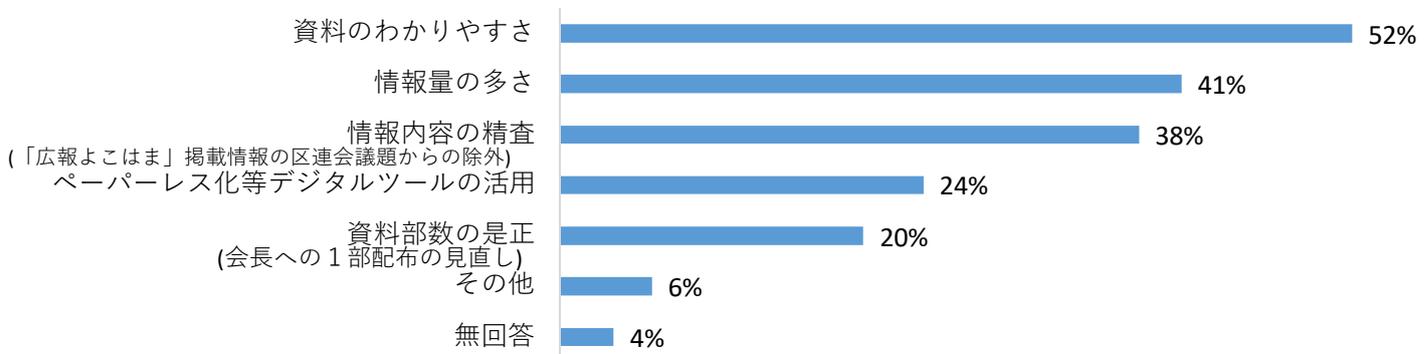


2(3)今後、区連会を通した情報をどのような方法で受け取るのが、会長の皆様
に負担が少なく、地域の皆様への周知に効果的と考えますか。



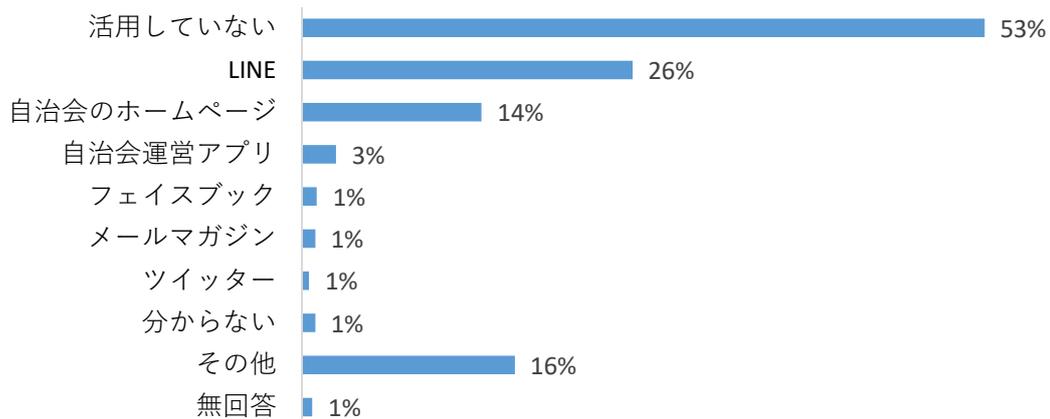
- 区連会後の毎月の資料送付を活用(すべて紙媒体で送付)
- 紙媒体と電子データの併用
- 基本的には電子データでいいが、横浜市から依頼する回覧資料、掲示資料は必要数ほしい
- 区連会等のホームページから資料データを入手できるようにしてほしい(紙媒体は不要)
- 区連会の情報は不要
- その他
- 無回答

2(4)区連会資料の情報を周知する上で行政が改善すべき点について、あてはまる
ものすべてを選択してください。



3 自治会町内会のデジタル化の状況

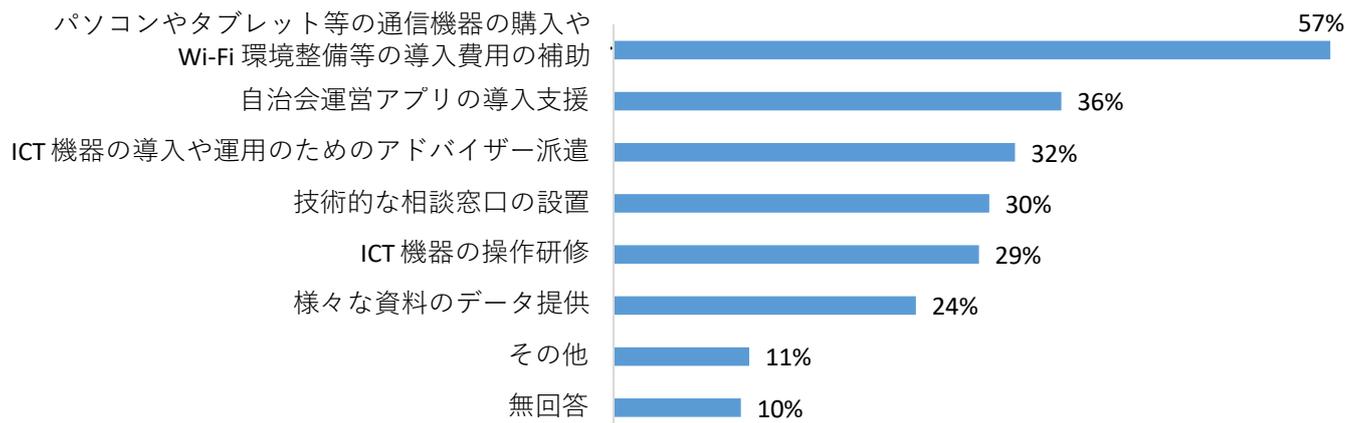
3(1)会員の皆様へ自治会活動等の情報を周知する際に以下の方法を活用していま
すか。



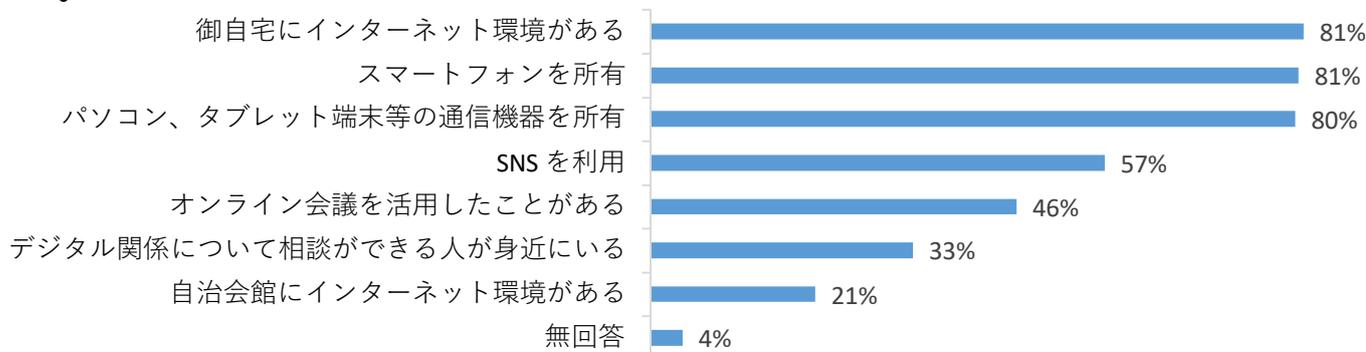
3(2) (1) のデジタルツールの具体的な活用事例 (自由記述)

速報版では省略

3(3) ICTを活用した情報周知をする上での行政からの支援策として有効と思われるものについて、あてはまるものすべてを選択してください。



3(4)会長御自身のデジタル環境について、あてはまるものすべてを選択してください。



4 横浜市からの情報周知について（自由記述）

速報版では省略

5 委嘱委員推薦事務について

5(1)委嘱委員の候補者探しについてあてはまるものを選択してください。



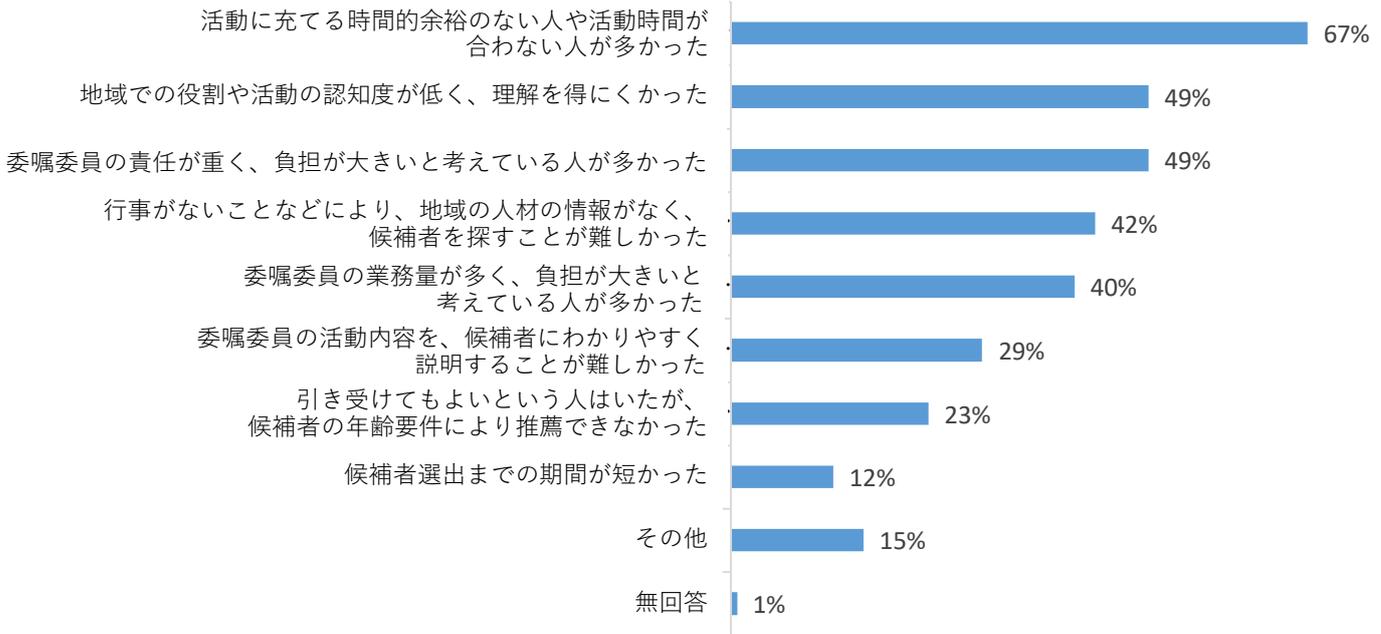
（委嘱委員の例）

スポーツ推進委員、青少年指導員、環境事業推進委員、保健活動推進員、
 明るい選挙推進委員、消費生活推進員（一部区に限る）（※）

※民生委員・児童委員については、設問6以降で伺っています。

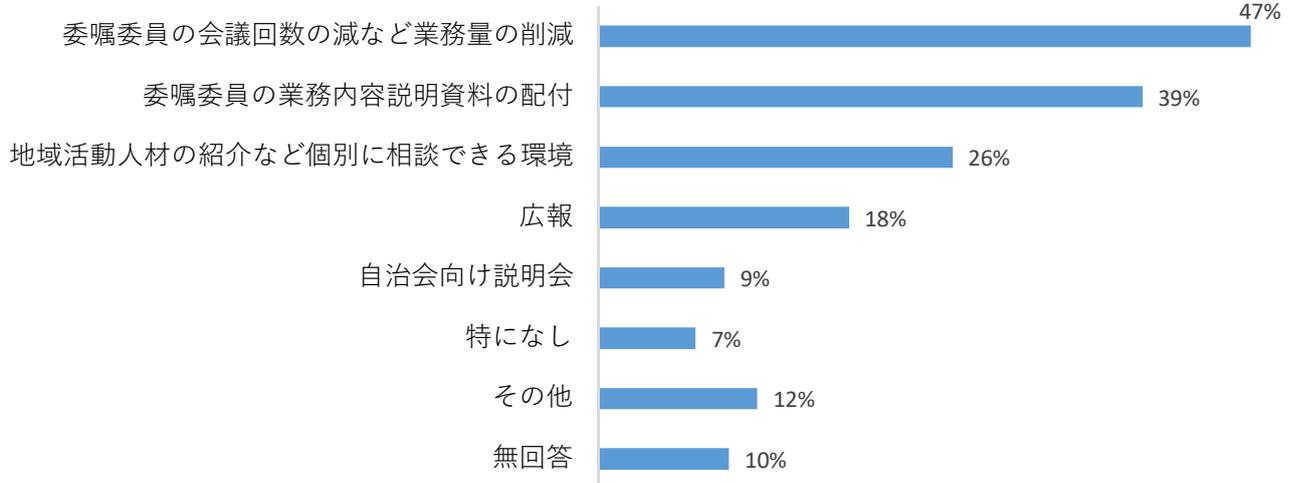
5(2) (1) で「1 難しい」「2 やや難しい」と回答した方に伺います。選んだ理由としてあてはまるものすべてを選択してください。

(n=1,461)



5(3) (1) で「1 難しい」「2 やや難しい」と回答した方に伺います。候補者推薦における横浜市の関わり・支援のうち、期待する取組について、あてはまるものすべてを選択してください。

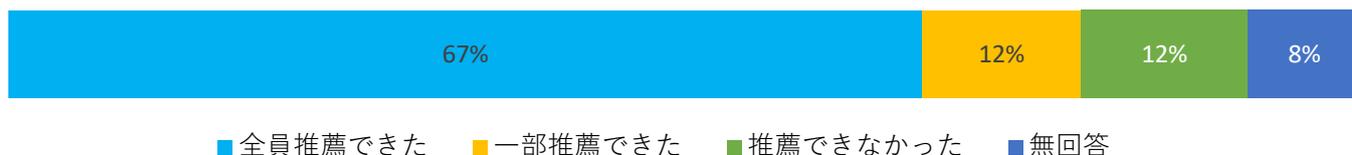
(n=1,461)



5(4) 候補者探しが最も困難と感じた委嘱委員や日頃から感じていること（自由記述）
速報版では省略

6 令和4年一斉改選の民生委員候補者の推薦事務について

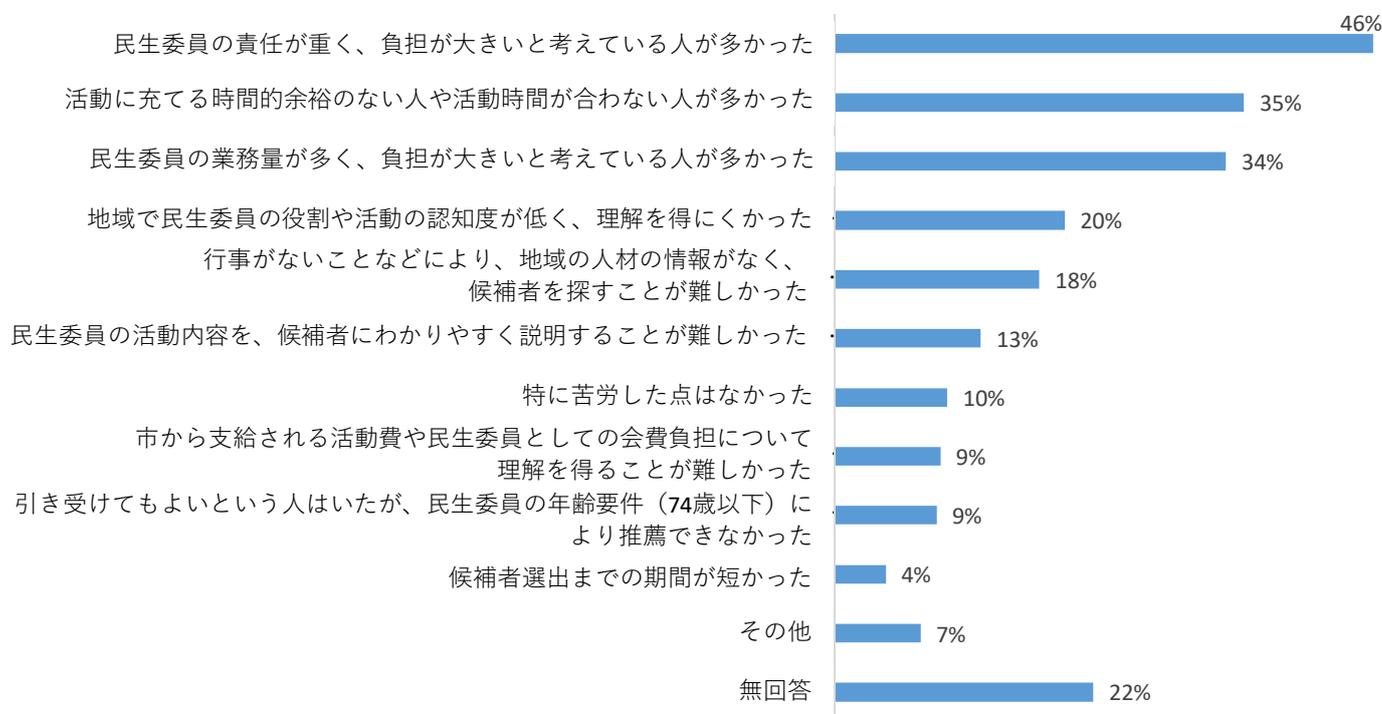
6(1)推薦状況について、あてはまるものを選択してください。



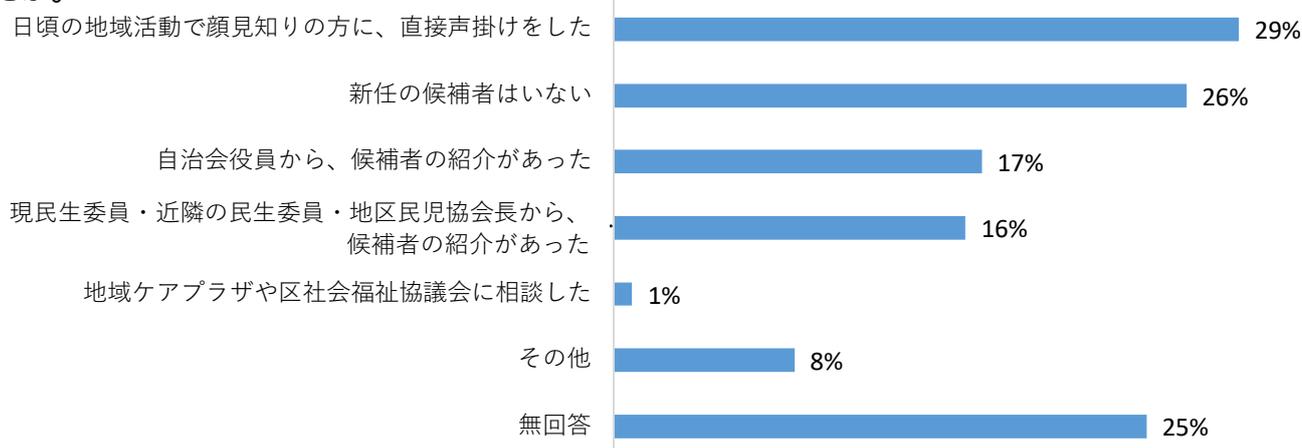
6(2) スムーズに推薦を行うことができたポイントや工夫した点（(1)で「全員推薦できた」と回答した方のみ）

速報版では省略

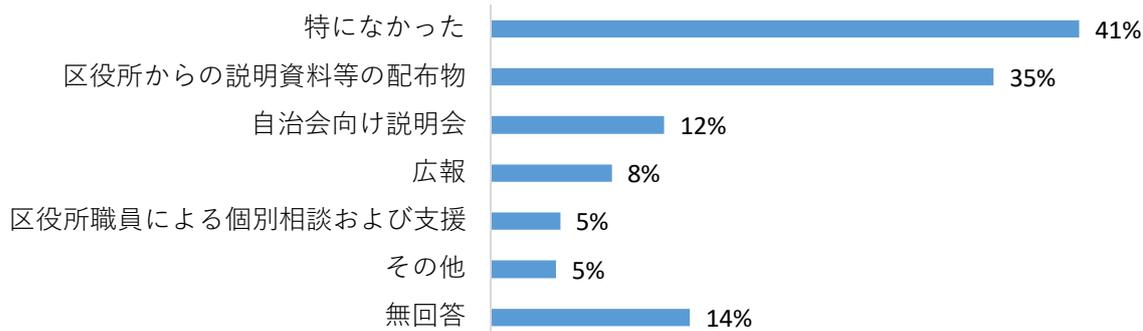
6(3) 「民生委員となる候補者の確保」について、「今回は特に難しかった」との御意見を多く伺いました。具体的にどのような御苦労が大きかったですか。特にあてはまるものを3つまで選択してください。



6(4)新任の候補者が含まれている場合、その候補者はどのようにお探しになりましたか。

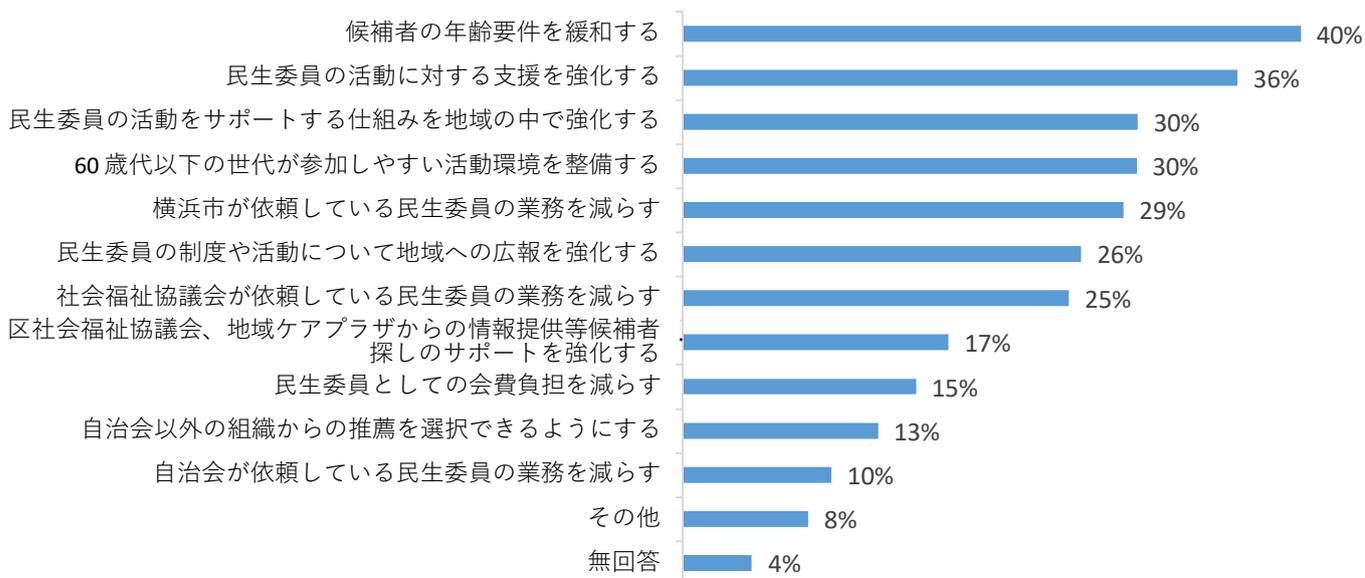


6(5)横浜市の関わり・支援のうち、候補者推薦に役立ったと感じた内容について、あてはまるものすべてを選択してください。



7 今後の推薦に向けた考えについて

7(1)候補者の確保に有効と考える取組について、特にあてはまるものを3つまで選択してください。

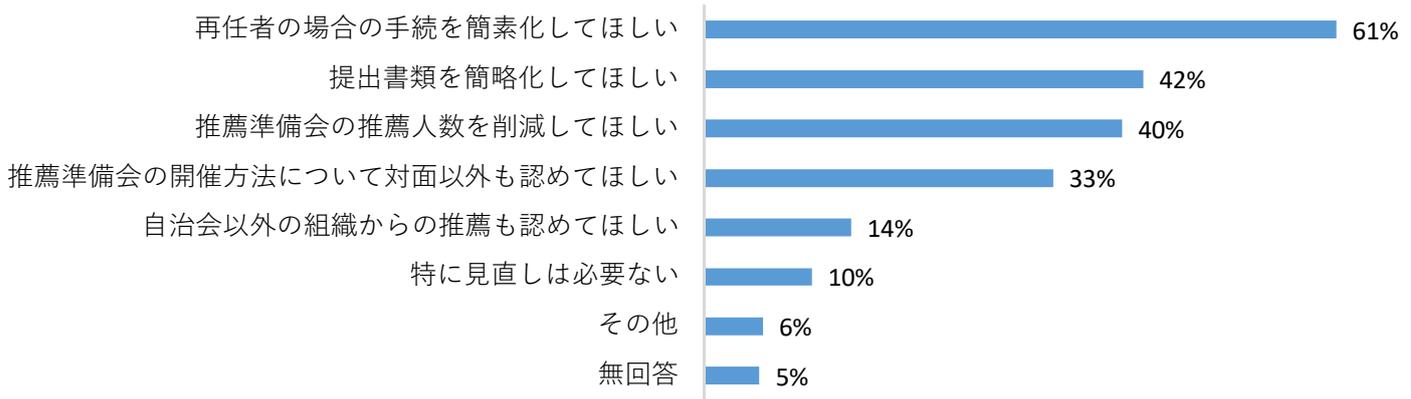


7(2)横浜市では、将来にわたり積極的な活動を行えるよう、候補者の年齢要件を「74歳以下」としていますが、適当と考える年齢要件について、あてはまるもの1つを選択してください。

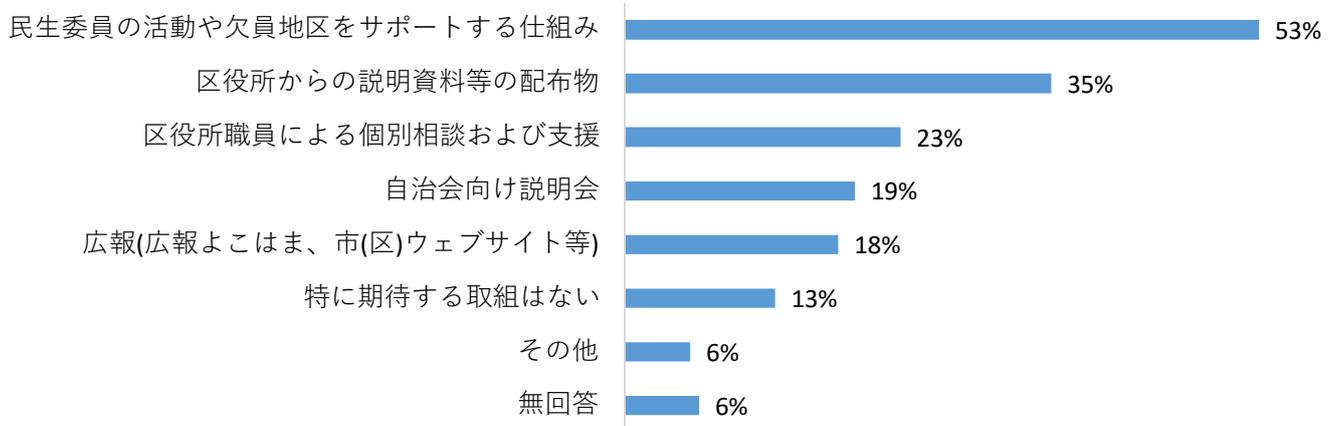


- 「原則」74歳以下とし、例外を設けた方がよい
- 年齢要件を緩和した方がよい
- 年齢要件を撤廃した方がよい
- 現状のままでよい
- その他
- 無回答

7(3)推薦手続に関し、改善してほしいと考える内容について、あてはまるものすべてを選択してください。

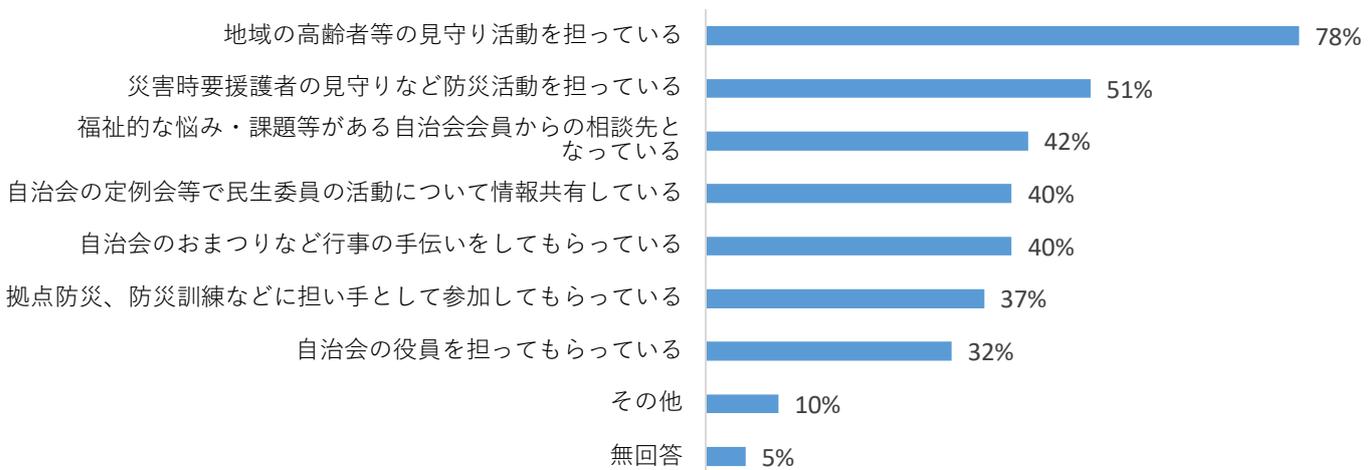


7(4)候補者推薦における横浜市の関わり・支援のうち、期待する取組について、あてはまるものすべてを選択してください。



8 自治会と民生委員との関わりについて

8(1)自治会と民生委員の日ごろの関わりについて、あてはまるものすべてを選択してください。



8(2) 自治会が民生委員の活動をサポートするために実施している取組

速報版では省略

9 その他、民生委員・児童委員の推薦・活動・制度について（自由記述）

速報版では省略

東部方面斎場（仮称）整備通信

No.6 令和5年3月

発行：横浜市健康福祉局環境施設課

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

TEL:045-671-4386 FAX : 045-664-6753

E-Mail: kf-saijyoseibi@city.yokohama.jp

◆建物の設計概要等について



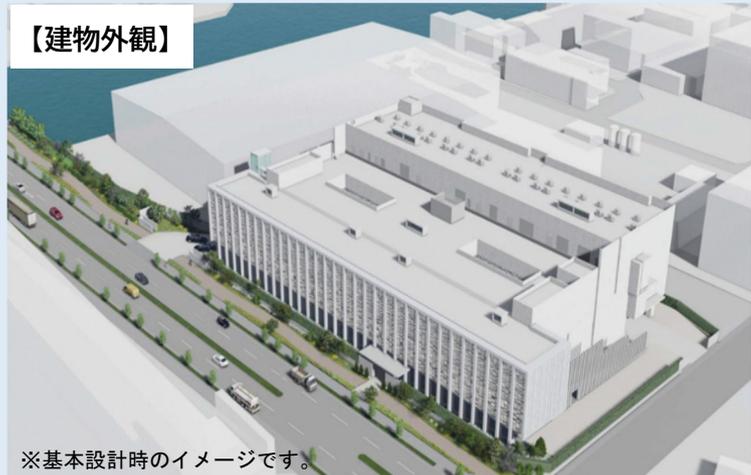
【計画地】・鶴見区大黒町 18 番地の 18

【建物の規模】・敷地面積 約 11,000 m²
・延床面積 約 22,000 m²
・階数 地上 4 階 / 地下 1 階

【整備費】・約 221 億円

【各階の主な配置】

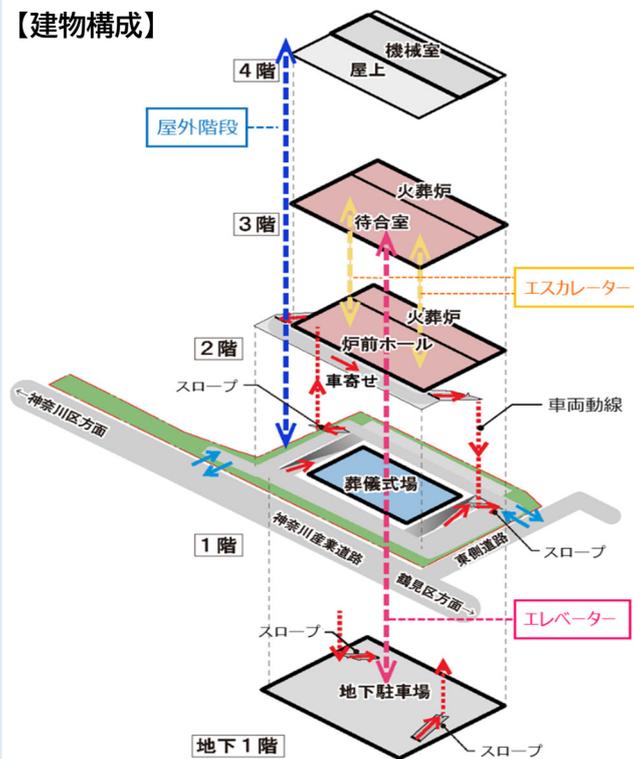
4 階：機械室、津波避難スペース
3 階：待合室
2 階：火葬炉、炉前ホール、車寄せ
1 階：葬儀式場
地下 1 階：駐車場（1 階とあわせて約 150 台）



【建物外観】

※基本設計時のイメージです。

【建物構成】



【2階車寄せ】

※基本設計時のイメージです。



【1階葬儀式場】

※基本設計時のイメージです。

◆説明会のご報告

斎場整備事業についての説明会を鶴見区の生麦地区センターで実施しました。

〈開催日〉第1回：令和5年1月27日（金）、第2回：令和5年1月28日（土）

※各回とも同一内容。※説明会の概要については横浜市ホームページに掲載しています。

〈主な質疑内容〉

○斎場へのアクセスについてどう考えているのか。

→横浜市では4つの斎場を運営しており、比較的駅に近い久保山斎場以外では、公共交通機関ではなく乗用車又はマイクロバスでの来場が多いようです。東部方面斎場（仮称）も立地を考えると、乗用車、マイクロバスでの来場が多くなるかと思っておりますので、それに対応した駐車場の整備を考えております。バスのアクセスについては、運行している事業者とも意見交換をしており、現状ではバス便を増やせるかといったことはまだ分かりませんが、引き続き検討してまいります。

◆整備事業の進捗状況について

【進捗状況】

・令和4年度は、3年度に引続き実施設計、火葬炉設備工事及び経営許可手続を進めました。また、斎場整備予定地にあった鶴見区スポーツ広場の既存設備の撤去や周辺の歩道の整備等に着手しました。令和5年度は引続き実施設計、経営許可手続を進めるとともに建物本体工事にも着手します。

【供用開始時期の変更について】

・現在行っている実施設計の中で精査した結果、これまで「令和7年度末」としてきた斎場の供用開始時期は「**令和8年10月**」となる見込みとなりました。

(変更理由) ・ 建設工事の週休二日制への対応

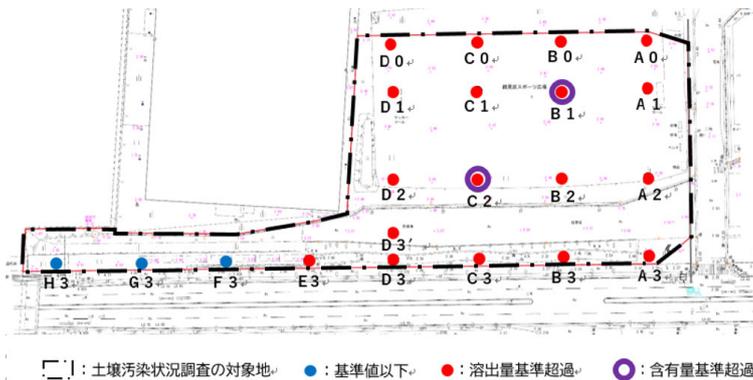
・ 高い環境性能の実現に向けた地中熱設備の導入 など、計画当初に無かった要素の追加

【今後のスケジュール (予定)】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6～8年度	
設計・工事	基本設計	実施設計		建築工事	完成 (令和8年度)
			土木工事		
			火葬炉設備工事		
各種手続	都市計画手続				
		経営許可手続			

【土壌汚染調査の結果について】

・令和5年度の建築工事着工に向けて斎場用地の土壌汚染調査を行いました。調査の結果21地点のうち18地点で「鉛」、「砒素」、「ふっ素」のいずれかの物質が土壌溶出量基準を超過し、そのうち2地点で鉛が土壌含有量基準を超過しました。



調査結果(抜粋)

調査項目	土壌溶出量基準 (mg/L)	調査結果 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	調査結果 (mg/kg)
鉛	0.01以下	0.017	150以下	240
砒素	0.01以下	0.074	150以下	13
ふっ素	0.8以下	1.3	4,000以下	150

※ 調査結果欄の数値は検出された値のうち、最大値を記載しています。

土壌溶出量基準：特定有害物質が溶け出した地下水を70年間飲用することによる健康リスクに関する基準

土壌含有量基準：特定有害物質を口や肌から70年間直接摂取することによる健康リスクに関する基準

※斎場整備用地周辺には飲用井戸が無く、地下水を飲用水として摂取するリスクはありません。また、工事にあたっては散水など土壌飛散防止対策を行っていますので、土砂が飛散することはありません。

※建設工事に際しては、搬出する土砂の適正な処分等、所管部署と調整しながら進めていきます。

事業の進捗状況は、この「整備通信」や説明会の開催、ホームページなどを通じてお知らせしてまいります。

東部方面斎場

検索

鶴見消防団だより

Vol.9

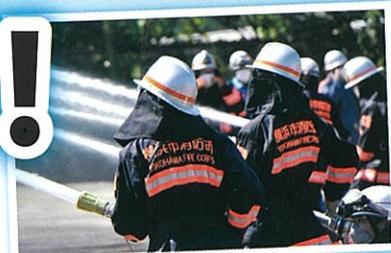
第二分団・第三分団・第四分団・第五分団・第六分団・第七分団・第八分団・第九分団

特

◆◆◆ 大規模災害対応訓練 ◆◆◆

集

鶴見消防団 集結せよ!!



令和4年10月2日横浜市消防訓練センターにて鶴見区の全分団が大規模災害対応訓練を行いました。

鶴見第2消防隊や他分団との連携による遠距離送水訓練、チェーンソーやエンジンカッターを使用した障害物撤去など、日頃の訓練の成果を発揮する大変良い機会になりました。

令和5年鶴見区消防出初式

令和5年1月7日、鶴見銀座商店街で、ふれあい消防フェアおよび消防パレードが開催されました。

消防自動車の乗車体験や徒步行進訓練が行われ会場が熱気にあふれました。



消防団員を募集しています!!

詳しくは
鶴見消防署消防係
TEL: 045-503-0119

インターネットでの
お申し込みも
受け付けています



鶴見消防団
ホームページも
ご覧ください



自治会町内会長 各位

鶴見区長 渋谷 治雄

「まちかど花壇事業」の実施について（御案内）

日頃から、街の美化に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

鶴見区では、「きれいな街つるみ」を目指し、まちかどを花と緑で彩る「まちかど花壇事業」を実施しています。

この事業は、区内の団体に花壇・プランター等を整備・設置いただき、維持管理をしていただくことにより、不法投棄を防止するとともに、鶴見区の景観を花と緑で彩ることを目的としています。

令和 5 年度も以下のとおり活動協力団体の募集を行いますので、貴地区の自治会・町内会等へ御周知いただきますようお願い申し上げます。

活動申請受理後、審査の上、協力団体に決定した団体については予算の範囲内で以下の物品を配布します。

詳細については、別紙「実施要領」をお読みください。

1 配布内容

花壇の面積に応じた花の種苗、肥料等

2 申請期限

令和 5 年 4 月 19 日(水) ※区役所へ持参または郵送にて提出

3 添付資料

- (1) 「まちかど花壇事業」実施要領
- (2) 「まちかど花壇事業」活動申請書・活動計画書
- (3) 春の花苗等申込書

※本事業は、令和 5 年度予算が横浜市議会において議決されることが実施の条件となります。

問い合わせ・申請書提出先

鶴見区役所地域振興課 資源化推進担当
担当：櫻井・阿部（区役所 5 階 2 番）
〒230-0051 鶴見区鶴見中央 3-20-1
TEL 510-1689 FAX 510-1892

つるみクリーンタウン事業
「まちかど花壇事業」
実施要領

1 目的

鶴見区では「いつまでも住み続けたいまち・鶴見」を掲げて、各種の事業を展開しております。その一環として、まちかどを花と緑で彩り、不法投棄を防止するとともに、「きれいな街つるみ」を目指し、「まちかど花壇」を整備する「まちかど花壇事業」を実施します。

2 協力団体および対象場所

◎協力団体…年間を通じた花壇の維持管理を責任もって行うことができ、次に掲げるいずれかに属する団体を対象とします。

- (1) 地域グループ（自治会町内会・子供会・老人クラブ等）
- (2) 職域グループ（企業・商店街・施設等）
- (3) 学校グループ（幼稚園・小学校・中学校・高校等）
- (4) その他有志のグループ

◎対象場所

- (1) 公共性・公開性が高いこと
- (2) 土地所有者に使用許可を得ていること

3 整備品目および時期

- ・花の種苗、肥料等の配布

整備時期は春期および秋期の年2回。

内容は、予算の範囲内で、決定協力団体の状況ならびに花壇の面積に応じて調整を行うことがあります。

4 提出書類

- (1) 活動申請書（第1号様式）
- (2) 活動計画書（第2号様式）
- (3) 花苗等申込書（春期・秋期）
- (4) 新規申請団体については、名簿・規約・活動内容・土地の使用許可等団体の概要がわかるもの

5 実施通知文送付先

- (1) 昨年度実施団体
- (2) 自治会町内会長あて（自治連定例会にて案内します）

6 審査・決定

区役所にて申請書を審査し、通知書で申請団体に連絡します。

7 活動報告書の提出

活動の様子を記録した活動報告書を区役所へ提出していただきます。

8 令和5年度スケジュール（予定）

時期	変更案
令和5年3月下旬	申請書及び花苗申込書配布
4月中旬	申請書及び花苗申込書配布〆切
4月下旬	内容審査
5月上旬	決定通知等送付（春期分）
5月下旬～6月上旬	花苗配付
9月中旬	花苗申込書送付（秋期分）
9月下旬	花苗申込書締め切り
10月上旬	内容審査
10月下旬～11月上旬	花苗配付
令和6年3月下旬	活動報告書締め切り

令和5年度 「まちかど花壇事業」
活動申請書

(申請先)
鶴見区役所

(申請者) 団体名 _____
住所(所在地) _____
ふりがな
代表者名 _____
連絡先 _____

標記活動につきまして、次のとおり申請いたします。

1 活動する花壇

・場所

・面積 (㎡)

※プランターの場合は、1プランターあたりの縦×横で算出した面積に個数を乗じて、全体の面積 (㎡) を算出してください。

2 添付書類

・活動計画書

・春の花苗等申込書

・その他添付書類 (団体規約・見積書・設計図など)

令和5年度 活動計画書

■団体名

■整備場所・花壇の概要

- ・花壇の規模・所在地がわかるように地図の添付や地番を記入してください。
- ・花壇の形、花の種類がわかる図を御記入ください。

■活動内容（期間・年間スケジュール・参加予定人数等）

時 期	内容（作業等）	参加予定人数



まちかど花壇 令和5年度春の花苗等申込書



団体名		
代表者	氏名	電話
花苗等受領者	氏名	電話
花苗等受領場所	①まちかど花壇現地 ②その他(場所:)	
受領希望日	第1希望(月 日) 第2希望(月 日)	

※5/26(金)・30(火)のいずれかで希望日をご記入ください。

【配布希望物品】

1 花種子・花苗等 (植付面積に見合った数をお申込みください)

種類	数量	備考
【種】コスモス(1dl)	袋	
【苗】サルビア	株	
【苗】ベコニア	株	
【苗】マリーゴールド	株	
【苗】ペチュニア	株	

2 肥料

種類	数量	備考
黒土(15kg)	袋	
化成肥料(10kg)	袋	

※予算に限りがあるため、希望どおりの数量を配布できない場合がありますので、御了承ください。

【ある場合のみ】

今後、「あったら良いな」と思う花の種子・苗や、肥料等がありましたら教えてください。次回以降の参考にさせていただきます。

提出締切 : 令和5年4月19日(水)必着

【郵送】〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1 鶴見区役所地域振興課 阿部

【FAX】045-510-1892

文化
環境

2023 三ツ池公園

フェスティバル



鶴見区
マスコット
「ワックン」

「楽しい」が
いっぱい!

5/20 土

9:30~16:00
(荒天時中止)

会場：県立 三ツ池公園
(横浜市鶴見区三ツ池公園 1-1)
※車でのご来場はご遠慮ください。



地域にゆかりのある団体や企業が、
様々な模擬店やPRブースを並べます。



区内の学校・団体によるダンスや吹奏楽など、
盛りだくさんのステージパフォーマンス!



豪華賞品が当たる
大抽選会もあるよ!!

地球に
優しく!

フードドライブ

寄付できる食品

未開封のものが賞味期限が2か月以上残っているもの
缶詰・レトルト食品・インスタント食品・防災備蓄品
お米・お菓子など

寄付できない食品

お酒・お弁当・生鮮食品
賞味期限の記載のない食品など

寄附できる食品がありましたら会場へお持ちください。
お持ちいただいた方には、記念品(マイボールなど)
が当たるガラポンプレゼント!

いろんな
体験をしよう!



気軽に参加できる
スポーツ体験
& 昔あそび

JR 鶴見駅西口から
★市営バス 6・67・104 系統
「三ツ池公園北門」バス停より徒歩3分
★臨港バス 07 系統
「公園正門」又は「三ツ池公園」バス停すぐ

使用済みてんぷら油

回収協力: 信愛エナジー

天ぷら油が、ボイラーや飛行機などの
燃料に生まれ変わります!
蓋のしまる容器に入れてお持ちください。

不要な文房具

未使用の鉛筆・シャープペン・ノート
を、鶴見区内の支援を必要とするお
子さん達に送ります。

協力: ども家庭支援センターつるみらい
特定非営利活動法人サードプレス
株式会社マルハチ

洗った牛乳パック

おかげさまで50周年
協力: ツルミ紙業

洗って開いて乾かした牛乳パック
5枚以上持参した方にトイレット
ペーパー1個と交換します。
先着 300名、おひとり様1個まで

マイバッグにお絵かきしましょ♡

アース green つるみ

マイバッグに好きな絵を描いて、
オリジナルマイバッグを作ろう!

対象: 小学生以下 50枚限定
参加費: 100円

消防はしご車搭乗体験

10:00~12:00 (先着順)
※中止の場合あり



当日開催可否のお問合せ先

中止の場合は区ホームページに掲載します

三ツ池公園フェスティバル



パソコン・スマートフォンをお持ちでない方は
横浜市コールセンター ☎045-664-2525 で
ご確認ください。(イベント当日 午前8時から)

※フリーマーケットについて、今年度は諸般の事情により中止します。

【主催】三ツ池公園(文化・環境)フェスティバル実行委員会【共催】鶴見区役所・県立三ツ池公園指定管理者【協力】鶴見区民地域活動協会



- ・会場内での喫煙マナーにご協力ください。
- ・ゴミは各自でお持ち帰りください。
- ・混雑場所、飲食ブース付近でのペットの散歩はご遠慮ください。
- ・公園内でのドローン飛行及び撮影は禁止します。

【問い合わせ先】三ツ池公園(文化・環境)フェスティバル実行委員会
TEL:045-510-1692 (鶴見区役所地域振興課)

私たちは三ツ池公園（文化・環境）フェスティバルを応援しています！！

協賛企業・団体・個人の皆様

鶴見区自治連合会
鶴見区自治連合会婦人部
鶴見区自治会町内会



（公社）神奈川県
宅地建物取引業協会
横浜鶴見支部

横浜鶴見北ロータリークラブ
（株）広栄商事
不動産の（株）タルヤ
プリンス電機（株）
鶴見区民地域活動協会 寺尾地区センター・鶴寿荘
鶴見大学
潮田会堂 菊池葬儀社

聖ヨゼフ学園小学校・中学校・高等学校
ニューツルミゴルフ練習場
学校法人藤華学院 白鵬女子高等学校
植進
（福）横浜市社会福祉協議会 横浜市寺尾地域ケアプラザ
横浜北寺尾三郵便局
横浜東ロータリークラブ

文具・事務用品の（株）マルハチ
曹洞宗 大本山總持寺
横浜商科大学
鶴見区民地域活動協会 末吉地区センター
橘幼稚園 橘学苑中学校・高等学校
横浜市管工事協同組合 鶴見支部

よこはま緑の推進団体連絡協議会鶴見区連絡会
鶴見神社
（株）江電社
小林化学産業（株）
トレッサ横浜
（有）マルダイ
（有）小野田工務店
丸山農園
（株）熊沢電設
（株）磯ヶ谷商店
（株）小山組
（有）亀村屋
（宗）長松寺
（株）末吉鉄工所
（福）若竹大寿会 横浜市東寺尾地域ケアプラザ
（福）横浜市鶴見区社会福祉協議会
三ツ池幼稚園
丸経清水表具店
（有）好樹園
（株）村西電気商会
橋テニスアカデミー
（有）スズデン
川崎信用金庫 駒岡支店
内町商事（株）
東宝タクシー（株）
横浜鶴見西ライオンズクラブ

横浜信用金庫 馬場支店
ナイス（株） 住まいる cafe 鶴見西
（株）照繁工務店
飯山医院
横浜信用金庫 末吉支店
Flower&Garden 花枝
不動産の（株）セイケン
（有）大地産業
（有）エム企画
磯ヶ谷ナマコン（有）
（有）山昇
（宗）常倫寺
（株）門井工業
麒麟ビール（株）横浜工場
（株）阿部鋼業
SEA KID保育園
スナック みほ
（有）星野板金
（有）齋藤設備工業所
パブスナックオリーブ新井
（株）くらしの友 横浜営業所
（有）昭和鋳金工業
（株）岩崎商事
（宗）正行寺
神奈川トヨタ自動車（株）

横浜上末吉郵便局
富士造園（株）
共栄電工（株）
（福）横浜鶴声会 横浜市駒岡地域ケアプラザ
池谷ホーム（株）
師岡熊野神社
清水総合法律事務所
俊庭園（株）
（有）小山商事
（有）秋山酒店
（有）明工電設
横浜駒岡郵便局
山田塗装工業（株）
JA 横浜 鶴見支店
福島 京子
スノーヴァ新横浜
神明屋酒店
香取米店
（株）大立農園
（株）ツルダイ商事
高田そろばんスクール
横浜信用金庫 駒岡支店
駒久産業（有）
ライフ鶴見店
もみの樹・横浜鶴見

令和5年度 「横浜市交通安全運動実施計画」

1 趣旨

令和4年中の横浜市内における人身交通事故は、発生件数7,492件（前年比－391件）、負傷者数8,483人（前年比－514人）と、前年に比べ発生件数、負傷者数ともに減少しました。

しかしながら交通事故死者数は、統計開始以来最少だった前年より増え38人（前年比＋2人）と、依然として多くの尊い命が失われています。交通事故で亡くなられた方の状態別では、歩行中が19人、二輪車乗車中が12人と高い割合を占めているほか、年齢別では65歳以上の高齢者が関係するものが15人と約4割を占めています。

こうした交通事故の発生傾向を踏まえ、令和5年度は令和4年度横浜市交通安全対策会議で定めた、「年間の交通事故死者数36人以下」、「通学路における子どもの交通事故死ゼロ」を目標に、関係機関・団体の皆様とともに、「市民の交通安全意識の向上」と、「交通事故のない安全で住みよい街よこはまの実現」を目指した運動を計画的、効果的に推進し、交通安全は市民一人ひとりの心がけと実践によって実現されるものであることを強く訴えてまいります。

2 年間スローガン

「安全は 心と時間の ゆとりから」

3 重点事項

- 横断歩道における歩行者優先の徹底
- 二輪車・自転車の交通事故防止
- 高齢者と子どもの交通事故防止
- 飲酒運転の根絶



4 活動推進

- 夕暮れ時の前照灯の早め点灯と走行用前照灯（ハイビーム）の効果的活用
- 自転車損害賠償責任保険等の加入義務及び全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用努力義務の周知の徹底
- 違法駐車及び放置自転車・バイクの追放
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 踏切道における交通事故防止
- 暴走族の追放
- 障がい者（特に視覚障がい者）の交通事故防止

5 年間運動

(1) 各季の運動（※上記重点事項、活動推進を網羅して包括的に取り組む交通安全運動です。）

名称	実施期間	備考
新入学児童・園児を交通事故から守る運動	4月5日（水）～11日（火）	別に実施要綱を定めます。
春の全国交通安全運動 交通事故死ゼロを目指す日	5月11日（木）～20日（土） 5月20日（土）	
夏の交通事故防止運動	7月11日（火）～20日（木）	
秋の全国交通安全運動 交通事故死ゼロを目指す日	9月21日（木）～30日（土） 9月30日（土）	
年末の交通事故防止運動	12月11日（月）～20日（水）	

(2) 強化月間 (※重点事項、活動推進のうち、期間中特に強化して行う運動です。)

名称(スローガン)	実施期間	備考
九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間 (自転車も のれば車の なかまいら) (ヘルメット かぶるだけでも 救える命)	5月1日(月)～31日(水)	別に実施要綱を定めます。
二輪車交通事故防止強化月間 (運転に ゆとり やさしさ 思いやり) 暴走族追放強化月間 (暴走は しない させない ゆるさない)	6月1日(木)～30日(金)	
首都圏放置自転車クリーンキャンペーン (ちょっとだけ 甘えが招く 迷惑駐車) (自転車の 代わりに置こう 思いやり)	10月1日(日)～31日(火)	
飲酒運転根絶強化月間 (乗る人に 飲ませるあなたも 犯罪者)	12月1日(金)～31日(日)	

(3) 年間を通じて実施する取組 (各季交通安全運動や強化月間にかかわらず、年間で実施する取組)

市内では、高齢者が巻き込まれる事故の割合が高くなっています。また、幼少期から交通安全に対する意識を高めることが重要と考えられることから、より一層「子どもと高齢者の交通事故防止」に取り組んでいきます。

また、「みんなのサイクルルールブックよこはま」をもとに、世代・対象者別に自転車の交通ルールを様々な機会や手段で周知するとともに、高い割合で推移している二輪車の交通事故防止にも取り組みます。

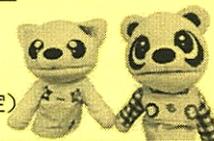
ア 子どもと高齢者の交通事故防止

- 幼稚園・認可保育所・横浜保育室を対象とした、横浜市幼児交通安全教育指導員による幼児交通安全教育の推進
- はまっ子交通あんぜん教室等、児童を対象とした交通安全教育の推進
- チャイルドシート着用の推進
- 高齢者交通安全教育の推進
- 交通安全シルバーリーダーの養成・活動の推進

【参考】幼児交通安全訪問指導

パペット(ルールちゃん、まもるくん)と指導員による交通安全教室

令和5年度
市内幼稚園・保育所等
訪問回数：300回(予定)



イ 自転車・二輪車の交通事故防止

- 小・中・高校生を対象とした自転車の乗り方教室の開催
- リーフレット、世代・対象者別の啓発チラシの配布
- 自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」の実施
- 自転車等を放置しないように呼び掛ける運動の推進
- 体験型の交通安全教室であるスケアード・ストレイト方式交通安全教室の開催
- 自転車点検整備と自転車損害賠償責任保険等加入の促進
- 自転車の乗車用ヘルメット着用の促進
- 二輪車の乗り方に関する啓発及び二輪車講習会の開催

ウ その他

- 電動キックボードの安全利用に関する周知・啓発
- 視覚に障がいがある方など体の不自由な方に対する思いやりに関する周知・啓発
- 視聴覚教材の貸出し
- ウェブサイトを活用した広報・啓発
- SNS(Twitter等)、動画等を活用した啓発

(4) 特別対策

ア 交通事故防止特別対策

交通事故の発生状況を踏まえ、特別対策を実施します。

イ 自転車交通事故防止対策・高齢者交通事故防止対策

神奈川県交通安全対策協議会が指定した自転車交通事故多発地域や高齢者交通事故多発地域において、地域の実情に応じた積極的な広報啓発活動を実施します。

【参考】令和4年 自転車交通事故多発地域（5月1日指定）：鶴見区、南区、瀬谷区
 高齢者交通事故多発地域（9月1日指定）：中区、瀬谷区

ウ 飲酒運転根絶対策

依然として飲酒運転による痛ましい交通事故が後を絶たないことから、キャンペーンを市内各地で実施するなど飲酒運転を許さない社会づくりを強力に進めます。また、ハンドルキーパー運動を地域で推奨し、その運動の輪を広げます。

6 横浜市交通安全対策協議会の会議等日程

名 称	開 催 時 期	内 容 等
交通安全功労者表彰式	令和5年 10月下旬（予定）	多年にわたり本市の交通安全と交通事故防止に貢献し、その功績が顕著な個人及び団体を表彰します。
総 会	令和6年 2月上旬（予定）	【協議事項】 ・令和5年度交通安全運動実施結果（速報）について ・令和6年度交通安全運動実施計画（案）について

◆ 各種交通安全啓発チラシ配布等について

自転車を安全で快適に利用するために知っておきたい交通ルール等をまとめた「みんなのサイクルルールブックよこはま」や、世代・対象者別の啓発チラシを作成し、配布しています。

ルールブックや啓発チラシは、市ウェブサイト（交通安全 横浜市で検索）からダウンロードして自由にお使いいただけます。また、交通安全動画（YouTube）も公開していますので是非ご覧ください。

（ルールブック
コンパクト版）



（啓発チラシ）



（幼児向け交通安全動画）



◆ 視聴覚教材等の貸出しについて

横浜市道路局では、視聴覚教材（DVD、紙芝居）及びパペットの貸出しを行っておりますので、交通安全教育に是非ご活用ください。詳細は、市ウェブサイトをご参照ください。

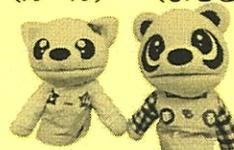
受付方法 電話にて受け付けています。 ☎045（671）2323

対 象 横浜市内の団体（保育所、幼稚園、事業所、自治会町内会、老人クラブ、その他公共団体等）

【参考】 視聴覚教材（DVD）



横浜市交通安全キャラクターパペット
（ルール）（まもる）



自治会・町内会

- 横浜市町内会連合会
- 各区連合町内会

交通安全協会、団体等

- (一財)横浜市交通安全協会
- 各地区交通安全協会
- 横浜市交通安全母の会連合会
- 各地区安全運転管理者会
- 神奈川県青少年交通安全連絡協議会

女性・青少年団体

- 横浜市女性団体連絡協議会
- 横浜市青年団体連絡協議会
- 横浜市青少年指導員連絡協議会
- 横浜市スポーツ推進委員連絡協議会
- ボーイスカウト横浜市連合会
- ガールスカウト横浜市連絡協議会
- 横浜海洋少年団
- 横浜市健民少年団
- 横浜市子ども会連絡協議会

自動車等関連団体

- 神奈川県二輪車普及安全協会
- (一社)神奈川県指定自動車教習所協会
- (一社)神奈川県自動車会議所
- 神奈川県タクシー協会
- (一社)神奈川県バス協会
- 神奈川県トラック協会
- 神奈川県自動車整備振興会
- 神奈川県自動車販売店協会
- 神奈川県軽自動車協会
- 神奈川県自転車商協同組合
- 横浜個人タクシー協同組合
- 神奈川個人タクシー協同組合
- 日本自動車連盟神奈川支部
- 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合神奈川県支部

商工関係

- 横浜商工会議所
- (一社)横浜青年会議所
- 横浜市商店街連合会

司法、保護機関・団体

- 神奈川県弁護士会
- 横浜市人権擁護委員会

医師会等

- 横浜市医師会
- 横浜市病院協会

労働組合

- 日本労働組合総連合会神奈川県連合会
- 日本労働組合総連合会神奈川県連合会横浜地域連合

教育関係機関・団体

- 横浜市立高等学校長会
- 横浜市立中学校長会
- 横浜市立小学校長会
- 横浜市私立中学高等学校長協会
- 横浜市幼稚園協会
- 横浜市PTA連絡協議会
- 横浜市学校保健会

鉄道関係

- 東日本旅客鉄道(株)横浜保線設備技術センター
- 東日本旅客鉄道(株)横浜駅
- 東京急行電鉄(株)鉄道事業本部運輸計画部
- 京浜急行電鉄(株)鉄道本部施設部
- 相模鉄道(株)施設部
- 横浜高速鉄道(株)運輸部

報道関係

- 日本放送協会横浜放送局
- アール・エフ・ラジオ日本
- テレビ神奈川
- 神奈川新聞社
- 毎日新聞社横浜支局
- 読売新聞社横浜支局
- 朝日新聞社横浜総局
- 産業経済新聞社横浜総局
- 東京新聞横浜支局
- 日本経済新聞社横浜支局
- 共同通信社横浜支局
- 時事通信社横浜総局

道路管理者

- 国土交通省横浜国道事務所
- 中日本高速道路(株)東京支社
- 東日本高速道路(株)関東支社
- 首都高速道路(株)神奈川局

その他関係団体

- (公財)横浜市老人クラブ連合会
- (福)横浜市社会福祉協議会
- 横浜市民生委員児童委員協議会
- 横浜ライオンズクラブ

官公庁

- 関東運輸局神奈川運輸支局
- 神奈川県
- 神奈川県警察
- 横浜市

(順不同)



令和5年度 新入学児童・園児を交通事故から守る運動 横浜市実施要綱

目 的

市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、新入学児童・園児を交通事故から守り、交通ルールとマナーの基本を身につけさせることで、交通事故防止の徹底を図ります。

期 間

令和5年4月5日（水）～4月11日（火）の7日間

ス ロ ー ガ ン

新入学児童・園児を交通事故から守ろう

重 点

- 1 新入学児童・園児の交通事故防止
- 2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 3 全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用努力義務の周知徹底



◇◇令和4年中 幼児・園児、小学生、中学生の交通事故発生状況◇◇

	幼児・園児			小学生			中学生			全事故		
	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数	件数	死者数	負傷者数
鶴見区	9	0	14	25	0	27	12	0	12	669	4	745
神奈川区	2	0	2	9	0	8	0	0	0	363	3	400
西区	3	0	3	2	0	2	3	0	3	255	3	285
中区	5	0	5	7	0	7	6	0	6	384	1	432
南区	5	0	6	9	0	9	2	0	3	328	2	361
港南区	8	1	8	30	0	30	9	0	8	477	2	585
保土ヶ谷区	8	0	9	13	0	15	4	0	4	454	0	526
旭区	6	0	8	12	0	14	7	0	6	528	2	594
磯子区	8	0	11	15	0	16	7	0	6	311	1	354
金沢区	5	0	7	13	0	13	13	0	12	506	2	574
港北区	4	0	4	18	0	19	3	0	3	512	2	559
緑区	12	0	15	12	0	13	4	0	3	371	5	416
青葉区	6	0	8	25	0	26	11	0	13	543	1	625
都筑区	9	0	12	25	0	28	7	0	6	438	4	509
戸塚区	6	0	6	20	0	21	8	0	9	514	4	571
栄区	1	0	3	5	0	5	4	0	4	193	0	238
泉区	3	0	3	12	0	12	8	0	8	272	0	297
瀬谷区	6	0	7	11	0	10	8	0	8	374	2	412
横浜市内	106	1	131	263	0	275	116	0	114	7,492	38	8,483
神奈川県内	281	2	346	802	1	832	374	0	360	21,098	113	24,382

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う市民の交通行動の変化等に注視しつつ、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動について周知を図ります。
- 3 各種会議、行事を通じて、この運動の趣旨を積極的に周知するとともに、広報紙（誌）・機関紙（誌）を発行するときは、交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかける記事等の掲載に努めます。

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を図り、運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
- 3 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。

警察

- 1 交通事故に直結する悪質性、危険性、迷惑性の高い違反やスクールゾーン等を中心とする指導取締りを強化します。
- 2 新入学児童・園児を中心とした街角アドバイスを積極的に推進します。
- 3 関係機関・団体に交通事故分析資料等を積極的に提供するなど、地域等の実態に即した事故防止活動を推進します。
- 4 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 はまっ子交通あんぜん教室、チャイルドシート着用教室や自転車交通安全教室を実施し、交通事故から新入学児童・園児を守る取組を推進します。

教育関係

- 1 新入学児童・園児への交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導の充実を図ります。
- 2 家庭との連携を密にして、登下校時及び帰宅時の交通事故防止を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 安全な歩き方や横断の方法、自転車の安全な乗り方及び乗車用ヘルメットの着用などの基本的な交通ルールについて具体的に教えましょう。
- 2 子どもとともに、通学・通園路を事前に確認し、危険な箇所での通行方法などを現場で指導し、実行させましょう。
- 3 自動車に乗車するときは、全ての座席のシートベルトやチャイルドシートの正しい着用の「ひとこえ」をかけ合しましょう。
- 4 危険な横断などを見かけたら思いやりの気持ちをもって声をかけ、手をさしのべましょう。

横浜市交通安全対策協議会

（事務局）横浜市道路局交通安全・自転車政策課

電話 045(671)2323



鶴見消防署 インフォメーション



⚠️ 電気火災に注意しましょう ⚠️

特にリチウムイオン電池からの火災が増えています。膨張、異音、異臭などの異常が生じたものを使用するのはやめましょう。また、廃棄する場合は、ごみ回収方法をよく確認し、可燃物ごみや不燃ごみに混ぜて廃棄するのは、絶対やめましょう。

(令和5年1月1日～2月28日昨年同期比較)

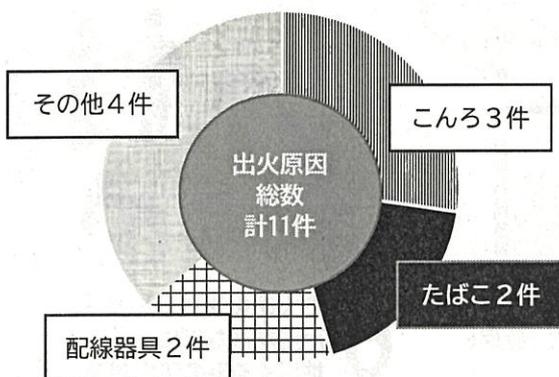
◆ 鶴見区内の災害・救急概況

年別		R5年	R4年	増△減
区分				
火災件数		11	12	△1
火災種別	建物	7	6	1
	林野	0	0	0
	車両	2	2	0
	船舶	0	0	0
	その他	2	4	△2
損害程度	焼損面積 (㎡)	271	0	271
	死者	0	0	0
	負傷者	5	1	4
主な火災原因	こんろ	3	3	0
	たばこ	2	3	△1
	配線器具	2	1	1
	放火(疑い含む)	0	0	0
	ストーブ	0	0	0
	その他	4	5	△1
救急件数		2,981	2,909	72
救急種別	急病	2,132	2,103	29
	交通事故	121	126	△5
	一般負傷	510	489	21
	その他	218	191	27

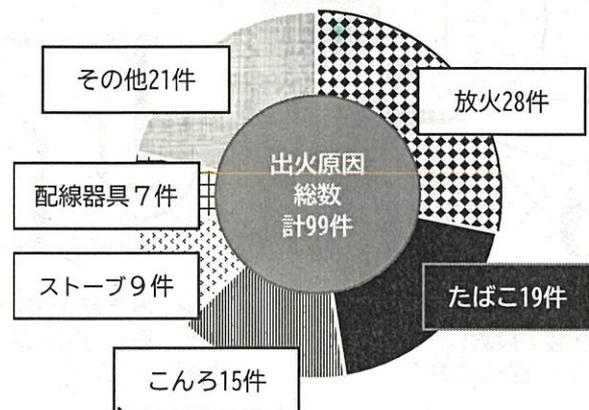
◆ 横浜市内の災害・救急概況

年別		R5年	R4年	増△減
区分				
火災件数		99	80	19
火災種別	建物	45	41	4
	林野	0	0	0
	車両	9	12	△3
	船舶	0	0	0
	その他	45	27	18
損害程度	焼損面積 (㎡)	1,495	911	584
	死者	3	4	△1
	負傷者	26	18	8
主な火災原因	放火(疑い含む)	28	15	13
	たばこ	19	21	△2
	こんろ	15	11	4
	ストーブ	9	15	△6
	配線器具	7	7	0
	その他	21	11	10
救急件数		22,108	20,167	1,941
救急種別	急病	16,082	13,931	2,151
	交通事故	629	714	△85
	一般負傷	3,901	4,034	△133
	その他	1,496	1,488	8

区内



市内



住宅用火災警報器は、10年を目安に交換をおすすめします！

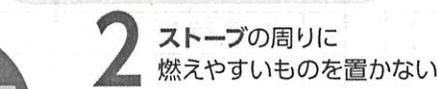
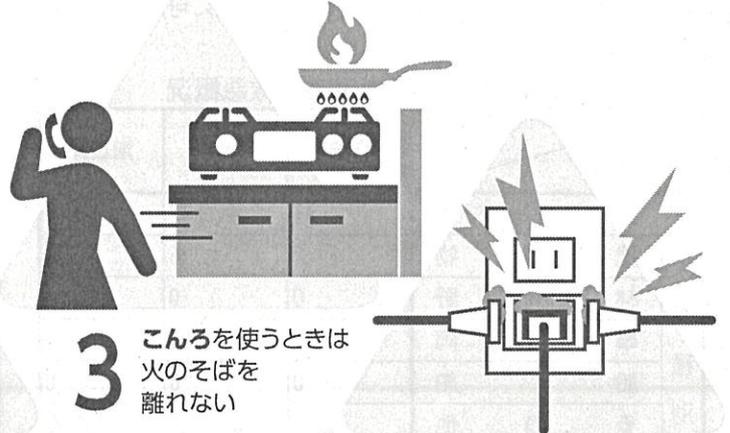
住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感じなくなることもあるため、とても危険です。10年を目安に交換しましょう。



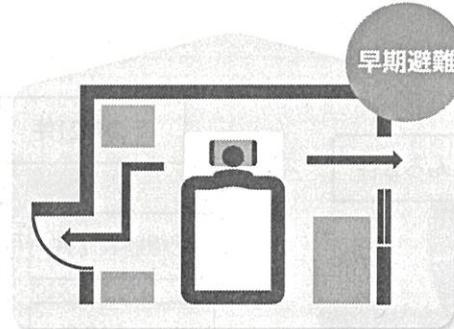
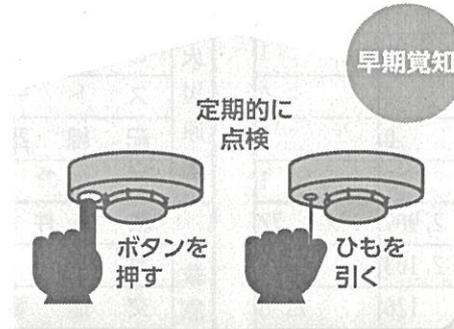
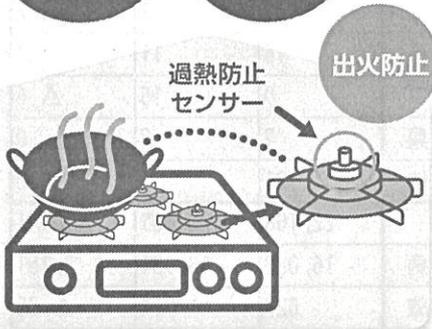
住宅 防火

いのちを守る10のポイント

4つの習慣



6つの対策



鶴見警察署管内刑法犯認知状況表

令和5年3月
鶴見警察署 生活安全課

2月末暫定値

1 罪種別認知状況（年中累計 前年同期比）

年別	凶悪犯				組暴犯				窃盗犯			知能犯		風俗犯		その他	合計
	殺	強	放	強 制性 交 等	暴	傷	脅	恐	侵 入	乗 り 物 盗	非 侵 入 盗	詐	そ の 他	わ い せ つ	そ の 他		
令和5年 2月末	0	2	1	0	2	13	1	0	11	70	68	18	0	2	0	12	200
令和4年 2月末	1	0	0	2	4	6	1	0	6	28	56	8	0	2	0	29	143
前年比	-1	+2	+1	-2	-2	+7	0	0	+5	+42	+12	+10	0	0	0	-17	+57



2 窃盗犯手口別認知状況及び特殊詐欺（年中累計 前年同期比）

年別	侵入				乗り物盗				非侵入盗						合計	
	空	忍	出	事	自	オ	自	小	車	ひ	自	万	部	そ		小
令和5年 2月末	4	0	3	0	2	17	51	70	1	0	0	36	6	25	68	149
令和4年 2月末	2	0	1	0	0	3	25	28	5	0	0	18	4	29	56	90
前年比	+2	0	+2	0	+1	+5	+26	+42	-4	0	0	+18	+2	-4	+12	+59

特
殊
詐
欺
（
旧
振
り
込
め
詐
欺
）

19
11
+8

特殊詐欺被害総額 41,285,100円

キャッシュカード詐欺盗被害…1人

警察官や銀行協会職員、デパート店員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている。」等の名目により、キャッシュカード等を準備させたうえで、隙を見る等し、新しく用意したカードと説明された偽物のカードが入った封筒を渡され、古いカードを回収する旨を理由として、キャッシュカードを犯人に手渡し、キャッシュカード等を窃取する手口です。

オレオレ詐欺被害…8人 15,100,000円

息子や孫の親族等を装い、横領、痴漢等の示談金又は仕事上のミスによる損失の補填、バッグの紛失、借金の返済等を名目として、犯人が自宅へ訪ねて来たり、駅等に呼び出し、金銭等をだまし取る詐欺です。

預貯金詐欺被害…4人 23,000,000円

警察官や区役所職員、銀行協会職員等を装い、あなたの口座が犯罪に利用され、キャッシュカードの交換手続きが必要である等の名目で、暗証番号を聞き出し、キャッシュカードやクレジットカードをだまし取る詐欺です。

還付金詐欺被害…6人 3,185,100円

役所等を装って、保険金や医療費の過払い分の返還を名目に、言葉巧みに被害者をATMに誘導して操作させ、被害者の口座から犯人の口座へお金を振込ませる詐欺です。

架空請求詐欺…0人

インターネット事業者などを名乗る犯人から、インターネットの未納料金が発生しているなどの名目で携帯電話にメールが送られてきたり、法務省や裁判所からはがき、封書が送られてきて、未払いの料金があるなど架空の事実を口実に、金銭等をだまし取る詐欺です。

地域安全情報

鶴見警察署
生活安全課
防犯少年係

町名別窃盗犯発生分析(総数・ひったくり・空き巣・自転車盗の前年対比)

	窃盗犯発生件数			ひったくり			空き巣			自転車盗		
	令和5年 2月末	令和4年 2月末	前年比									
総数	149	90	+59			0	4	2	+2	51	25	+26
朝日町	1	1	0			0			0			0
安善町			0			0			0			0
市場上町	1		+1			0	1		+1			0
市場下町	2		+2			0			0	2		+2
市場西中町		1	0			0			0			0
市場東中町	3		+3			0			0	3		+3
市場富士見町	1	1	0			0			0	1		+1
市場大和町	2	1	+1		1	-1			0	1	1	0
潮田町	4	1	+3			0			0	2		+2
江ヶ崎町	1	3	-2			0			0	1	1	0
小野町			0			0			0			0
梶山	3	2	+1			0			0	2	2	0
上末吉	1	2	-1			0			0		1	-1
上の宮			0			0			0			0
寛政町	2	1	+1			0			0		1	-1
岸谷	1	2	-1			0			0	1	1	0
北寺尾	3	3	0			0	1		+1			0
駒岡	16	8	+8			0			0	1	2	-1
栄町通	3	1	+2			0			0	2		+2
汐入町			0			0			0			0
獅子ヶ谷	3	4	-1			0			0		1	-1
下野谷	5		+5			0			0	1		+1
尻手	2	3	-1			0			0	1	2	-1
下末吉	3	5	-2			0			0	1	1	0
末広町			0			0			0			0
菅沢町	3	1	+2			0			0	1	1	0
諏訪坂			0			0			0			0
大黒町			0			0			0			0
大黒ふ頭	5	1	+4			0			0			0
大東町		1	-1			0			0			0
佃野町	3	2	+1			0			0	2		+2
鶴見見	1		+1			0			0	1		+1
鶴見中央	34	13	+21			0	2		+2	9	4	+5
寺谷		1	-1			0			0			0
豊岡町	8	7	+1			0			0	2		+2
仲通	4		+4			0			0	2		+2
生麦	4	5	-1			0			0	1	3	-2
浜町			0			0			0			0
馬場	2	1	+1			0			0			0
東寺尾	2	4	-2			0		2	-2	1	1	0
東寺尾北台			0			0			0			0
東寺尾中台			0			0			0			0
東寺尾東台		1	-1			0			0		1	-1
平安町	2		+2			0			0	2		+2
弁天町			0			0			0			0
本町通	8		+8			0			0	4		+4
三ツ池公園		1	-1			0			0			0
向井町	5	3	+2			0			0	2	1	+1
元宮	5	4	+1			0			0			0
矢向	6	6	0			0			0	5	1	+4

■ 数値は暫定値です

交通事故発生状況

令和5年3月
鶴見警察署 交通課

2月末概数

管内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
5年	100	0	6	105	111
4年	93	0	4	95	99
増減数	7	0	2	10	12
増減率	7.5%	—	50.0%	10.5%	12.1%

県内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	負傷者数
5年	3,220	18	3,752
4年	3,045	21	3,460
増減数	175	-3	292

管内発生状況 (2月中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
5年	45	0	4	47	51
4年	52	0	1	53	54
増減数	-7	0	3	-6	-3

交通安全ひとこえ運動推進中！
「交通安全は家庭・学校・職場・地域から」

家庭・学校・職場・地域で交通安全の
「ひとこえ」をかけあいましょう。

以下 管内年中累計件数 (単位:件数)

路線別

	一般国道			県道・地方道				市道	その他
	国道1号	国道15号	国道357号	川崎町田	産業道路	環状2号	その他		
5年	10	9	0	4	2	4	6	62	3
4年	7	6	1	7	9	1	8	49	5

曜日別

	日	月	火	水	木	金	土
5年	8	15	24	11	16	17	9
4年	8	14	11	18	19	15	8



大人も子供もヘルメット着用が
努力義務になります！

時間別

	0時～	2時～	4時～	6時～	8時～	10時～	12時～	14時～	16時～	18時～	20時～	22時～
5年	5	2	2	12	14	11	9	15	13	11	5	1
4年	3	0	6	10	12	8	10	7	15	14	7	1

町名別 (区内多発順)

	鶴見中央	下末吉	駒岡	生麦	矢向	豊岡町	尻手
5年	13	10	8	6	6	5	5
4年	8	8	9	6	6	3	3

※ 当月累計の多発順を元に掲載しています。
常に発生が多い地区ではありません。

事故類型別

	車両同士						人対車両		列車
	車両単独	正面衝突	追突	出会い頭	右左折時	その他	横断中	その他	
5年	8	3	12	18	21	12	16	10	0
4年	9	3	15	9	19	17	6	15	0

関係者別 (二輪、自転車は子供、高齢者を含む)

	子供	高齢者	二輪	自転車
5年	8	19	32	31
4年	5	33	29	32

令和5年4月から自転車に乗るすべての人へのヘルメット着用が努力義務となります。

自転車乗用中の死者の致命傷部位は約6割が頭部です。
ヘルメット未着用者はヘルメット着用者に比べ、致死率が1.6倍というデータがあります。

大切な命を守るため、自転車乗車時にはヘルメットを正しくかぶりましょう。

かっこいい、おしゃれなヘルメットもたくさんありますよ！



鶴見警察署
マスコットキャラクター
かける&まい

(仮称)豊岡町複合施設についての意見交換会等について【情報提供】

1 主旨

(仮称)豊岡町複合施設については、本年、サウンディング型市場調査を行い、民間事業者から魅力的な機能サービス等についてアイデア等をいただきました。

次年度は、地域（区民）のみなさまとの意見交換等を行う予定です。

この意見交換等を通じて、地域（区民）のみなさまに複合施設に愛着を持って頂くとともに、地域の特性やニーズを把握、共有することで、魅力的で居心地良く利用できる施設となるよう検討を進めていきますので、ご理解・ご協力をお願いします。

2 地域との意見交換

(1) ワークショップ形式による意見交換

○主旨・テーマ

コンセプト素案「つながる学び舎」を参考に、「居心地良く過ごせる」、「有意義に過ごせる」ための空間や機能等について、意見を出し合い、ニーズを把握します。

○進め方

参加者が数グループに分かれ、グループごとに意見を出し合い、理解・整理しあうことで、ニーズをまとめ上げていくことを目指します。

○対象・日時

- 第1回 鶴見区在住等の子育て世代（30名程度）
5/21（日）午後 会場：鶴見中央コミュニティハウス
- 第2回 鶴見区在住等の幅広い世代（30名程度）
5/27（土）午後 会場：鶴見公会堂

○申込方法

WEB、E-mail 又は FAX による申込

○周知方法（3月下旬）

- ・図書館、地区センター等の区内施設への掲示・配架
- ・横浜市ホームページ
- ・広報よこはま（鶴見区版）4月号

(2) 自治連合会等との意見交換会

(1) で把握した地域のニーズ等も踏まえた検討状況を、自治連合会や、豊岡小学校周辺地域の連合定例会、商店会等を通じて、地域の方々にご説明し、意見交換を行う予定です。

3 区民、市民の方々への周知

より多くの方々に利用して頂ける施設となるよう、ワークショップの概要、基本構想等の検討状況等について、随時、広く市民の方々にお伝えしていきます。

これらの取組を通じて把握したご意見等やサウンディング型市場調査で頂いたアイデア等を、基本構想の検討に生かしていきます。

4 今後の予定

3月下旬	ワークショップの参加者募集
4月	サウンディング型市場調査の結果概要 公表
5月	ワークショップの実施
6月～	ワークショップの結果概要 公表 鶴見区連合自治会定例会等 基本構想素案の検討状況を説明・意見交換

各地区連合会長 様

鶴見区地域振興課長

「地域活動推進費補助金」の関係書類の提出について（依頼）

春暖の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、鶴見区政の推進につきまして、多大なる御協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、次のとおり「地域活動推進費補助金」の関係書類の御提出をお願いします。

各種書類については、原則「郵送」、「Eメール」、「FAX」で、次ページの送付先に提出をお願いします。

なお、提出書類について、疑義や不備がある場合は担当者へお問い合わせの連絡をしますので、あらかじめご承知おきください。

質問事項等があり、来庁したい場合は、必ず事前に電話でご連絡ください。事前連絡がない場合は書類の受取のみとなり、確認は後日となる場合があります。

1 提出いただく期日・書類

各地区連合の総会が終わり次第、別添の「事務の手引き」を参考にしながら、次のとおり、書類を作成し、御提出ください。様式は毎年変更がありますので、今年度の様式を使用するようお願いします。様式については、鶴見区自治連合会のホームページからもダウンロードできます。（自治会・町内会用の依頼文を参照）

提出期日	主な提出書類	対象
8月31日 (木)	<令和3年度補助金決算> ・活動実績報告書（第6号様式） ・事業実績報告書（総会資料でも可） ・収支決算書（総会資料でも可）	全ての地区連合会
8月31日 (木)	<令和4年度補助金申請> ・補助金交付申請書（第1号様式） ・事業計画書（総会資料でも可） ・収支予算書	全ての地区連合会
	・団体の規約	令和4年度から改訂した 地区連合会

※地区連合町内会の補助金算定に際して、単位自治会町内会の令和5年4月1日現在の加入世帯数（会費を免除している世帯や法人会員も含む。）の情報が必要です。正確な補助金のお支払いのために令和4年度補助金の申請の際に、令和5年4月1日現在の加入世帯数を記載した総会資料のご提出をお願いいたします。また、地区連合会の加入世帯数と所属の単位町内会の加入世帯数の合計が一致するように御確認をお願いします。

裏面あり

2 送付先

(1) 郵便の場合（添付の返信用封筒をご使用ください。切手貼付済）

〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1
鶴見区役所 地域振興課 地域活動推進費担当

(2) Eメールの場合

E-mail tr-chikatsu@city.yokohama.jp

(3) F A Xの場合

F A X 045-510-1892

3 その他

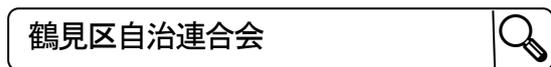
「地域活動推進費補助金」及び「地域防犯灯維持管理費補助金」は、令和4年度予算案が横浜市会において議決されることを実施の条件としています。

4 様式データの入手方法

次の様式については、鶴見区自治連合会ホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。

(1) 鶴見区自治連合会URL

<https://www.tsurumi-kurenkai.net/index.html>



(2) トップページからのダウンロード先

鶴見区自治連合会トップページ>自治会・町内会の役員の皆様へ>書式関係

※横浜市市民局のホームページからも様式をダウンロードできます。

トップページ>暮らし・総合>市民協働・学び>市民と行政の協働>
自治会町内会>地域活動推進費

5 添付書類

- (1) 令和4年度補助金決算関係書類一式
- (2) 令和5年度補助金申請書関係書類一式
- (3) 事務の手引き（単位自治会町内会用のものと同じ内容です。）

担当 鶴見区地域振興課 地域活動推進費担当

TEL:510-1687 FAX:510-1892

E-mail:tr-chikatsu@city.yokohama.jp

各自治会町内会長 様

鶴見区地域振興課長

「地域活動推進費補助金」及び「地域防犯灯維持管理費補助金」の
関係書類の提出について（依頼）

春暖の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、鶴見区政の推進につきまして、多大なる御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、次のとおり「地域活動推進費・防犯灯維持管理費補助金」の関係書類の御提出をお願いします。

各種書類については、原則「郵送」、「Eメール」、「FAX」で次ページの送付先に提出をお願いします。

なお、提出書類について、疑義や不備がある場合は担当者へお問い合わせの連絡をしますので、あらかじめご承知おきください。

質問事項等があり、来庁したい場合は、必ず事前に電話でご連絡ください。事前連絡がない場合は書類の受取のみとなり、確認は後日となる場合があります。

1 提出いただく期日・書類

各自治会町内会の総会が終わり次第、別添の「事務の手引き」を参考にしながら、次の書類を作成し、御提出ください。様式は毎年変更がありますので、今年度の様式を御使用くださいますようお願いいたします。

提出期日	主な提出書類	対象
8月31日 (木)	<令和4年度補助金決算> ・活動実績報告書(第6号様式) ・事業実績報告書(総会資料でも可) ・収支決算書(総会資料でも可)	全ての自治会町内会
8月31日 (木)	<令和5年度補助金申請> ・補助金交付申請書(第1号様式) ・事業計画書(総会資料でも可) ・収支予算書(総会資料でも可)	全ての自治会町内会
	・団体の規約	規約改正があった自治会町内会
	・防犯灯電気料金領収証の写し又は支払証明書 の写し(両方とも4月分) ・電気料金集約分内訳表の写し	防犯灯を維持管理している自治会町内会

※補助金の算定に際して、令和5年4月1日現在の加入世帯数(会費を免除している世帯や法人会員も含む)の情報が重要です。転出・転入などにより変動する加入世帯数を把握することは、大変な作業ですが、例えば、毎年3月末には班ごとの加入世帯数を再点検するなど、正確な把握をお願いします。正確な補助金額のお支払い及び加入世帯数把握のために、令和5年4月1日現在の加入世帯数を記載した総会資料のご提出をお願いいたします。

裏面あり

2 送付先

(1) 郵便の場合（添付の返信用封筒をご使用ください。切手貼付済）

〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1
鶴見区役所 地域振興課 地域活動推進費担当

(2) Eメールの場合

E-mail tr-chikatsu@city.yokohama.jp

(3) FAXの場合

FAX 045-510-1892

3 その他

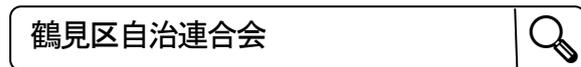
「地域活動推進費補助金」及び「地域防犯灯維持管理費補助金」は、令和4年度予算案が横浜市会において議決されることを実施の条件としています。

4 様式データの入手方法

次の様式については、鶴見区自治連合会ホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。

(1) 鶴見区自治連合会URL

<https://www.tsurumi-kurenkai.net/index.html>



(2) トップページからのダウンロード先

鶴見区自治連合会トップページ>自治会・町内会の役員の皆様へ>書式関係

※横浜市市民局のホームページからも様式をダウンロードできます。

トップページ>暮らし・総合>市民協働・学び>市民と行政の協働>
自治会町内会>地域活動推進費

5 添付書類

- (1) 令和4年度補助金決算関係書類一式
- (2) 令和5年度補助金申請書関係書類一式
- (3) 事務の手引き

担当 鶴見区地域振興課 地域活動推進費担当

TEL:510-1687 FAX:510-1892

E-mail:tr-chikatsu@city.yokohama.jp

自治会町内会長 様

鶴見区総務課長

「町の防災組織」活動費補助金の交付申請及び前年度の活動報告について（通知）

日頃から本市の危機管理対策事業に種々の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、令和5年度も「町の防災組織」による防災活動を充実していただくため、標記補助金を交付いたします。

つきましては、同封の手引きを御参照のうえ、申請の手続きをお願いいたします。

送付書類

- (1) 令和5(2023)年度 町の防災組織活動費補助金事務の手引き
- (2) 令和5(2023)年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書（以降申請書）
- (3) 令和4(2022)年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書（以降報告書）

【ご依頼事項】

◎次の書類を作成のうえ、令和5年8月31日までに、区役所総務課へ、窓口提出・郵送・Eメール等にてご提出ください。

<5年度補助金の交付申請に必要な書類>

- ・申請書、（事業計画書、収支予算書、団体の規約）

<4年度補助金の実績報告に必要な書類>

- ・報告書、（活動実績報告書、収支決算書）

なお、事業計画書・収支予算書・活動実績報告書・収支決算書・団体の規約を、「地域活動推進費補助金」の関係書類として区役所地域振興課へ提出する場合は、総務課への再度の提出は不要です。

◎「町の防災組織」活動費補助金の申請金額及び支出金額と、団体の収支予算書及び収支決算書の「町の防災組織活動費」の金額との整合性を取ってください。

詳しくは、下記連絡先にお問い合わせください。お手数をおかけいたしますが、御理解と御協力をお願い申し上げます。

※当該事業は、令和5年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

問合せ：鶴見区総務課防災担当
石関・溝口・沓澤・川添

TEL 045-510-1656 FAX 045-510-1889

（申請先）

鶴見区長

年 月 日

団体名			
所在地	〒	-	
代表者名			
	TEL	()
担当者			
	TEL	()
メールアドレス			

年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書

年度町の防災組織活動費の補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び町の防災組織活動費補助金交付要綱を遵守します。

事業計画書及び収支予算書の総会等での承認 <input type="checkbox"/> ※チェックをお願いします。					
A 申請世帯数				世帯 (4月1日現在)	
※申請世帯数は広報配布部数を上限とします。					
B 申請金額		A × 160円 =		円	
支出内訳【実施計画 (年4月～ 年3月実施事業)】					
事業項目	活動内容（複数選択可）				支出金額
防災訓練	<input type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練		<input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練		
	<input type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練				
	<input type="checkbox"/> その他 ()				
防災の啓発活動	<input type="checkbox"/> 講演会		<input type="checkbox"/> 研修・講習会		
	<input type="checkbox"/> 見学会				
防災印刷物作成	<input type="checkbox"/> 防災マニュアル		<input type="checkbox"/> 防災マップ		
	<input type="checkbox"/> 防災啓発チラシ				
食料・資機材等の購入	品目	数量	品目	数量	
その他					
支出額合計					円

↓↓↓ 区役所記入欄です。自治会・町内会等では記入しないでください。 ↓↓↓

申請世帯数		区確認世帯数		交付世帯数	
受付番号				交付予定金額	

（報告先）

鶴見区長

年 月 日

団体名			
所在地	〒	-	
代表者名			
	TEL	()
担当者			
	TEL	()
メールアドレス			

年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書

年度の防災活動を次のとおり報告します。

実績報告（ 年4月～ 年3月実施分）

事業実績報告書及び収支決算書の総会等での承認 ※チェックをお願いします。

事業項目	活動内容（複数選択可）				支出金額
防災訓練	<input type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練 <input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練 <input type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
防災の啓発活動	<input type="checkbox"/> 講演会 <input type="checkbox"/> 研修・講習会 <input type="checkbox"/> 見学会 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
防災印刷物作成	<input type="checkbox"/> 防災マニュアル <input type="checkbox"/> 防災マップ <input type="checkbox"/> 防災啓発チラシ <input type="checkbox"/> その他（ ）				
食料・資機材等の購入	品目	数量	品目	数量	
その他					

※1件10万円を超える支出がある場合、領収書の添付が必須ですのでご注意ください。

		(b) 支出合計金額	円
年度交付額 (a)	支出合計金額 (b)	(a)-(b) 差引	
円	円	円	

※ 使用されなかった交付金は返還していただくことになります。

※ 前年度に交付を受けた団体は必ず提出してください。

受付番号

令和5（2023）年度
町の防災組織活動費補助金
事務の手引き
（自治会町内会等）

※ この手引きは、令和5年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

横浜市総務局地域防災課

* 目 次 *



○ 提出書類・提出期限	…	1 ページ
○ 事業概要	…	2 ページ
《申請・請求編》		
1. 事務の流れ	…	3 ページ
2. 申請書記入のポイント	…	4 ページ
3. Q&A集(申請書編)	…	7 ページ
<参考>訂正の方法について	…	8 ページ
4. 請求書記入のポイント	…	9 ページ
5. 請求について	…	12 ページ
6. Q&A集(請求書編)	…	13 ページ
《報告編》		
1. 事務の流れ	…	15 ページ
2. 実績報告について	…	16 ページ
3. 報告書記入のポイント	…	17 ページ
4. 領収書について	…	20 ページ
5. Q&A集(報告書編)	…	22 ページ
○ 提出先	…	23 ページ

○提出書類・提出期限

1. 提出書類

 以下の「※」の付いている書類については、区役所地域振興課へ提出済の場合、提出不要です。事業計画書、収支予算書、実績報告書、収支決算書は必ず総会等の承認を得てください。

(1) 交付申請の際には、以下の書類を作成のうえ、区役所総務課へご提出ください。

- ・ 申請書 1 部
- ・ 事業計画書 1 部 ※
- ・ 収支予算書 1 部 ※
- ・ 団体の規約 1 部 ※
- ・ その他団体の防災活動の予定のわかる資料 1 部

(2) 請求の際には、以下の書類を区役所総務課へご提出ください。

- ・ 請求書 1 部
- ・ 口座振替依頼書 1 部 ※
- ・ 振込口座の確認できる通帳等の写し 1 部 ※

(3) 実績報告の際には、以下の書類を作成のうえ、区役所総務課へご提出ください。

- ・ 報告書 1 部
- ・ 活動実績報告書 1 部 ※
- ・ 収支決算書 1 部 ※
- ・ その他団体の防災活動実績のわかる資料 1 部
- ・ 領収書(10万円以上の支出に係るもの) 【詳しくは、20ページをご覧ください。】

 申請・請求手続きは、(1)(2)の書類が揃うことにより、処理を開始しますので、申請書・請求書をご提出いただいても、地域振興課へ事業計画書及び収支予算書等が提出されていない場合には、それらの書類が揃うのを待つことになるため、交付が遅れることがございます。

 申請・請求・報告書類は必ず配布される様式をご使用ください。(独自の様式で提出された場合、受理できない場合があります。)

 請求書は交付決定通知書とともに申請書類審査後に送付します。

2. 提出期限

令和5(2023)年度補助金交付申請書 令和4年度実績報告書	令和5(2023)年度請求書
8月31日	交付決定日から約2週間後

ご記入方法等何かご不明な点がございましたら、お住まいの区の総務課までお問い合わせください。

○事業概要

1. 概要

自治会町内会等により組織されている町の防災組織が行う自主防災活動に対し、補助金を交付します。

2. 対象団体

町の防災組織を結成している自治会町内会等

3. 申請世帯数

令和5(2023)年4月1日現在の自治会町内会等の加入世帯数と訓練等防災活動に参加する自治会・町内会等に加入していない世帯数を合わせた数

4. 交付する補助金の額

申請世帯数[※]×160円

※ 令和5(2023)年4月1日時点の「広報よこはま」配布部数を上限とします(「広報よこはま」の配布がない団体は届出のある加入数とします)。

ただし、4月1日現在の自治会町内会等の加入世帯数が「広報よこはま」配布部数を上回る場合は、自治会町内会等の加入世帯数を上限とします。

(例)

団体(加入世帯数)	申請世帯数	「広報よこはま」 配布部数	交付世帯数	交付予定額
A自治会(300)	320	310	310	49,600
B自治会(400)	410	390	400	64,000

…の場合、

「広報よこはま」の配布部数が把握できない団体については、お住まいの区へご相談ください。

5. 提出期間及び提出先

令和5(2023)年4月1日から8月31日までに区役所総務課へ提出してください。

6. 補助金の交付対象事業

- ・ 防災訓練(地域防災拠点訓練、自治会町内会訓練、初期消火訓練など)の実施
- ・ 備蓄食料・防災資機材等の購入
- ・ 防災のための講演会・研修会・講習会・見学会の開催
- ・ 防災マニュアル・防災マップ等の作成
- ・ AEDの購入 (リース含む)
- ・ 防災パトロール (※防犯パトロールは対象外です。)
- ・ その他防災活動の一環として実施する事業

⚠ 交付の対象となるのは、令和5(2023)年度中に実施する事業に限ります。

7. 補助金の交付対象とならないもの

- ・ 消防団への分担金や助成事業
- ・ 防犯活動など、直接防災に関わりのない活動
- ・ 防災積立金 (当補助金は翌年度への持ち越しはできません。)
- ・ 分割購入費
- ・ 自治会館等の光熱水費等の公共料金
- ・ 「草刈機」等の直接防災に関わりのないものや活動

⚠ その他購入の際判断に迷う案件が発生した場合には区役所総務課へお問合せ下さい。

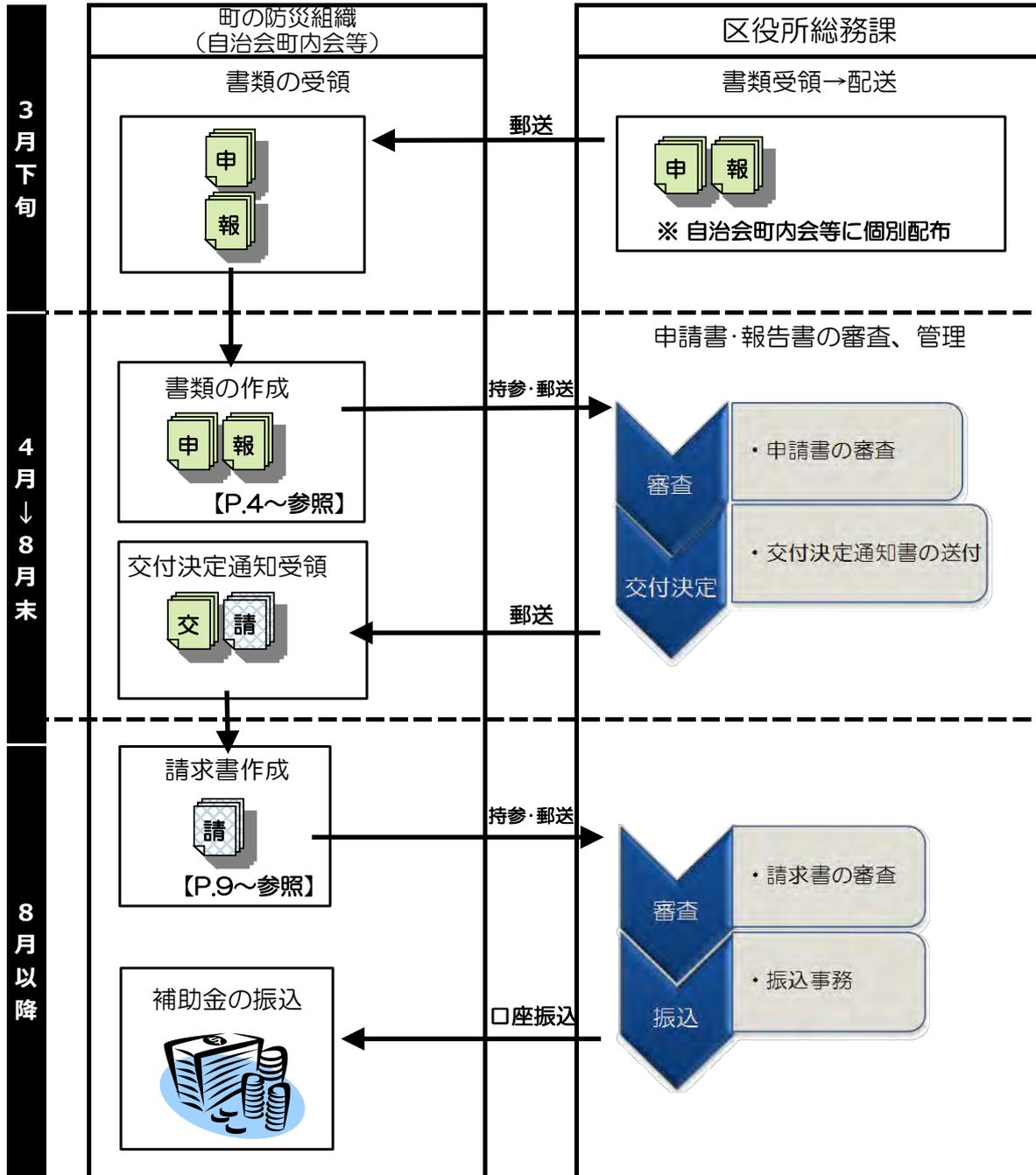
《申請・請求編》 (P. 3～P. 14)

1. 申請・請求事務の流れ



◇ 用語説明

- ・「申」・・・申請書
- ・「報」・・・報告書
- ・「交」・・・交付決定通知書
- ・「請」・・・請求書



2. 申請書記入のポイント

町の防災組織活動費補助金交付申請書 記入例

第1号様式(町の防災組織活動費補助金交付申請書第7条)
(申請先) 区長

04年00月×0日

①団体名は正確に記入しましょう。

②自署または記名(ゴム印等)のみで捺印は不要です!!

③事業計画書、収支予算書は必ず総会等で承認を得てください。
※承認を得た上で「□」⇒「■」

※申請書以降の書類の提出にEメールでやり取りを希望される場合は、御記入ください。

年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書

年度町の防災組織活動費の補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。
なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成17年11月30日横浜市長令第39号)及び町の防災組織活動費補助金交付要綱を遵守します。

事業計画書及び収支予算書の総会等での承認 ※チェックをお願いします。

A 申請世帯数	1,000	世帯 (4月1日現在)
※申請世帯数は応振配布枚数を上限とします。		
B 申請金額	A × 160円 =	160,000 円
支出内訳【実施計画(年4月～ 年3月実施事業)】		
事業項目	活動内容(複数選択可)	支出金額
防災訓練	<input checked="" type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練 <input checked="" type="checkbox"/> 区の自治会・町内会との合同防災訓練	80,000 (円)
	<input checked="" type="checkbox"/> 地区防災拠点訓練	
防災の啓発活動	<input type="checkbox"/> 講演会 <input checked="" type="checkbox"/> 研修・講習会 <input type="checkbox"/> 見学会	25,000 (円)
	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ()	
防災印刷物作成	<input type="checkbox"/> 防災マニュアル <input checked="" type="checkbox"/> 防災マップ <input checked="" type="checkbox"/> 防災啓発チラシ	85,000 (円)
	<input type="checkbox"/> その他 ()	
支料・資機材等購入	品目 数量	
	水缶缶詰 30箱	
	ヘルメット 50箱	
その他		
支出額合計		190,000 円

④実施予定の活動が漏れなく記載されているか確認しましょう。
⚠添付書類の事業計画書等と整合をとってください。

⑤購入予定の品目・数量を漏れなく記入しましょう。
「検討中」など曖昧な表記は認められません。
⚠対象とならない内容の記入がある場合には、訂正をしていただけます。ご注意ください。

⑦収支予算書の金額と合っているか確認しましょう。
⚠添付書類の収支予算書に計上されている金額との整合をとってください。

⑥「積立金」「繰越金」等、本年度で完結しない執行はできません。
⚠年度内に使用できなかった補助金は返還していただきます。

収支予算書及び事業計画書との整合

＜収支予算書＞

区名		整理番号
中区		×○△■

成 ○△年度 収支予算書

港町自治会

○会計年度 自 平成○△年4月1日～

○収入の部

項目	予算額
1 会費	1,266,000
地域活動推進費	298,200
防犯灯維持管理費補助金	26,400
町の防災組織活動費補助金	160,000
2 補助金	
3 広報配布謝金	97,554
4 事業収入	58,300
5 寄付金、祝金等	1,000
6 会館使用料	2,000
その他	
7 前年度からの繰入金	123,510
収入合計	2,141,364

○支出の部

項目	予算額	摘要
1 会議費	80,000	80,000 円
2 事務費	65,000	備品什器購入代 40,000 円 消耗品代 10,000 円 電話代 10,000 円 送料代 5,000 円
3 人件費	60,000	アルバイト賃金 60,000 円
4 会館(会場)借上料	0	円
5 会館水熱水費	160,000	町内会館電費代 70,000 円 町内会館ガス代 50,000 円 町内会館水道代 40,000 円
6 防犯灯維持管理費	49,000	防犯灯の電費代 19,000 円 防犯灯の点検・修理費 30,000 円
7 町の防災組織活動費	190,000	防災訓練・研修費 145,000 円 防災倉庫材購入 40,000 円 チラシ等作成費 5,000 円
8 社会教育事業費	120,000	○○施設見学 70,000 円 子ども会活動費 50,000 円
9 レクリエーション費	320,000	盆踊り大会費 150,000 円 運動会開催費 120,000 円 各種イベント開催費 50,000 円
10 福利厚生事業費	140,000	敬老会開催費 80,000 円 障がい者支援サービス 60,000 円
11 文化事業費	150,000	講演会 70,000 円 映画会 30,000 円 書道等作品展 50,000 円
12 その他	0	円
事業費 小計 ②	959,840	
補助対象予定経費①+②=③	1,544,840	
13 会館建設・修繕積立金	150,000	会館建設・修繕費 150,000 円
14 交際費	30,000	交際費 18,000 円 賀状交換会 12,000 円
15 慶弔費	25,000	慶弔費 25,000 円
16 懇親会費	15,000	新年会 15,000 円
17 寄付金・基金	30,000	共同基金 10,000 円 備忘録(会)基金 10,000 円 災害時支援基金 10,000 円
18 予備費	107,524	予備費 107,524 円
19 その他	0	円
その他 小計 ⑤	357,524	
支出合計 (③+④+⑤)	2,141,364	

◇ポイント◇

- 申請書「B 申請金額」 = 収支予算書 収入の部 補助金予算額
- 申請書申請内訳合計 = 収支予算書 支出の部 町の防災組織活動費となります。

■収入の部

地域活動推進費	298,200	次のAとBを比較して低い方の金額が補助金額となります。 A 700 円 × 加入世帯数 426 世帯 (会費会員+減免会員) B 活動費(事務費・事業費) 1,544,840 円の3分の1(10円未満切捨て)
防犯灯維持管理費補助金	26,400	防犯灯 12 灯 × 2,200 円
町の防災組織活動費補助金	160,000	160 円 × 1,000 世帯

申請書「B 申請金額」と同額か確認をお願いします!!

⚠ 申請額未済の金額が記載されていた場合には、その金額での交付となってしまいますので、ご注意ください。

■支出の部

補助事業費	1 防犯灯維持管理費	49,000	防犯灯の電費代 19,000 円 防犯灯の点検・修理費 30,000 円
	2 町の防災組織活動費	190,000	防災訓練・研修費 145,000 円 防災倉庫材購入 40,000 円 チラシ等作成費 5,000 円
	3	0	円
	4		
補助事業費 小計			

申請書の内容と齟齬(そご)のないようにしてください。

⚠ 申請書の申請金額超の金額を記載しても構いませんが、申請書右下の「支出合計金額」との整合を取ってください。

<事業計画書>

年度事業計画書	
港町自治会	
事業計画年月	活動内容・場所等
○△年4月	第1回班長会 さくらまつり(○○公園) 定期清掃(25日)
5月	こどもフェスティバル(△△学校グラウンド) 決算総会 定期清掃(25日)
6月	第2回班長会 防災訓練(14日 第二公園) 定期清掃(25日)
7月	防犯パトロール(下旬) 定期清掃(25日)
8月	第3回班長会 夏祭り 定期清掃(25日)
9月	敬老祝賀会 防災研修会 防災パトロール 定期清掃(25日)
10月	第4回班長会 いも煮会 定期清掃(25日)
11月	定期清掃(25日)
12月	防犯パトロール(中旬) クリスマス会 定期清掃(25日)
○◇年1月	餅つき大会(初旬) 地域防災拠点訓練(17日 港危機管理小学校グラウンド) 定期清掃(25日)
2月	第5回班長会 定期清掃(25日)
3月	予算総会 定期清掃(25日)

⚠ 申請書でチェックのある活動が事業計画にしっかりと反映されているか確認しましょう。

申請書に右のようにチェックがついていたら、自治会の防災訓練、地域防災拠点、研修等の予定が事業計画書には載っていないとなりません。記述がない場合には、実施日、実施場所を確認のうえ補記していただきます。

◆ 申請書抜粋 ◆

<input checked="" type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練	<input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練
<input checked="" type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練	
<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 講演会	<input checked="" type="checkbox"/> 研修・講習会
<input type="checkbox"/> 見学会	
<input checked="" type="checkbox"/> その他 (防災パトロール)	
<input type="checkbox"/> 防災マニュアル	<input checked="" type="checkbox"/> 防災マップ
<input type="checkbox"/> 防災啓発チラシ	
<input type="checkbox"/> その他 ()	

⚠ 収支予算書と事業計画書は必ず総会等で承認を得てください。

3. Q&A集 (申請書編)

◆ 補助対象について

Q 大きい資機材(防災倉庫・AED等)を購入するために積立をしたいのですが…

A 「購入した年」を「活動があった年」とみなすため、積立金は対象となりません。

Q 昨年度購入した資機材を分割払いしている場合は？

A 積立同様「購入した年」を「活動があった年」とみなすため、対象となりません。

Q リースは対象となるか。

A 対象となりますが、リース期間が複数年度にわたる場合は、当該年度分のリース料金のみとします。

Q 具体的にはどのような品目が補助対象外になるのか。

A 過去にあったもので何件か例示すると、「芝刈り機」の購入や会館利用にかかる「公共料金」等の支出は防災という補助金の趣旨に照らしても役割が異なるとの判断から、対象外としています。

Q パトロールは対象になるのか。

A 防犯パトロールは対象になりません。ただし、地域の危険箇所(がけ地、倒木危険箇所等)を見回ったり、確認したりする等の防災パトロールは対象としています。※申請書類にも「防災パトロール」等の記入をしてください。

◆ 申請の手続きについて

Q 申請書に捺印は必要ですか？

A 申請書は代表者名の自筆または記名(ゴム印、Word打ち等)であれば、捺印の必要はありません。ただし、訂正が必要な場合には、**訂正箇所に代表者の印**が必要になりますのでご注意ください。

Q (申請書に訂正がある場合に)捺印する際の印鑑は何を押せばいいの？

A 代表者の私印か〇〇代表者印(〇〇会長印)の捺印をお願いします。代表者以外の私印(会計担当者等)や、自治会・町内会等の団体印では書類を受理できませんので、ご注意ください。なお、請求書の印鑑と同じ印鑑である必要はありません。



Q 申請書に記入した購入予定の資機材や食料は必ず買わなければいけませんか？

A あくまで予定ですので、当初記入した資機材と別の資機材を購入していただいても構いません。ただし、「購入品目未定」というような記入では補助金は交付できません。年度当初の予定で構いませんので具体的にご記入ください。

Q 申請金額と申請内訳は合わせなければいけませんか？

A 申請の内訳ですので、合わせてください。ただし、申請金額以上の支出をする場合、その全ての支出項目をご記入いただいで構いません。

Q 「その他」には何を書けばいいの？

A 申請書の項目にない防災に関する活動等がございましたらご記入ください。

Q 提出先はどこ？

A お住まいの区の区役所総務課にお願いします。(連絡先についてはP.23をご覧ください。)

Q 提出の期限は？

A **提出期限は8月31日です。**

ご協力よろしく願いたします。

<参考> 訂正の方法

申請書・報告書・請求書等の書類に訂正がある場合には、以下の例のとおり訂正しましょう。

◇ 訂正する時の注意点 ◇

- (1) 修正液、修正テープなどは使用できません。
- (2) 訂正する部分に二重線を引き、その上に代表者の印を捺し、正しい内容を記入してください。

※ 申請書より抜粋

団体名	港町自治会
所在地	〒 231 - 0017 中区港町1-1ハイツ港町4号棟205号
代表者名	横浜 花子
	TEL (671) 2011
担当者	危機 太郎 TEL ()
メールアドレス	XXXXXX-XXXXX@XXXX.co.jp

例えば、申請書で住所を間違えてしまったら・・・

代表者住所 〒 231 - 0017
中区港町1-1 ハイツ港町 ~~1-5号~~ 4号 棟205号
代表者氏名 横浜 花子

このように訂正を行ってください。

4. 請求書記入のポイント

町の防災組織活動費補助金請求書<自治会・町内会用>・表面

町民生活課(町)の防災組織活動費補助金交付要綱(日本橋区) 町内会等用

年度 町の防災組織活動費補助金請求書

① ○△年△△月××日

【注意】
「港町自治会」と「港町町内会」のような非常に似ている名称の団体もあります。正式な名称をご記入ください。

② 港町自治会

〒 231-0017

所在地： 中区港町1-1ハイブ港町4号楼205号

③ 横浜 花子

④ 160,000 円

※ 貴団体あての交付決定通知書に記載されている金額をお書きください。

【注意事項】
1 代表者が口座名義人と異なる場合、代表者印の押捺が必要です。(スタンプ印は無効)
※ 口座振替依頼書と同一の印鑑を使用してください。
2 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、代表者印を押捺し、訂正をお願いします。
3 請求金額欄の訂正はできませんので、新たな用紙にご記入をお願いします。
4 既に口座振替依頼書を提出している場合は、その記載情報と上記の請求書情報の記載に相違がないようご注意ください。

① 提出の日付を記入ください。
交付決定通知書の日付よりもあとの日付になります。

② 団体名は正確に記入ください。

③ 代表者名が口座名義人と異なる場合には、代表者印を押捺ください。
※ 印鑑は正確に捺印ください
正 「代表者の私印」
「〇〇代表者印」
「〇〇会長印」
誤 「会長印」
「〇〇自治会会計印」
「〇〇自治会印」

押捺が省略できる請求書である場合は、Eメールでの提出ができます。なお、提出はPDFに限ります。

【注意】
口座名義人が請求者と別の場合は請求書欄、口座名義人欄ともに押捺の省略はできませんので、Eメールでの提出はできません。

④ 交付決定通知の金額を正確に記入してください。
【注意】
請求金額欄の訂正はできません!!
新たな用紙に記入してください。

今年度すでに区役所に口座振替依頼書を提出している場合は、裏面の記入は必要ありません。

提出していない場合、または、口座の変更がある場合には、次ページの例を参考に、裏面もご記入ください。転居や代表者変更等があった場合は事前に区役所への届出が必要です。

町の防災組織活動費補助金請求書<自治会・町内会用>・裏面

※ 区役所に口座振替依頼書を提出していない場合、または、口座の変更がある場合のみ、記入が必要です。

町内会様式①(町の防災組織活動費補助金交付申請書(背面)) <自治会町内会用>

区役所へ口座振替依頼書を提出していない場合には、下記に口座情報をご記入ください。次のとおり町の防災組織活動費補助金を請求します。

(フリガナ)	ミナトチヨウワシカイ カイアイタントウ カナガワ パラコ
口座名義人	港町自治会 会計担当 神奈川 パラ子
金融機関名	横浜みなと 銀行 港町 支店 信用金庫 信用組合 信用協同組合 支店
預金種目	普通 2 当座
口座番号	1234567

※ 口座名義人が代表者以外の場合は記入押捺願います。上記口座に横浜市から交付される補助金を振り込みください。

代表者名： 横浜 花子 (捺印)

①正確に各項目に記入ください。

【注意】
口座名義人の誤りが多々あります。通帳の1枚開いたページに記載の口座名義、カタカナを正確にご記入ください。
記載のとおり振込処理を行います。ご協力をお願いします。

②代表者と口座名義人が異なる場合や請求者欄の団体名と口座名義の団体名が違う場合は、こちらに代表者印の押捺が必要になります。

【注意】
印鑑は表面のものと同じものを押捺してください。

【確認】
代表者と口座名義人が同じ場合には記入不要です。

- 【注意事項】**
- 1 代表者名が口座名義人と異なる場合、代表者印の押捺が必要です。(スタンプ印は無効)
※ 捺印は書と同一の印鑑を使用してください。
 - 2 金融機関、口座名義人等の欄には、団体の預金通帳に記載されているとおり記入してください。
 - 3 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、代表者印を押捺して訂正をお願いします。

最後にチェック!!

□ 訂正箇所はありませんか？ (詳細はP.8参照)

記載されている文字を修正する場合は、必ず「訂正印」が必要です。修正液、修正テープでの訂正は認められませんのでご注意ください。また、既に捺印されたものを取消す場合には同じ印鑑で重ね印を押してください。

また、請求金額欄の修正はできません。金額を誤って記入した場合は訂正印による修正も認められないので、新しい用紙に書き直していただけます。

町の防災組織活動費補助金請求書<自治会・町内会以外の団体用>

町 〇〇〇

請求者番号(町の防災組織活動費補助金交付要綱第1条第1項) <自治会町内会以外の団体用>

年度 町の防災組織活動費補助金請求書

(請求先) 区長

〇〇年〇〇月〇〇日

【注意】
「港町自治会」と「港町町内会」のような非常に似ている名称の団体もあります。正式な名称をご記入ください。

(請求者) 港町住宅管理組合
〒230-0017
所在地: 中区港町1-1港町住宅2号
代表者名: 横浜 太郎

秋のとおり町の防災組織活動費補助金を請求します。

請求金額	160,000	円
※ 貴団体あての交付決定通知書に記載されている金額をお書きください。		
(フリガナ)	ミナトチョウジヨウタクカンリクミアイ カイケイ サクラキ マチコ	
口座名義人	港町住宅管理組合 会計 桜木 町子	
金融機関名	横浜みなと	銀行 港町 信用金庫 信用組合 農業協同組合 出張所 支所
預金種目	普通	2当座
口座番号	1234567	

※ 口座名義人が代表者以外の場合は記入願います。
上記口座に横浜市から交付される補助金を振り込みください。

代表者氏名: 横浜 太郎

【注意事項】
1 代表者名が口座名義人と異なる場合、代表者の押印が必要です。(スタンプ印は無効)
2 金融機関、口座名義人等の欄には、団体の預金通帳に記載されているとおり記入してください。
3 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、代表者の印を押捺して訂正をお願いします。
4 請求金額欄の訂正はできませんので、新たな用紙にご記入をお願いします。

①提出の日付を記入ください。

① 交付決定通知書の日付よりもあとの日付になります。

②代表者名が口座名義人と異なる場合には、代表者印を押捺ください。

押捺が省略できる請求書である場合は、Eメールでの提出ができません。なお、提出はPDFに限ります。

③交付決定通知の金額を正確に記入してください。

【注意】
請求金額欄の訂正はできません!!
新たな用紙に記入してください。

④正確に各項目を記入ください。

【注意】
口座名義人の誤りが多々あります。通帳を1枚開いたページに記載の口座名義、カタカナを正確にご記入ください。記載のとおり振込処理を行います。ご協力をお願いします。

⑤代表者と口座名義人が異なる場合、代表者印を押捺ください。

【注意】
印鑑は同じものを押捺してください。

※ 代表者と口座名義人が同じ場合には記入不要です。

最後にチェック!!

□ 訂正箇所はありませんか? (詳細はP.8参照)

記載されている文字を修正する場合は、必ず「訂正印」が必要です。修正液、修正テープでの訂正は認められませんのでご注意ください。また、既に捺印されたものを取消す場合には同じ印鑑で重ね印を押してください。

また、請求金額欄の修正はできません。金額を誤って記入した場合は訂正印による修正も認められないので、新しい用紙に書き直していただきます。

5. 請求について

1. 交付決定

申請書受理後、申請内容などの確認を行い、適正な場合は「町の防災組織」活動費補助金交付決定通知書(第2号様式)を送付します。

2. 「町の防災組織」活動費補助金請求書(第5号様式)について

交付決定通知書を受け取った後に、次の書類を区役所総務課へ提出してください。

①「町の防災組織」活動費補助金請求書

②団体の振込口座の分かる預金通帳等の写し

- 自治会町内会等の団体の名称と所在地、代表者氏名及び電話番号を記入してください。
- 請求金額には交付決定通知書の交付金額を記入してください。
- 口座名義人の記入欄には、振込先・預金種目・口座番号を通帳に記載のとおりに入力してください。

 口座名義に団体名や、役職等も含む場合はそちらも必ず記入してください。

その他、字の写し間違いにも注意してください。

間違いがあると、再度確認し振込を行いますので、交付が遅れてしまいます。

- 代表者と口座名義人が異なる場合は、請求書下の代表者氏名の記入と捺印をお願いします。
- 代表者が申請時と請求時で異なる場合は、区役所総務課へ申し出てください。

6. Q&A集（請求書編）

Q 口座名義人欄には、どのように記入すればいいの？

A 名義相違等により振込ができない団体が非常に多いです。ご記入前にしっかりと確認し、通帳を1枚めくったページに記載してある情報を、漏れなくご記入下さい。

※ 通帳を1枚めくったページ

おなまえ ミナトチョウジチカイカイケイタントウカナガワバラコ 様	お客さま番号 〇〇〇〇〇
店番号 〇〇〇	普通預金口座番号 0123456
定期預金口座番号	課税区分
通帳発行日 〇〇年〇〇月〇〇日	
株式会社 横浜みなと銀行 (銀行コード: 〇〇〇〇) お取引店 港町支店	
お取引店 電話番号 045-〇〇〇-〇〇〇〇 通帳発行店 港町支店	

お振込は、こちらにご記入のとおりに行います。
通帳の表紙裏面等に記載されている口座名義を、漏れなく、正確にご記入ください。

銀行名・支店名も正確にご記入ください。また、各金融機関、支店・出張所についても忘れずに囲ってください。

※ゆうちょ銀行をご利用の場合
支店名(記号番号)は漢数字三桁となりますので、ご確認の上ご記入ください。

※ 請求書抜粋

口座名義人	(フリガナ) ミナトチョウジチカイ カイケイタントウ カナガワ バラコ 団体名・氏名等 港町自治会 会計担当 神奈川 バラ子
金融機関名	横浜みなと (銀行) 信用金庫 港町 (支店) 信用組合 出張所 支所 農業協同組合
預金種目	1 (普通) 2 当座
口座番号	0123456

Q 申請した金額と、交付決定通知書に印字してある金額が違うんだけど。

A 申請世帯数と区確認世帯数のどちらか少ない方が交付世帯数となるためです。例えば、1000世帯、160,000円の申請をいただいたとしても、区確認世帯数が950世帯だった場合には、950世帯×160円で152,000円の交付しかできないということになります。ご不明な点がございましたら、お住まいの区の区役所総務課までお問い合わせください。

Q 4月以降加入者が増えたため、申請書を再提出したいんだけど。

A 基準日を4月1日としておりますので、4月以降に増えた分の申請はできません。

Q 申請時と請求時で会長が変わってしまった。請求書の名前はどのようにすればいいの？

A このような場合、請求は現会長のお名前でご記入ください。区役所に会長の変更届が提出されていない場合は変更届の提出をお願いします。

Q フリガナは絶対に書かなければいけないの？

A 振込の際には、フリガナが大変重要です。ほんの一例ですが、同じ「自治会」でも口座名義が「ジチカイ」の団体、「ジジカイ」の団体などあり、その一文字のために振込が出来ない団体も多々あります。確実な振込のためにも、フリガナのご記入漏れのないようにお願いします。

請求書 よくある間違い例

- 「ジチカイ」と「ジジカイ」
- 「会長」と「代表」と「代表者」、「会計」と「会計担当」
- 役職名(会長、会計など)が必要な場合と、不要な場合
- 「自治会」と「町内会」
- 「ヶ」と「ケ」
- フリガナの記載なし
- 実際は「会計」だったが、間違えて「会計担当」と記入した場合に「会計(担当)」と記載している
⇒カッコ書きは訂正として認められません。
- 「銀行」と「信用金庫」の囲い間違い
- 「支店」と「出張所」の囲い間違い
- 代表者名と口座名義人の名前が違うが、下部に記名・押印なし
- 上部と下部の記入されている代表者氏名が違う。
- 上部と下部に押印されている印鑑が違う。

等

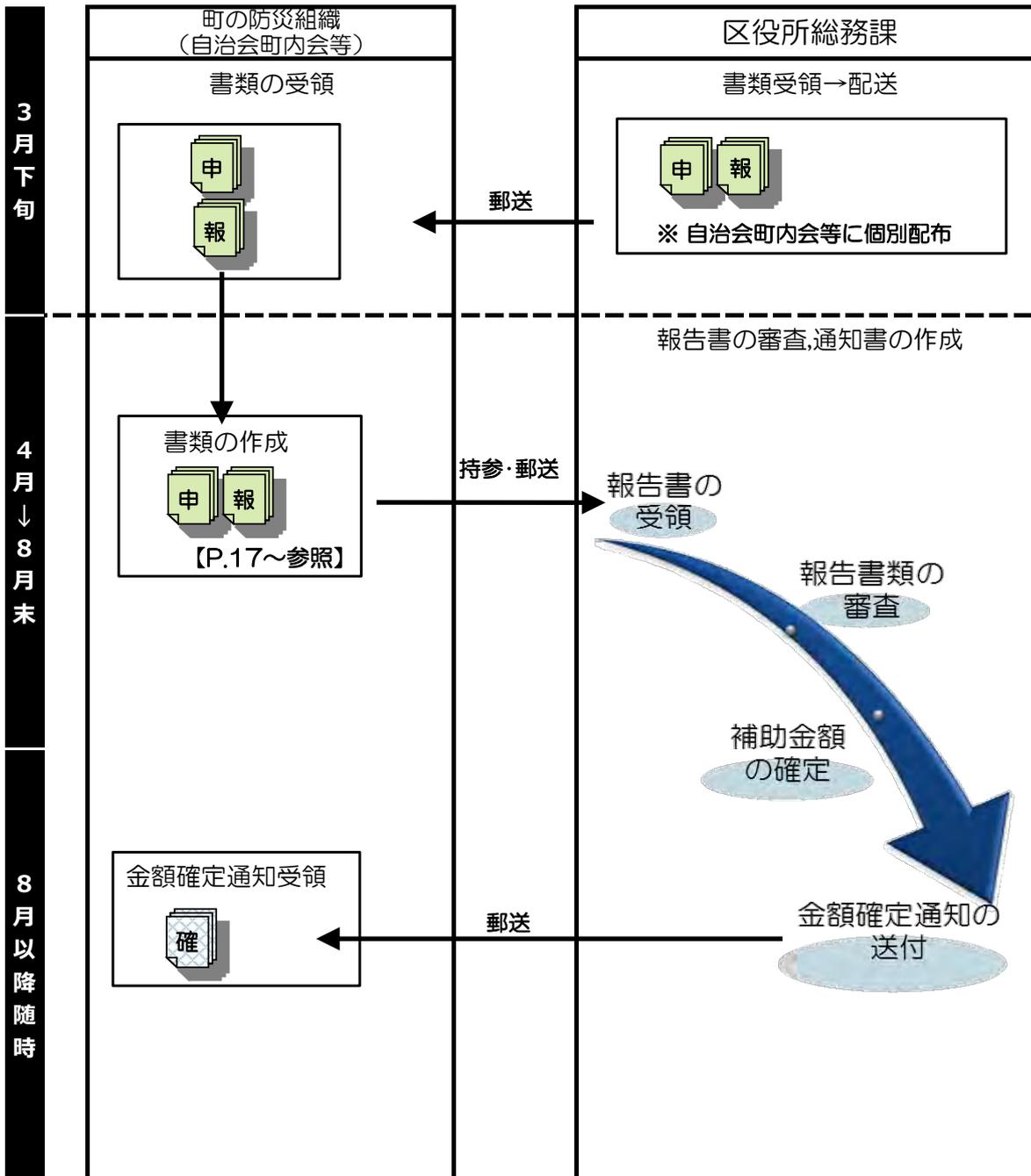
《報告編》 (P. 15~P. 22)

1. 報告事務の流れ



◇用語説明

- ・「申」…申請書
- ・「報」…報告書
- ・「確」…金額確定通知



2. 実績報告について

1. 収支決算書との整合性

「町の防災組織」活動費補助金実績報告書の記入内容と自治会町内会等収支決算書の記入内容は必ず合わせてください。以下のケースの場合は、訂正又は返還をお願いすることになりますので、各自治会町内会等で確認をお願いします。

- (1) 実績報告書の支出金額と収支決算書の支出金額(町の防災組織活動費)が合わない。
- (2) 実績報告書の各項目事業や支出金額が収支決算書の摘要と合わない。

 この他、収支決算書で防災項目が確認できない場合は、防災事業費を抽出して別表を作成いただく場合もあります。

2. 未使用額返還(前年度補助金)

交付した補助金に未使用額がある場合は、返還依頼書と納付書を送付しますので、期限内にお支払いください。

3. 罰則の規定について

『横浜市補助金等の交付に関する規則』により、「偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき」や「補助金等の他の用途への使用をしたとき」には、5万円以下の過料に処されます。適正な補助金の使用をよろしくお願いいたします。

4. 書類の保管について

補助金の交付を受けた団体は、補助金に係る事業の収支を明らかにした会計帳簿、領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければなりません。また、必要に応じて区役所から提示を求める場合などがあります。

 令和4(2022)年度の会計帳簿・領収書等は2028年度までの保存が必要です。

収支決算書及び事業実績報告書との整合

区名		整理番号
○△年度 収支決算書		
○会計年度 自 ○△年4月1日～至 ○△年3月31日		
○収入の部		
項目	決算額	摘要
1 寄附	126,000	250 円 × 422 世帯 × 12 ヵ月 (参考: 寄附金計 12 ヶ月分、寄附員 422 世帯、寄附先 5 団体) 市の収入報告書に記載している方の金額は補助金額になります。
地味活動費	298,200	A 760 円 × 加入世帯数 408 世帯 (寄附員 + 従属員) B 活動費 (事務局 + 事務局) 1,244,840 円 の3分の1 (110 円) 世帯単位で
防犯灯維持管理費補助金	26,400	防犯灯 12 灯 × 2,200 円
町の防災組織活動費補助金	160,000	160 円 × 1,000 世帯
前年度からの繰入金	160,000	160 円 × 1,000 世帯
収入合計	2,141,364	

ポイント

- 報告書 「(a)前年度交付金額」 = 収支決算書 収入の部 町の防災組織活動費補助金
- 報告書 「(b)支出合計金額」 = 収支決算書 支出の部 町の防災組織活動費となります。

収入の部		支出の部	
5 寄付金、税金等	21,000	1 防犯灯維持管理費	49,000
6 会費使用料	30,000	2 町の防災組織活動費	190,000
7 前年度からの繰入金	123,264	3 町民センター	0
収入合計	2,141,364	4 町民センター	0
		補助事業費 小計 ①	239,000
		1 会費建設・修繕積立金	150,000
		2 交際費	30,000
		3 広報費	25,000
		4 懇親会費	15,000
		5 寄付金・基金	30,000
		6 予備費	107,524
		7 その他	0
		支出合計 (③+④+⑤)	2,141,364

収入の部

防犯灯維持管理費補助金	26,400	防犯灯	12 灯 ×	2,200 円
町の防災組織活動費補助金	160,000	160 円 ×	1,000 世帯	

報告書の「(a)前年度交付金額」と同額か確認をお願いします!!
 ⚠ ここには、実際に当該年度に交付された金額を記載してください。

支出の部

1 防犯灯維持管理費	49,000	防犯灯の電気代	19,000 円	防犯灯の維持・点検・修繕	30,000 円		
2 町の防災組織活動費	190,000	防災訓練開催費	60,000 円	防災資機材購入	127,500 円	チラシ等作成費	2,500 円

報告書の内容と齟齬のないようにしてください。
 ⚠ 前年度の交付額を超える金額を記載しても構いませんが、報告書の「(b)支出合計金額」と一致させてください。また、内訳を記載する場合、報告書の内容と齟齬がないようにして下さい。

○△ 年度事業実績報告書

港町自治会

事業実施年月	活動内容・場所・参加人数 等
○△年	さくらまつり
4月	日時：4月6日 午前10時～ 場所：第2公園 参加者：約250名 内容：みなと危機管理小学校による吹奏楽演奏、フリーマーケット 他 第1回班長会（21日。○○について、△△報告） 定期清掃（25日）
5月	こどもフェスティバル 日時：5月5日 午前10時～ 場所：みなと危機管理小グラウンド 参加者：80名 決算総会（23日） 定期清掃（25日）
6月	防災訓練 日時：6月20日 午後1時～ 場所：第2公園 参加者：40名 第2回班長会（21日。こどもフェスティバル決算等報告 他） 定期清掃（25日）
7月	防犯パトロール（20日～25日） 定期清掃（25日）
8月	夏祭り 日時：8月8日 午後5時～ 場所：○○ 参加者：約200名 第3回班長会（21日。夏祭り反省会、敬老祝賀会について） 定期清掃（25日）
9月	敬老祝賀会 日時：9月15日 午後3時～ 場所：○○会館 参加者：約40名 定期清掃（25日）
10月	いも煮会 日時：10月20日 午後12時～ 場所：○○ 参加者：約150名 第4回班長会（21日。防犯パトロール、クリスマス会について） 定期清掃（25日）
11月	定期清掃（25日）
12月	クリスマス会 日時：12月23日 午後3時～ 場所：○○小学校 参加者：約50名 定期清掃（25日） 防犯パトロール（20日～31日）
○◇年	餅つき大会 日時：1月6日 午前10時～ 場所：○○小学校 参加者：約80名
1月	地域防災拠点防災訓練（17日 みなと危機管理小学校グラウンド 参加者25名） 定期清掃（25日）
2月	第5回班長会（21日、来年度予算案について） 定期清掃（25日）
3月	予算総会（21日） 定期清掃（25日）

**報告書でチェックのある活動が
事業実績報告書にしっかりと反映されているか確認しましょう!!**

報告書に右のようにチェックがついていたら、自治会の防災訓練、地域防災拠点等の訓練の実績が事業実績報告書には載ってなければなりません。記述がない場合には、実施日、実施場所を確認のうえ補記していただきます。

また、実績の報告ですので、実施した日付・場所等の情報は必ず確認してください。

報告書抜粋

<input type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練	<input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練
<input type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練	
<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 講演会	<input type="checkbox"/> 研修・講習会
<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 見学会

収支決算書と事業実績報告書は必ず総会等で承認を得てください。

4. 領収書について

1. 提出

補助金の交付を受けた者(補助事業者)は事業終了後(通常は年度終了後)に「横浜市補助金等の交付に関する規則」第14条第1項の規定により、

- ①実績報告書
- ②決算書
- ③領収書 などの提出が義務付けられています。

つまり、領収書は添付が原則です!!

ただし、同規則第14条第5項第1号の規定により、**1件の金額が10万円未満**のものに係る領収書は区役所への提出を**省略**することができます。

⚠ この場合の1件とは？…1件とは1契約であり1契約内の1品目ではない。

例)



①全て別々の店・時期に購入

1契約ごと10万円未満であるため、
領収書の添付は不要

②同じ店・カタログ等で同時購入

それぞれの品目は10万円未満だが、
総額が10万円を超えるため、

領収書の添付が必要!!

①別々に購入



領 収 書	
港明自治会 様	
¥ 25,000.-	
税込金額 → 23,810	消費税5% → 1,190
上記並に領収いたしました。	品 水缶代として
収入印紙	〒231-0017 横浜市中区港町1-△○-55 御水缶詰ビバレッジ株式会社 代表取締役 御水 好子



領 収 書	
港明自治会 様	
¥ 60,000.-	
税込金額 → 57,142	消費税5% → 2,858
上記並に領収いたしました。	品 缶詰・缶入り保存パン代として
収入印紙	〒221-0017 横浜市神奈川区白幡西町4-△○-3 有限会社 横浜ぼん 代表取締役 小栗 透郎



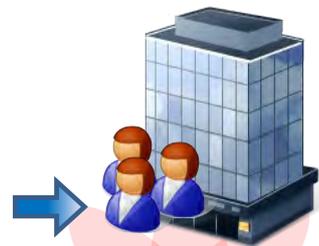
領 収 書	
港明自治会 様	
¥ 37,500.-	
税込金額 → 35,714	消費税5% → 1,786
上記並に領収いたしました。	品 ヘルメット代として
収入印紙	〒246-0022 横浜市瀬谷区三ツ塚5-△○-209 株式会社 アタマ安全 代表取締役 壺玉 舞

それぞれは10万円を超えていないため、提出の必要はありません。

②一括購入



領 収 書	
港明自治会 様	
¥ 122,500.-	
税込金額 → 116,666	消費税5% → 5,834
上記並に領収いたしました。	品 水缶・缶詰・缶入り保存パン・ヘルメット代として
収入印紙	〒221-0013 横浜市神奈川区新子安1-△○-55 株式会社 危機防災何でも屋 代表取締役 危機 西樹



1件の金額が10万円を超えているため、領収書の写しを区役所に提出します。

2. 保管
領収

5. Q&A集（報告書編）

Q 報告書に捺印は必要ですか？

A 申請書は代表者名の自筆または記名（ゴム印、Word打ち等）であれば、捺印の必要はありません。
ただし、申請書に訂正が必要な場合には、**訂正箇所**に代表者の印が必要になりますのでご注意ください。

Q（報告書に訂正がある場合に）捺印する際の印鑑は何を捺せばいいのか。

A 代表者の私印か〇〇代表者印（〇〇会長印）の捺印をお願いします。
代表者以外の私印（会計担当者等）や、自治会・町内会等の団体印では書類を受理できませんので、ご注意ください。なお、請求書の印鑑と同じ印鑑である必要はありません。



Q 前年度と今年度で会長が変わった。報告書の名前はどするの。

A 現会長の名前で提出してください。

Q 「その他」には何を書けばいいの？

A 報告書の事業項目に印字されていない防災に関する活動等がございましたらご記入ください。

Q 例えば、乾パン、水缶、ヘルメットの三つを購入したら金額が10万円を超えた。領収書は必要か。

A まず、乾パン、水缶、ヘルメットをまとめて1契約として1つの業者から買った場合には、領収書は必要になります。
次に、乾パンは乾パン（4万円）、水缶は水缶（6万円）、ヘルメットはヘルメット（4万円）とそれぞれ別々に購入し、購入金額の和が10万円を超えたような場合には、領収書の添付は必要ありません。
ただし、補助金を充てた支出の領収書は10万円を超えないものについても**5年間**は大切に保管することとなっています。必要な場合には提示していただく場合もございますので、大切に保管してください。

Q 報告書に添付する領収書は写しでいいのか。

A 領収書は写しを提出し、原本はご自身で保管してください。

Q 提出先はどこ？

A お住まいの区の区役所総務課にお願いします。（連絡先等については次ページをご覧ください。）

Q 提出の期限は？

A **提出期限は8月31日です。**

ご協力よろしくお願いたします。

区役所	郵便番号	所在地	電話番号
鶴見区総務課	230-0051	鶴見区鶴見中央 3-20-1	(510)1656(直通)
神奈川区総務課	221-0824	神奈川区広台太田町 3-8	(411)7004(直通)
西区総務課	220-0051	西区中央 1-5-10	(320)8310(直通)
中区総務課	231-0021	中区日本大通 35	(224)8112(直通)
南区総務課	232-0024	南区浦舟町 2-33	(341)1225(直通)
港南区総務課	233-0003	港南区港南 4-2-10	(847)8315(直通)
保土ヶ谷区総務課	240-0001	保土ヶ谷区川辺町 2-9	(334)6203(直通)
旭区総務課	241-0022	旭区鶴ヶ峰 1-4-12	(954)6007(直通)
磯子区総務課	235-0016	磯子区磯子 3-5-1	(750)2312(直通)
金沢区総務課	236-0021	金沢区泥亀 2-9-1	(788)7706(直通)
港北区総務課	222-0032	港北区大豆戸町 26-1	(540)2206(直通)
緑区総務課	226-0013	緑区寺山町 118	(930)2208(直通)
青葉区総務課	225-0024	青葉区市ヶ尾町 31-4	(978)2213(直通)
都筑区総務課	224-0032	都筑区茅ヶ崎中央 32-1	(948)2212(直通)
戸塚区総務課	244-0003	戸塚区戸塚町 16-17	(866)8307(直通)
栄区総務課	247-0005	栄区桂町 303-19	(894)8312(直通)
泉区総務課	245-0024	泉区和泉中央北 5-1-1	(800)2309(直通)
瀬谷区総務課	246-0021	瀬谷区二ツ橋町 190	(367)5611(直通)

お住まいの区の総務課へ提出してください。

総務局地域防災課	(671) 3456
----------	------------

令和5年3月17日

各地区連合会長 様

鶴見区地域振興課長

令和5年度「地区連合会現況届」の提出について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から、鶴見区政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年度を迎えるにあたって、貴地区連合会におかれましては、会長をはじめ役員の方々の改選時期と存じます。

つきましては、令和5年度の地区連合会の現況を確認したく、「地区連合会現況届」を記入し、4月19日(水)開催の4月定例会にて御提出くださいますようお願い申し上げます。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、御協力をお願いいたします。

1 提出依頼書類

(1) 令和5年度地区連合会現況届

※1 鶴見区役所が把握している地区連合会情報の再確認の意味合いもあります。

※2 御提出いただいた個人情報は、鶴見区役所による地区連合会の現況把握の目的で使用し、その目的以外には使用しません。

2 提出期限

令和5年4月19日(水)

※ 総会日程等により提出期限に間に合わない場合は、総会終了後すみやかに御提出ください。

3 提出先

鶴見区役所地域振興課地域振興係 自治会町内会担当あて

担当 鶴見区役所 地域振興課地域振興係 井上、澁谷

電話 510-1688

FAX 510-1892

Mail tr-chikatsu@city.yokohama.jp

令和5年度 鶴見区地区連合会現況届

横浜市鶴見区長

地区連合会名 _____

会長氏名 _____

※会長、副会長、会計担当に関しては、新年度の担当の方を記入してください。

1 地区連合会名	
2 会長	ふりがな
	氏名
	住所 鶴見区
	電話 FAX (携帯電話)
3 副会長	ふりがな
	氏名
	電話 FAX (携帯電話)
	ふりがな
	氏名
	電話 FAX (携帯電話)
4 会計担当	ふりがな
	氏名
	電話 FAX (携帯電話)
	ふりがな
	氏名
	電話 FAX (携帯電話)
5 会館	<input type="radio"/> で囲んでください⇒ 有 無
	住所 鶴見区
	電話 FAX
6 会長の任期制度	<input type="radio"/> で囲んでください⇒ 有 無
	会長任期 年、再任 回まで

令和5年3月17日

各自治会・町内会長 様

鶴見区地域振興課長

令和5年度「自治会町内会現況届」等の提出について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から、鶴見区政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年度を迎えるにあたって、自治会町内会におかれましては、会長をはじめ役員の方々の改選時期と存じます。

つきましては、令和5年4月1日の自治会町内会の現況と令和5年度の役員の方々についての状況を確認したく、「自治会町内会現況届」を記入し、御提出をお願いします。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、御協力をお願いいたします。

1 提出依頼書類

(1) 令和5年度自治会町内会現況届

★昨年度と内容に変更がない場合でも、必ず御提出ください。

- ※1 区役所が把握している自治会町内会情報の再確認の意味合いもあります。
- ※2 不動産販売業者や公共工事業者等から事業説明等の御挨拶等のため、会長の連絡先についてお問合せがあったときには、区役所からお答えしています。
- ※3 御提出いただいた個人情報は、区役所による自治会町内会の現況把握及び上記※2の目的で使用し、その目的以外には使用しません。

2 提出期限

令和5年5月19日（金）

- ※1 総会日程等により提出期限に間に合わない場合は、総会終了後に御提出ください。
- ※2 会長が変更となる自治会町内会は別途「自治会町内会長変更届」を御提出ください。
- ※3 同封する返信用封筒にて御提出ください。

3 認可地縁団体（法人化）の自治会町内会で変更がある場合

会長や規約、区域等を変更した場合、変更したことがわかる総会の議事録を添えて、区役所地域振興課へ届出する必要があります。お手数をおかけしますが、別途ご相談ください（手続きのフローは裏面参照）。

担当 鶴見区役所 地域振興課地域振興係 井上、澁谷

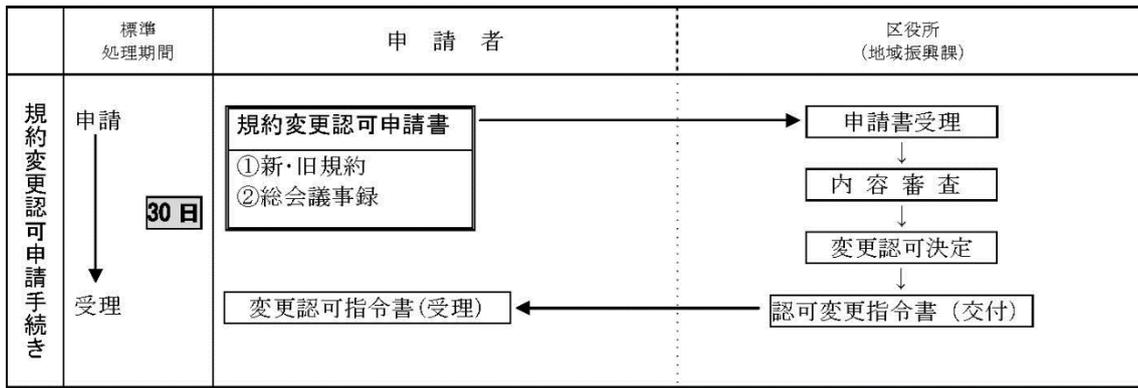
電話 510-1687

FAX 510-1892

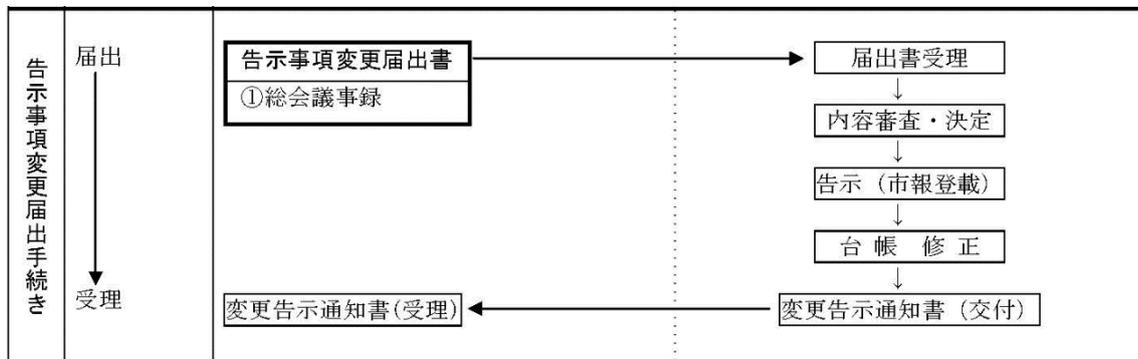
Mail tr-chikatsu@city.yokohama.jp

認可地縁団体(法人化)の自治会町内会で 変更がある場合のフロー

○規約等が変更となった場合



○代表者等が変更となった場合



令和5年度 鶴見区自治会町内会現況届

横浜市鶴見区長

No. _____

自治会町内会名

会長氏名

次のとおり、令和5年4月1日現在の現況を届け出ます。

1	自治会町内会名	ふりがな		
2	自治会町内会エリア	※自治会町内会のエリア地図を添付してください。		
3	自治会町内会長	ふりがな	電話	()
		氏名	携帯	()
			FAX	()
		住所		
	Eメール			
4	加入世帯数	世帯		
5	班数 (回覧用チラシ等必要枚数)	<input type="checkbox"/> 変更なし	<input type="checkbox"/> 変更あり	班 枚
6	掲示板数 (掲示ポスター必要枚数)	<input type="checkbox"/> 変更なし	<input type="checkbox"/> 変更あり	枚
7	配送先 (区役所からの資料、回覧用のチラシ等)	<input type="checkbox"/> 会長宅 <input type="checkbox"/> 会館 <input type="checkbox"/> その他 (配送先を下記に記載してください)		
		氏名 (名称)	電話	()
		住所	〒230-	
8	会館	名称	電話	()
			FAX	()
	住所	鶴見区		
	会館予約担当	氏名	電話	()
9	役員氏名	<input type="checkbox"/> 副会長	電話	()
		<input type="checkbox"/> 会計	FAX	()
		<input type="checkbox"/> 副会長	電話	()
		<input type="checkbox"/> 会計	FAX	()
		<input type="checkbox"/> 副会長	電話	()
		<input type="checkbox"/> 会計	FAX	()
		<input type="checkbox"/> 副会長	電話	()
		<input type="checkbox"/> 会計	FAX	()
		<input type="checkbox"/> 副会長	電話	()
		<input type="checkbox"/> 会計	FAX	()
10	ICTを活用した情報発信	HP	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (URL:	
		SNS	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (利用サービス:	

補足事項

3会長の連絡先は、行政機関(国・県・市等)、公共的機関(市外郭団体・社協等)、各議員、公共工事業者、不動産販売業者(目的が加入促進につながる場合)に対してのみ情報提供します。※Eメールは、区からの連絡でのみ使用します。

5～7変更内容は、届出のあった月の翌月からの反映となります。

7広報よこはまの配送先を変更する場合は、鶴見区役所広報相談係(Tel:510-1680)に連絡してください。

8会館使用希望者に対して、予約担当者の連絡先を公開している場合、氏名・連絡先を記入してください。

9役員の氏名・連絡先は、緊急時に使用する場合があります。

10自治会町内会の広報活動の一環として利用している、HPやSNS(LINE、Twitter等)を記入してください。

記載例

令和5年度 鶴見区自治会町内会現況届

No. _____

横浜市鶴見区長

自治会町内会名 **鶴見●●町内会** 会長氏名 **鶴見 一郎**

次のとおり、令和5年4月1日現在の現況を届け出ます。

1	自治会町内会名	ふりがな つるみまるまるちょうないかい			
		鶴見●●町内会			
2	自治会町内会エリア	別添エリア図のとおり			
		※自治会町内会のエリア地図を添付してください。			
3	自治会町内会長	ふりがな	つるみ いちろう	電話 ()	
		氏名	鶴見 一郎	携帯 ()	
		住所	鶴見区 ●●町1丁目□-〇〇		
		Eメール	〇■〇■〇■ @ turumi.com		
4	加入世帯数	1234	世帯		
5	班数 (回覧用チラシ等必要枚数)	<input type="checkbox"/> 変更なし	<input checked="" type="checkbox"/> 変更あり	50 班	チラシ 必要枚数 枚
6	掲示板数 (掲示ポスター必要枚数)	<input checked="" type="checkbox"/> 変更なし	<input type="checkbox"/> 変更あり	枚	
7	配送先 (区役所からの資料、回覧用のチラシ等)	<input type="checkbox"/> 会長宅 <input type="checkbox"/> 会館 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (配送先を下記に記載してください)			
		氏名 (名称)	鶴見 ツル子	電話 ()	
		住所	〒230- 鶴見区▲▲町3丁目-□□		
8	会館	名称	鶴見●●会館	電話 ()	
		住所	鶴見区 ●●町1丁目□-▲▲		
	会館予約担当	氏名	鶴見 ゆたか	電話 ()	
9	役員氏名	<input checked="" type="checkbox"/> 副会長	佐藤 ●	電話 ()	
		<input type="checkbox"/> 会計		FAX ()	
		<input checked="" type="checkbox"/> 副会長	鈴木 ■□	電話 ()	
		<input type="checkbox"/> 会計		FAX ()	
		<input checked="" type="checkbox"/> 副会長	高橋 ○▲	電話 ()	
		<input type="checkbox"/> 会計		FAX ()	
<input type="checkbox"/> 副会長	田中 □●	電話 ()			
<input checked="" type="checkbox"/> 会計		FAX ()			
<input type="checkbox"/> 副会長	伊藤 ○	電話 ()			
<input checked="" type="checkbox"/> 会計		FAX ()			
10	ICTを活用した情報発信	HP	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり (URL: 〇■〇■〇■ @ 〇■.com)		
		SNS	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり (利用サービス: LINE)		

補足事項

3会長の連絡先は、行政機関(国・県・市等)、公共的機関(市外郭団体・社協等)、各議員、公共工事業者、不動産販売業者(目的が加入促進につながる場合)に対してのみ情報提供します。※Eメールは、区からの連絡でのみ使用します。

5~7変更内容は、届出のあった月の翌月からの反映となります。

7広報よこはまの配送先を変更する場合は、鶴見区役所広報相談係(Tel: 510-1680)に連絡してください。

8会館使用希望者に対して、予約担当者の連絡先を公開している場合、氏名・連絡先を記入してください。

9役員の名前・連絡先は、緊急時に使用する場合があります。

10自治会町内会の広報活動の一環として利用している、HPやSNS(LINE、Twitter等)を記入してください。

令和 年 月 日

自治会町内会長変更届

(届出先)

鶴見区長

鶴見区自治連合会長

次のとおり、自治会町内会長の変更がありましたので届け出ます。

連合会地区名		(NO.)
自治会・町内会名		(NO.)
新 会 長	ふりがな 氏名	----- ,
	生年月日	T・S・H 年 月 日 (歳)
	住所	鶴見区
	自宅TEL	045 ()
	自宅FAX	045 ()
	携帯電話	— —
変更年月日		令和 年 月 日
前会長氏名		

- (注意) ・届出は新会長からの御提出をお願いします。
・鶴見区役所地域振興課地域振興係へご提出をお願いします

令和5年3月17日

各自治会町内会長 様

鶴見区地域振興課長

自治会町内会が利用できる手続きについて（案内）

時下 ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から市政・区政の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、鶴見区役所地域振興課では、各自治会町内会（以下、「町内会」という。）が利用できる、次のような取組を実施していますので御案内いたします。

各制度の詳細をお知りになりたい場合は担当まで、電話・メール・FAX等でご連絡ください。

1 活動の広報等の掲載（広報依頼方法については資料1参照）

町内会の活動内容や町内会主催のイベント等について、地域住民がより情報を取得しやすくなるように広報等の掲載を行います。

【広報の手段】

①鶴見区自治連合会ホームページでの掲載

②鶴見区ツイッターへの掲載



（自治連HP）

2 地縁団体の認可（法人化）（手続きやフローについては資料2参照）

当該認可制度は不動産を保有又は保有を予定している町内会が法人格を取得し、町内会名義で不動産登記を可能にする趣旨で平成3年4月に創設されました。

令和3年11月からは不動産の保有又は保有予定に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行うために法人格を取得することが可能になりました。

なお、法人化された町内会は、会長の交代や規約・区域等の変更をした場合、変更したことがわかる総会の議事録を添えて、区役所地域振興課へ届出する必要があります。

担当 鶴見区役所地域振興課 澁谷

Tel : 510-1688 Fax : 510-1892

Email : tr-chikatsu@city.yokohama.jp

○鶴見区自治連合会ホームページでの掲載

町内会の活動写真（お祭りや見守り活動など）や町内会所有のホームページ・SNS等のリンク先を自治連ホームページで掲載します。

【主な手続き方法】

- ・鶴見区自治連合会ホームページへの写真掲載の場合
該当の写真に簡単な説明文を添付し、Eメール等で送付をお願いします。
- ・リンク先の掲載の場合
ホームページ・フェイスブック・ツイッター等のURLをFAX・Eメールでご連絡ください。

○鶴見区ツイッターへの掲載

町内会主催のイベントの開催内容について、鶴見区役所のツイッターで告知します。

【主な手続き方法】

イベントの概要について「140字以内の文章」を、FAX・Eメール等で区役所地域振興課まで送付ください。その際、チラシのデータやイベント内容がわかる写真がありましたら、一緒に掲載します。

○連絡先等

住所：〒230-0051

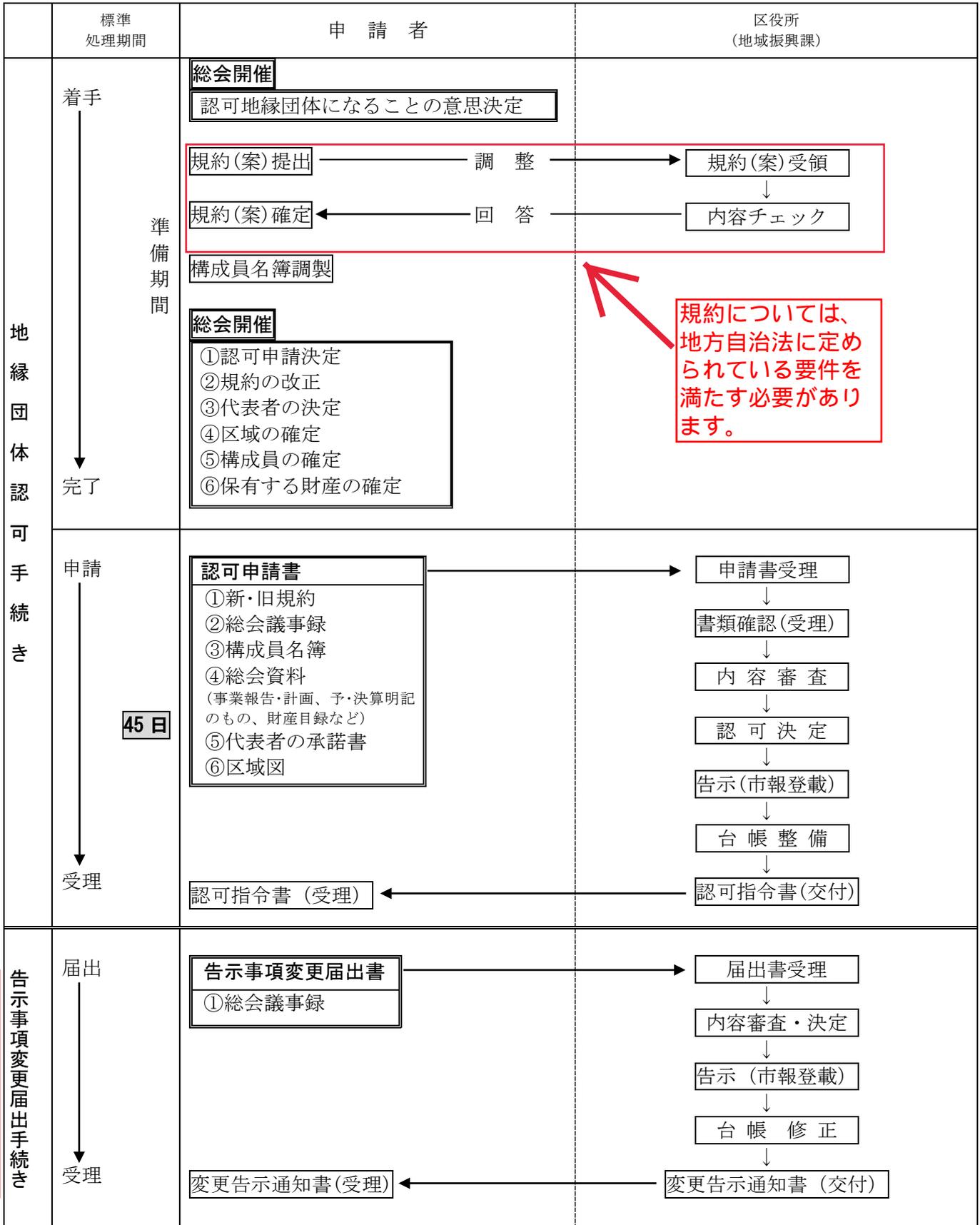
横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 鶴見区役所地域振興課 宛

Tel：510-1688

Fax：510-1892

Email：tr-chikatsu@city.yokohama.jp

地縁による団体の認可等手続きフロー



規約については、
地方自治法に定め
られている要件を
満たす必要があります。

会長交代した時等

規約を変更した時

	標準 処理期間	申 請 者	区役所 (地域振興課)
規約変更認可申請手続き	申請 ↓ 受理 30日	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">規約変更認可申請書</div> ①新・旧規約 ②総会議事録 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">変更認可指令書(受理)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">申請書受理</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">内容審査</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">変更認可決定</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">認可変更指令書(交付)</div>
解散届出手続き	届出 ↓ 受理 ※財産の 帰属認可 30日	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">解散届出書</div> ①総会議事録 ②その他関係書類 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">解散告示通知書(受理)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">届出書受理</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">内容審査・決定</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">内容審査</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">帰属認可決定</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">告示(市報登載)</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">台帳修正</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">解散告示通知書(交付)</div>
清算終了届出手続き	届出 ↓ 受理	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">清算終了届出書</div> ①清算に関する関係書類 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">清算終了告示通知書(受理)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">届出書受理</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">内容審査・決定</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">告示(市報登載)</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">台帳閉鎖</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">清算終了告示通知書(交付)</div>

令和5年3月17日

自治会町内会長 各位

鶴見区地域振興課長

令和5年度鶴見区自治連合会定例会（区連会）における資料配送について

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、自治会町内会活動に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、鶴見区自治連合会では原則毎月19日（土日に重なる場合は前倒し）に「鶴見区自治連合会定例会」（以下、区連会）を開催しており、区連会の議題に基づき、各自治会町内会へ資料を配送しております。

令和5年度の資料配送についても、今年度と同様の取扱いで実施する予定です。

1 配送概要

	令和5年4月～
配送日	区連会の翌々日（ <u>詳細は裏面参照</u> ）
不在時の取扱い	・ 受領印不要 ・ 不在時は <u>玄関先や指定場所等に置き配送</u>

2 配送先変更の連絡について

新年度になって会長変更等により、配送先を変更する場合は担当までご連絡ください。

3 その他

「広報よこはま」の配送とは別物ですので御注意ください。「広報よこはま」の部数及び配送先の変更は、区役所区政推進課広報相談係（510-1680）に御連絡をお願いします。

担当 鶴見区役所地域振興課 井上、阿部
TEL 045-510-1687 FAX 045-510-1892
Mail tr-chikatsu@city.yokohama.jp

裏面あり

鶴見区自治連合会定例会 資料配送日

	配送日	定例会日程
4月	21日(金)	19日(水)
5月	23日(火)	19日(金)
6月	21日(水)	19日(月)
7月	21日(金)	19日(水)
8月	なし	休会
9月	21日(木)	19日(火)
10月	23日(月)	19日(木)
11月	21日(火)	17日(金)
12月	21日(木)	19日(火)
1月	23日(火)	19日(金)
2月	21日(水)	19日(月)
3月	22日(金)	19日(火)

■自治会町内会を対象とした主な補助事業等（予定）

No.	依頼時期	事業名称	補助概要	所管（問合せ先）
1	4月	会館整備補助金	会館新築、建替え、増築、改修、修繕等に係る費用を補助します。	鶴見区地域振興課（510-1687）
2	4月	地域防犯カメラ設置補助	自治会町内会が設置する防犯カメラの費用を補助します。（市民局）	鶴見区地域振興課（510-1687）
3	4月	鶴見クリーンキャンペーン	地域清掃のためのごみ袋や軍手を配布します。	鶴見区地域振興課（510-1689）
4	4月	初期消火器具等整備補助	初期消火器具等を設置、更新する際の費用を補助します。	鶴見消防署総務・予防課（503-0119）
5	4月	感震ブレイカー設置補助	木造住宅密集地域を対象に感震ブレイカーの購入費用や取付けを支援します。	総務局地域防災課（671-3456）
6	5月	家具転倒防止対策助成事業	転倒防止器具の取付けを無料代行します。	総務局地域防災課（671-3456）
7	9月	I C T活用補助事業	I C T機器の導入や活用に係る経費を補助します。	鶴見区地域振興課（510-1687）
8	9月	防犯パトロール物品の配布	防犯パトロール活動のための物品を配布します。	鶴見区地域振興課（510-1688）
9	11月	地域振興助成事業	地域を元気にする活動に対して補助します。	公益社団法人 鶴見法人会（521-2531）
10	2月	鶴見区新たなチャレンジ応援補助金	地域の課題解決に向けた事業で新規又は既存事業を発展させる取組に対して補助します。	鶴見区区政推進課（510-1678）
11	2月	共助のための防災活動補助金	地域防災力向上につながる共助のための自主的活動の経費を補助します。	鶴見区総務課（510-1656）
12	3月	地域活動推進費補助金	自治会町内会の公益的活動に対して補助します。	鶴見区地域振興課（510-1687）
13	3月	地域防犯灯維持管理費補助金	自治会町内会が所有する地域防犯灯の維持管理費を補助します。	鶴見区地域振興課（510-1687）
14	3月	町の防災組織活動費補助金	自主防災組織活動に対し、補助金を交付します。	鶴見区総務課（510-1656）
15	3月	LED防犯灯整備事業	LED防犯灯を新設置します。（市民局）	鶴見区地域振興課（510-1687）
16	3月	まちかど花壇	花壇を整備し不法投棄を防止するため、花の種や苗等を差し上げます。	鶴見区地域振興課（510-1689）